地域文教委員会

令和５年２月１７日

１　議案審査

（１）議案第 10 号　千代田区印鑑条例の一部を改正する条例　【資料】

（２）議案第 11 号　千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例　【資料】

（３）議案第 12 号　千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例　【資料】

（４）議案第 13 号　千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　【資料】

（５）議案第 14 号　千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　【資料】

２　報告事項

【子ども部】

（１）令和４年度　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和３年度分）報告書　【資料】

（２）子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について　【資料】

（３）（仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について　【資料】

【地域振興部】

（１）さくらまつりの開催について　【資料】

（２）新産業振興の方向性について　【資料】

（３）独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力について　【資料】

（４）文化財に関する計画策定の進捗状況について　【資料】

（５）千代田区民体育大会の見直し検討会 中間の取りまとめについて　【資料】

３　その他

教育委員会資料１
令和５年２月 17 日

千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

１　改正理由

本区子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条を根拠に、千代田区子ども・子育て会議条例（平成25年千代田区条例第30号）に基づき設置されている。

今般、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第76号）の制定に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、子ども・子育て会議の設置根拠が同法第72条に改められることに伴い、所要の改正を行う。

２　改正内容

千代田区子ども・子育て会議条例に規定する子ども・子育て支援法の引用条文を第77条から第72条第１項に改める。

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和５年４月１日

新旧対照表（抄）

○千代田区子ども・子育て会議条例

新（改正後）	旧（現　行）
（設置） 第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第３条（現行どおり） （１）　法第72条第１項各号に掲げる事務 （２）（現行どおり） 附　則 この条例は、令和５年４月１日から施行する。	（設置） 第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第３条（略） （１）　法第77条第１項各号に掲げる事務 （２）（略）

教育委員会資料2
令和５年２月１７日

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

１　改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設を利用する子どもに対する懲戒に関する規定の削除を行う。

２　改正内容

懲戒権に関する規定の削除（条例本則第 26 条）

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行年月日

公布の日

５　根拠規定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

新旧対照表

○千代田区保育施設等運営基準条例

※内閣府令第65号の改正に基づく改正

新（改正後）	旧（現　行）
第26条　削除	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。	（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	

教育委員会資料３
令和５年２月 17 日

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１　改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 159 号及び第 175 号）及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和４年厚生労働省令第 167 号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行う。

２　改正内容

（１）　「安全計画の策定等」の規定の創設（第７条の２関係）

設備の安全点検や職員、利用者の活動等の安全に対する指導及び研修、訓練など、安全に関する計画を策定し必要な措置を講じるべきことが義務化

（２）　「自動車を運行する場合の所在の確認」の規定の創設（第７条の３関係）

自動車を運行する場合の利用者の乗車、降車の際に所在を確認すること及び利用者の降車の際に見落としを防止する装置を備えるべきことが義務化

ただし、見落とし防止装置を備えることが困難な場合は、経過措置として、令和６年３月 31 日までの間は備えないことも可

（３）　「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」の見直し（第 10 条関係）

今般の見直しで、家庭的保育事業所が社会福祉施設を併設している場合に、両施設特有の設備である保育室や入所している者の保護に直接従事する職員を兼ねることができる規定に変更

（４）　「懲戒権」に関する規定の削除（第 13 条関係）

（５）　「衛生管理等」の規定の見直し（第 14 条関係）

今般の見直しで、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的に実施する旨を明文化

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和５年４月１日

上記２（４）の部分については、公布の日

新旧対照表（抄）

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現　行）
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条、第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条、第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
（１）～（３）　（現行に同じ）	（１）～（３）　（略）
（安全計画の策定等） 第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られ	

るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	
4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
（自動車を運行する場合の所在の確認）	
第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	
2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第10条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	第10条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第13条　（削除）	第13条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第３項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第14条　（現行のとおり）	第14条　（略）
2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業	2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業

所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３から５まで　（現行のとおり）	３から５まで　（略）
附　則 （施行期日） １　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。	
（経過措置） ２　この条例による改正後の第７条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。	

教育委員会資料４
令和５年２月17日

千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令（令和４年厚生労働省令第159号及び第175号）が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認及び業務継続計画の策定等についての規定が追加、並びに感染症等予防のための研修等実施についての規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

（１）第７条の２として「安全計画の策定等」を追加する。
（２）第７条の３として「自動車を運行する場合の所在の確認」を追加する。
（３）第13条の２として「業務継続計画の策定等」を追加する。
（４）第14条第２項の「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改正する。

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和５年４月１日
（上記２（１）に係る部分は、令和６年３月31日までの間努力義務）

新旧対照表

○千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現　行）
（安全計画の策定等） 第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第13条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ２ 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ３ 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続	

計画の変更を行うよう努めるものとする。	
（衛生管理等） 第14条　（現行に同じ）	（衛生管理等） 第14条　（略）
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　（現行に同じ）	３　（略）
附　則	
（施行期日） １　この条例は、令和５年４月１日から施行する。	
（安全計画の策定等に係る経過措置） ２　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、第７条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。	

教育委員会資料５
令和５年２月17日

令和４年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）
報告書

令和５年２月
千代田区教育委員会

令和４年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和３年度分）報告書

目　　次

１　はじめに 1
２　点検評価の方法及び対象事業等について 2
３　有識者意見 5
４　各事業についての評価及び今後の取組み..... 13
５　あとがき 15

参考 資料１ 教育委員会の活動..... 16
資料２ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
実施要綱 26
資料３ 有識者会議資料（第１回）..... 29
資料４ 有識者会議資料（第２回）..... 97

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

１　はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年６月改正 平成20年４月１日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

本報告書は、法律の規定に基づき、千代田区教育委員会が令和３年度の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行ったものである。

今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していく。

２　点検評価の方法及び対象事業等について

（１）教育委員会の基本計画等における目標と施策

区は、総合計画である「ちよだみらいプロジェクト（平成27年度～令和６年度）」において、37の「施策の目標」を掲げている。この目標は、区の将来像を具体化するために実現をめざすもので、教育委員会は、関連する下記の目標について、重点的に取り組む内容を定めている。

≪施策の目標22≫

保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

【主な取組み】・待機児童ゼロ対策（保育園・学童クラブ）
・民間事業者支援（保育園・学童クラブ）
・児童施設の整備

ちよだみらいプロジェクト：Ｐ66・67

≪施策の目標23≫

安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

【主な取組み】・子ども・子育てに関する総合相談
・児童の虐待防止・早期発見
・子どもを支援するための給付

ちよだみらいプロジェクト：Ｐ68・69

≪施策の目標25≫

他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

【主な取組み】・心の教育の推進　・多様な体験活動の充実
・子どものいじめ防止対策　・個に応じた指導の充実

ちよだみらいプロジェクト：Ｐ72・73

≪施策の目標26≫

グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

【主な取組み】・きめ細かな指導の推進
・健康・食育・体力向上プランの推進
・国際教育の推進
・伝統文化理解教育の推進

ちよだみらいプロジェクト：Ｐ74・75

≪施策の目標27≫

児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

【主な取組み】・教育施設の整備

・児童の安全確保の取組み

・子どもの遊び場確保の取組み

ちよだみらいプロジェクト：P76・77

（2）点検評価対象事業の選定

教育委員会における課題のうち社会状況等により施策の転換期を迎えている事業の中から３～４程度選定する。

（3）対象事業

事業名	概要
（1）宿泊・連合行事について ≪施策の目標 26≫ グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	様々な体験活動を行うとともに、共同生活を営むことによって自立心や必要な規律、協調性など社会性を身につけることを目的として宿泊行事を実施している。また、規律を伴う集団行動等を体験させることで、教育水準の向上及び学校間の望ましい交流を図ることを目的とし、連合行事を実施している。 有識者会議資料（第１回）：本誌Ｐ29
（2）教職員等の研修について ≪施策の目標 26≫ グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	教職員等の資質を向上させるため、全ての学校・園に勤務する教職員等の資質向上に向け、教育委員会では職層や経験、校務分掌に応じた研修を実施している。また、各校園におけるＯＪＴ研修を指導主事や教育研究所の教育専門員を派遣することで支援している。さらに、各校園の教職員等の資質の向上や改善の状況を把握し、指導・助言をするため、区立学校・幼稚園・こども園への年 1 回以上の訪問指導を実施している。 有識者会議資料（第１回）：本誌Ｐ60

事業名	概要
（３）学童クラブについて ≪施策の目標 22≫ 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	保護者が働いている家庭の子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、学童クラブの整備を推進している。多様な遊びや活動を提供する児童館を併設する学童クラブのほか、民間事業者による学校内設置の学童クラブや保育園との併設、夜間の延長保育を実施するクラブ等、利用者のニーズに適切に対応できるよう運営を支援している。 有識者会議資料（第２回）：本誌Ｐ97

（４）点検評価の実施方法

教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する「点検及び評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら、教育委員会において点検評価を行う。その結果を取りまとめ、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

ア　点検及び評価に関する有識者　名簿

氏　　名	役　　職
明石　要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川　嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内　志穂	株式会社三菱総合研究所担当部長
日永　龍彦	山梨大学大学教育センター教授

イ　有識者会議の開催状況

	開催年月日・会場	概　　要
第１回	令和４年９月６日 会場：千代田区役所	１．令和４年度 実施方針等の説明 ２．宿泊・連合行事について ３．教職員等の研修について （教育課題調査研究部会の視察を含む） ４．今後の日程について
第２回	令和４年10月26日 会場：麹町区民館	１．学童クラブについて （一番町学童クラブ、 ポピンズアフタースクール一番町、 アフタースクールこうじ町を含む） ２．今後の日程について　等

４　有識者意見

明石要一（千葉敬愛短期大学）

（１）宿泊・連合行事について

≪ 評 価 ≫

千代田区の宿泊体験活動はコロナ禍の中でもうまく実施しており、評価できる。また、多くの学校で宿泊の日数が１泊２日になっているとき、千代田区は岩井臨海学校(小学４年生対象)を除き２泊３日を堅持していることは高く評価できる。さらに高く評価したいのが小学４年生から宿泊の体験活動を実施していることである。

したがって、千代田区では小学４，５，６年という３年間を視野に置いた宿泊体験活動ができているのである。公立の学校では珍しい。

連合行事が行われていることも評価したい。授業時数の関係で特別活動の機会が少なくなっている。その中で、合同子ども会、連合音楽会、水泳記録会、音楽鑑賞会、雅楽教室、それから連合作品展という行事が目白押しで行われている。家庭や地域での行事が減っている中、学校が協働で物事を成し遂げる機会を提供できている。

≪今後の取組み≫

岩井臨海学校（小学４年生)、嬬恋自然体験交流教室(小学５年生)、箱根移動教室(小学６年生)がそれぞれのステージでどんな力を育てたいかはっきりさせてほしい。そして、中学２年生の裁量移動教室の達成目標とどうつながっていくかも、はっきりさせてほしい。体験活動は子どもたちに様々な力を身につけさせていることは、これまでの先行研究で明らかにされている。しかし、各学年(ステージ)ごとにどういった力を身につけさせていくか、のエビデンスは少ない。と同時に、幼児の「お泊り体験」を行っている幼稚園、保育園も増えている。千代田区でもチャレンジしてほしい。

軽井沢の「少年自然の家」のあり方では、もっと幅広い活用を考えてほしい。千代田区の区民はもとより、千代田区にある高校、大学、企業も利用できるようにする。学び直しやリカレント教育の推進という社会教育的な視点も入れてほしい。指定管理者を決めるときは、学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育の視点も大切にしてほしい。

（２）教職員等の研修について

≪ 評 価 ≫

千代田区の教職員研修は幅広く行われており、全体的に網羅されている。そして「成果」を見ても達成できた、という記述が多い。このことは率直に評価したい。望むことは、参加された教職員一人ひとりの素朴な評価が欲しい。個人レベルでの自己成長の感覚を聞きたい。

教育行政が行っている研修は申し分ない。教員レベルでいえば、行政レベルの研修だけでなく、「校内研修」の充実が期待されている。これまでの研修に関する調査研究では行政の研修より日常的に行われる「校内研修」のほうが個人の教員としての力量形成に役立つ、という報告がある。

≪今後の取組み≫

これからの研修では、公が行う研修と学校単位や個人レベルで行う研修の相互作用が求められる。研修を教職員の自己成長を支援するという視点が求められるのではないだろうか。例えば、１年間や半年という長期研修、特定の曜日の午後定期的に教育センター研修に行くというスタイル、学校単位では１週間に一回、「20 分」程度の「授業検討会」を設ける、ということが考えられる。とにかく教職員に「笑顔が生まれ、元気をもらえる」研修を目指したいものである。

湯川嘉津美（上智大学）

（１）宿泊・連合行事について

≪ 評 価 ≫

宿泊行事については、普段の学校生活では難しい様々な体験活動が、臨海学校、自然体験交流教室、移動教室等において行われており、児童・生徒の貴重な体験・経験の場となっている。また、学校連合行事についても、合同子ども会や連合音楽会、音楽鑑賞教室、連合作品展が実施されるなど、学校間の交流の場となっており、こうした宿泊・合同行事の実施については、高く評価することができる。

≪今後の取組み≫

新型コロナウイルス感染症の影響や教員の多忙感などから、宿泊・連合行事は近年縮小傾向にあるとのことだが、これらの行事のうち、千代田区の児童・生徒にとって重要かつ必要な活動は何かを吟味し、一律縮小とならないように、宿泊・連合行事のあり方を見直す必要がある。その際、臨海学校やオリエンテーションプログラム、選択型合宿などの宿泊行事の縮小については、それが適切かどうかの検討が必要だと思われる。

「軽井沢少年自然の家」のあり方についても検討が行われており、活用方針として「軽井沢町ならではの体験、時代に応じた教育課題への対応」として、自然

環境を活かした体験学習の充実や、ＩＣＴ教育、外国語教育の推進等、高度な取組を実現することが謳われている。それを実現するための具体例も示されており、千代田区の児童・生徒の新しい校外施設としての活用が大いに期待できる。ただし、プログラム重視の学習活動に力を入れすぎると、折角の自然環境が活かされず、主体的な学習活動の展開を妨げることにもなるので、取組内容の検討に際しては、そうした点への配慮もお願いしたい。

（２）教職員等の研修について

≪ 評 価 ≫

指導課主催の各種の教職員研修のほか、各校・園における教職員研修推進支援や教育委員訪問・指導課訪問が適切に実施されている。なかでも、今回参観した「教育課題調査研究部会」では、各教員の課題意識をもとに主体的な研究活動がグループ活動として展開されており、そうした研修のあり方は高く評価することができる。学校を超えた教員間の交流も活発に行われており、こうした研修がさらに広がれば、従来の講義型の受け身の研修ではない、教職員主体の研修活動が各所で展開されるようになると思われる。

≪今後の取組み≫

各種研修では、最新の教育課題を題材に研修を行っているようであるが、保幼小の連携・接続の課題に対して、保幼小合同研修会が年２回しか開催されていないのは、研修回数としては少ないように思われる。また、幼稚園教員・保育士の資質向上が大きな課題となるなかで、どのような研修が効果的であるのか、具体的に検討する必要があるだろう。

（３）学童クラブについて

≪ 評 価 ≫

千代田区では、全小学校の全児童を対象とした「放課後子どもプラン」（学童クラブ・放課後子ども教室）を実施している。「学童クラブ」については、①児童館併設学童クラブ、②学校内設置の学童クラブ、③私立学童クラブがあり、今回、これら３種の学童クラブを視察し、それぞれの特色を生かした適正な運営がなされていることを確認した。待機児童はなく、利用者のニーズにも適切に対応して、学童クラブの整備がなされていることは高く評価することができる。ただし、とくに定員が 50 人を超えている学童クラブでは、居室が手狭であり、国の最低基準（１人あたり 1.65 ㎡以上）は充たしているとはいえ、児童が放課後の時間を日々過ごす環境としては不十分の感が否めない。児童館併設ないし学校内設置の学童クラブでは児童館や学校設備の利用により、児童の活動場所は概ね確保されているが、その利用も限度に近いように思われる。

≪今後の取組み≫

児童数の増加に伴い、今後、学童クラブのニーズも高まることが予想される。現在は私立学童クラブにはまだ空きがあるが、それ以外は定員を少し超えて児童を受け入れている状況にあり、早晩、利用希望者が定員を上回るようになると思われる。今後、利用者数の増加と居室スペースの改善を視野に入れた整備計画を早急に立てる必要があるだろう。

武内志穂（株式会社三菱総合研究所）

（1）宿泊・連合行事について

≪ 評 価 ≫

宿泊行事は、海や高原の豊かな自然環境のなかで行われる宿泊を伴う共同生活で、千代田のような都会で育つ子どもたちにとってそれ自体貴重な体験であり、充実したプログラムであると評価できる。

また、芸術・体育などの多様な活動は、個々の関心領域・得意分野の拡大・発見につながる。連合行事は一人ひとりの子どもたちが輝く可能性につながるものであり、そのような場が広く確保されている状況を評価する。

≪今後の取組み≫

・宿泊行事

すでに「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会報告書」で活動の展開の考え方が記されているが、単発的でなく、長期的視野に基づいたプログラムの策定・実施を期待したい。特に軽井沢は長野五輪のレガシーを含むスポーツ施設も充実しており、この時期スポーツの楽しさを実感すれば、生涯、運動に親しむ姿勢が身に付く。また、歴史的経緯から国際性に富む軽井沢には、ＵＷＣ　ＩＳＡＫ　Ｊａｐａｎという特色あるインターナショナルスクールが設置されている。地元の子どもたちとはもちろん、当該スクールと定期的な交流などもできれば、子どもたちにもよい刺激となり、時代の要請に応じた教育課題への対応にも合致すると考える。

自然の家改修後は、公立小中高の優先利用を確保しつつ、区民及び区内の私立学校や企業等も利用できる仕組みを整備してゆけば運営コスト軽減も期待できる。年間を通じて利活用されるよう計画していただきたい。

・連合行事

連合行事は、自校に留まらず、他校とのリアルな交流で視野が広がる実体験として貴重である。教員の事務／管理作業などの効率化を進め、このような行事に

適切な時間配分がなされるような体制を構築してもらいたい。

宿泊・連合行事とも、令和２年はほぼ全てがコロナ禍で中断を余儀なくされ、当該機会を失った子どもたちには気の毒であったが、徐々に復活してきたことは大変喜ばしい。一方コロナ禍は「恒例」行事の意義を考え直す貴重な機会にもなった。「青春は密」という高校野球監督の言葉もあったが「いま」「ここ」でしかできない経験を、最大限の配慮のもと取り組んでいただきたい。

（２）教職員等の研修について

≪ 評 価 ≫

生徒を指導する教員の人材育成が重要であることは言を俟たない。千代田区においては、東京都教員人材育成基本方針に則り、充実した研修が行われており、ＰＤＣＡを回し改善が図られていると評価する。

≪今後の取組み≫

「東京都教員人材育成基本方針」基本的な考え方　視点４に、「教員は自らのキャリアについて将来展望をもち、身につけるべき能力を自覚し、職務遂行を通じて積極的に能力開発を行っていく」とあるが、今後の人材育成はこの具体化、すなわち教員自身のキャリア開発がカギになると考える。教職員研修における課題に、「近年の若者気質を持った若手教員が今後学校（園）現場で教育実践者としてどう基盤を築いていくか、社会人としてどう成長しているかが重要であり、これからの教員人生の鍵となる」との記載があるが、この課題解決にもつながるものである。

教職は「専門職」として教育を受け、教育実習や教員採用試験を通じて、明らかに適性のない学生が就くことは想定されていないが、教員採用試験の倍率が全国的に低下傾向にあることを考えると、従前より適性やモチベーションが十分でないまま教職に就くケースもあるのではないだろうか。そのため、教員自身が将来展望に基づいたキャリアプランを立て、カウンセリングを受けられるような仕組みがあるとよい。先生は生徒の進路相談にも乗る役割もあり、自身のキャリアプランを立案、実践するプロセス（キャリアカウンセリング）を体感することはプラス面が大きい。

また、キャリアパスについていうと、教員全員が校長（管理職トップ）に就くわけではないため、校長以外の魅力的な姿、例えば高度プロフェッショナル教員などのロールモデルを明示し、それに向けたステップを示すことがあってもよいのではないか。管理職に必要な能力と、高度プロ教員に必要な能力等に整理し、能力開発に向けたステップが可視化されると励みにもなるのではないか。

教職員の健全なモチベーション維持と、キャリアプランに基づいた能力開発が

なされていくことを期待する。

（3）学童クラブについて

≪ 評 価 ≫

千代田区「放課後子どもプラン」のもと運営されている「学童クラブ」は、児童館併設・学校内設置・私立の３類型 19 か所が開設されており、必要に応じ夜間保育も可能とするなど、人口増が続く現況において質・量ともに保護者の多様なニーズに応えているものであると評価する。

視察した３か所の学童クラブは、いずれも運営者の熱意と誠意が感じられ、子どもたちの楽しそうな姿が印象的だった。コロナ禍にあって、大変きめ細かな運営がなされていた。

≪今後の取組み≫

視察時、校内設置の学童では、外遊びの子どもが殆どでクラブ室は余裕があったが、悪天候時や学事都合による長時間保育時には大変混雑し、スペース確保に苦慮しているとのことであった。最大利用時に合わせてクラブ室・スペースを準備するのは困難なことは理解するが、安全・安心の観点からも、安定的かつ十分なスペース確保をお願いしたい。

学童クラブ毎の情報・紹介は十分だが、よりニーズに合致した選択ができるよう、類型による特徴・違い等についても比較検討できるような広報をお願いしたい。

学童クラブでは基本保育時間が平日「放課後～17 時」で、保育園の「～18 時 30 分」と異なっている。申し込みにより学童でも 17 時以降の夕方保育が可能であり、実質的な問題はないかもしれないが、保護者は、小学校に上がるときには様々な不安（新たな環境に馴染めるか、ちゃんとやっていけるか等）を持つことが多く、この基本保育時間の差をより大きく感じてしまうところがある。これが所謂「小１の壁」ではないかと考える。「せめて夕食は一緒に」という子ども中心の考え方で設定されている時間であるが、保護者は小学校入学以前から「夕食は一緒に」と、就労支援（保育園の長時間保育－標準保育時間）により何とかやってきたので、些細な見え方の違いではあるが、その差に戸惑ってしまう。

本質は放課後の過ごし方の問題であり、また子どもたちの成長は目覚ましく、低学年でも 17 時以降一人で過ごせる子供たちもいる（増えてくる）だろう。しかし（繰り返しになるが）、保育園から小学校に上がるタイミングでは、保護者の気持ちに寄り添い、学童クラブによって就業継続が可能であり、後押しが感じられるような丁寧なメッセージ・周知をお願いしたい。

（4）その他教育委員会事務事業に関するご意見

ここ数年、本点検評価に参加させていただき、社会全体では少子化が進むなか、千代田区において人口・子どもが増加傾向にあるのは、子育て支援の豊かさ、教育のレベルの高さも大きく寄与しているのではないかと感じている。

千代田区は東京の中心にあり、施策には都会特有のものもある。しかし「子ども部」がハブとなって各部署緊密に連携し、スピード感をもって事業を推進する姿は、多くの自治体の手本となる。引き続き高い理念を持って、さまざまな施策を進めていただきたい。

日永龍彦（山梨大学）

（1）宿泊・連合行事について

≪ 評 価 ≫

「様々な体験活動を行うとともに、共同生活を営むことによって自立心や必要な規律、協調性など社会性を身につける」ことが従来の宿泊・連合行事の目的とされてきたが、学習指導要領の改訂で社会に開かれた教育課程が提唱され、カリキュラムマネジメントが求められている中、保幼小中の連携を前提としたカリキュラムの中で、個々の行事がどのような資質・能力の育成のためのものとして位置づくのか、各教科の学習等とどのようにつながりうるものなのか、などが明確化されているかを確認したい。連合行事についても教員の多忙感や考え方の多様化により縮小されているとあるが、小中連携の観点からは小学校間の連合行事は児童間の交流行事としても重要な意味を持つ。

≪今後の取組み≫

上記の通り、学校種ごと、学年ごと等で検討するのではなく、15 年間の子どもの成長という観点から、それぞれの行事の教育的な価値を再検証の上、新たな方向性を見出していただきたい。軽井沢の施設もすでに検討が始められているようだが、子どもだけでなく、おとなと子どもが（親子に限らず）共に学ぶことができる空間となるような方向性を模索してほしい。

（2）教職員等の研修について

≪ 評 価 ≫

経験年数・職等に必要とされる研修が計画され、教員の働き方改革や with/after コロナ期への対応として研修回数の精選やＩＣＴを活用した実施方法の工夫など、必要な対応がとられている。研修効果の測定は容易でないことは承知しているが、オンラインで知識伝達型研修を行った時などには確実な

受講が確認できるような方策を用意しておくことが必要と思われる。
≪今後の取組み≫
教育課題調査研究部会参加者の発表の中で重複していた内容として、学校を越えた教員間のつながりの強化（システム上の連携も含め）があった。多忙な中で必ずしも正解のない学校教育という重責を担う教員の多くが孤独感を感じている証左かもしれない。研修機会等も活用しつつ教員どうしがつながりあい、安心して職務に取り組める環境を作ることが主体的な資質向上を促す基盤となるのではないだろうか。

（３）学童クラブについて

≪ 評 価 ≫
官民連携した放課後子どもプランとして学童クラブと放課後子ども教室の２事業が実施されている。児童急増下において視察したいずれの施設も狭隘さは否めないものの、いずれの学童クラブにおいても限られた施設環境を有効に利用しながらきめ細かな配慮のもとで支援を展開している様子が見られた。
≪今後の取組み≫
小学校内に併設されていることのメリットは大きいものの学校側の教室不足対策も喫緊の課題になっている。学校の外に設置することも選択肢の一つであるが、オープンスペースや特別教室等の併用可能性を模索する必要もあると思われる。
会議の席上での説明の中でも触れられていたと思うが、学童クラブ事業と放課後子ども支援事業とで重なる部分が多くある。その異同を保護者に十分理解してもらうことで、必ずしも学童クラブでなくてもよいと判断する保護者も増えるのではないだろうか。
他方で両事業を区別して実施することの意義をあらためて検討することも必要だろう。保育所と幼稚園を一元化したこども園があるように、放課後子ども支援についても担当省庁の枠を越えた千代田区独自の方策を模索することはできないだろうか。

（４）その他教育委員会事務事業に関するご意見

本有識者会議と「今後の学校等のあり方基本構想策定委員会」の双方に出席させていただいているので、問題を多面的に考えることができている。軽井沢の施設の今後の方向性についても別の会議で審議されているとの説明を受けた。点検対象の事務事業に対して関連する諸会議が並行している場合には可能な範囲で情報提供していただけると的外れな意見が減るのではないかと感じている。

４　各事業についての評価及び今後の取組み

令和３年度分点検評価の対象事業については、いずれも区民ニーズに沿った幅広い施策を展開しており、評価に値すると認識している。

有識者からの意見としては、宿泊・連合行事における今後の取組内容の検討、教職員等の研修におけるキャリア開発や学童クラブに対する多様なニーズの高まりに伴う諸課題はあるものの、全体として高い評価であり、それらを踏まえ、教育委員会として次のような視点をもって教育・子育て施策を推進していく。

（１）宿泊・連合行事について

・コロナ禍においても岩井臨海学校（４年生対象）を除き２泊３日を堅持していると共に小学４年生から宿泊の体験活動を実施し、海や高原の豊かな自然環境のなかで行われる宿泊や共同生活は、とても貴重な体験であり、充実したプログラムである。また、連合行事についても家庭や地域での行事が減っている中、学校が協働で物事を成し遂げる機会を作り得意分野の拡大・発見につなげ一人ひとりの子どもたちが輝く可能性につながるものであると評価をいただいた。

・宿泊・連合行事は、コロナ禍の影響などにより縮小傾向にあるが、児童・生徒がそれぞれのステージでどんな力を育て身につけるか、また、個性・適正に応じた活動、学校間の交流の場として実施方法や内容等を検討し、必要とされる行事がより充実したものとなるよう見直しを進めていく。

・軽井沢の「少年自然の家」については、区立学校の利用を主体として、区民及び区内の私立学校や大学、企業等も含めた幅広い活用を検討していく。学び直しやリカレント教育の推進という社会教育的な視点も入れ、子どもだけでなく、大人と子どもが（親子に限らず）共に学ぶことができる空間としても模索していく。また、取組内容の検討に当たっては、自然体験活動を主体に検討し、ＩＣＴ教育、外国語教育の推進等についてもツールとして取り入れていく。さらに、長期的視野に基づいたプログラムの策定・実施も検討を進めていく。

（２）教職員等の研修について

・各職層や経験年次、担当分掌に応じた研修は幅広く実施され、必要な研修については網羅されているとの評価を受けている一方で、参加した教員の習得状況や研修に対する評価の把握について工夫をするべきであるとの意見を

いただいた。事前・事後課題の設定や、履修後のアンケート等の実施により研修内容の把握状況や満足度などを必要に応じて行っていく。

・幼児教育について、研修を幼稚園、小学校の教諭や保育所の保育士などが直接かかわる中で進められる研修の工夫や回数増についての意見をいただいた。現在、保幼交流研修や保幼小合同研修会の実施を進めているが、実施の方法や内容等を見直し、保育所の保育士が参加しやすい形や回数、研修の実施方法を検討し、より充実したものになるよう進めていく。

・教員個々のキャリアを見据えた研修の在り方については、現在、各校園における管理職が実施する自己申告面談等で行っている。Ｏｆｆ－ＪＴの研修履歴の確認や履修状況の確認など、東京都の今後のシステム化の動向を見据えつつ、校内研修の一層の支援や区における研修が教員個々の資質能力の向上に加え、人材育成方針に沿ったものとなるよう、毎年の研修の計画時に適切な見直しを図っていく。

（３）学童クラブについて

・千代田区における「児童館併設型」「学校内設置型」「私立（単独型）」の各タイプの学童クラブを視察いただき、待機児童ゼロの継続や子どもたちへのきめ細かい支援など、総じて質・量ともにニーズに応えているとの評価をいただいた。区としては今後とも、児童・家庭支援センターによる様々なメニューの補助や区立小学校との調整、各クラブ間の情報共有等の取組を通じて運営をサポートするとともに、障害児など特に支援が必要な子どもへの対応の強化など、支援の充実に向けて検討を行っていく。また、学童クラブだけでなく、放課後子ども教室や児童館も子どもたちに安心して利用していただける放課後の居場所であり、これらの取組についても、保護者等への分かりやすい情報発信に今後も取り組んでいく。

・学童クラブの居室など児童の活動するスペースについては、安全・安心の観点からも十分なスペースを確保すべきとの意見もいただいた。児童の受入れ定員数については、必要に応じて各クラブの実情を踏まえて調整を行っているものの、大幅な増減は難しく、一方でスペース自体の拡張も容易ではない。今後、こうした状況も踏まえ、千代田区の子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすための居場所について、とりわけ学童クラブをより魅力あるものとするための方策を検討していく。

５　あとがき

今回は、教育委員会における課題の中で、多様化する保護者のニーズに対応する放課後児童の居場所づくり、アフターコロナや校外施設のリニューアルを見据えた宿泊・連合行事、教員免許の更新制度廃止等による教職員の資質の向上など、施策の転換期を迎えている事業について選定し、有識者会議においては研修の様子や対象施設を視察したうえで、深く掘り下げた検討がなされた。

そして、各事項に対して広く効果的な意見をいただくことができ、評価をより有意義なものとすることができた。

今後も、今回の点検評価を踏まえ、区民の皆様に信頼される教育行政を推進していく。

令和５年２月

千代田区教育委員会

資料１　教育委員会の活動

１　制　　度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」）に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他の人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

２　組　　織

教育委員会は、教育長及び４人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は３年、教育委員の任期は４年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

職　名	氏　名	任　期
教育長	堀米　孝尚	令和３年４月１日－令和６年３月31日
委員	金丸　精孝	令和元年７月２日－令和５年７月１日 令和２年10月13日付職務代理者として指名
委員	中川　典子	平成30年３月25日－令和４年３月24日 平成30年３月25日付職務代理者として指名
委員	長﨑　夢地	平成29年10月17日－令和３年10月16日 令和３年10月17日－令和７年10月16日
委員	俣野　幸昭	平成30年３月25日－令和４年３月24日 令和４年３月25日－令和８年３月24日
委員	佐藤　祐子	令和４年３月25日－令和８年３月24日

３　会　　議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

（１）区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。

（２）事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。

（３）教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。

（４）教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。

（５）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、付属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。

（６）千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。

（７）教育委員会規則及び訓令に関すること。

（８）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（９）特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

（10）特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。

（11）特に重要な許可その他の行政処分に関すること。

（12）審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。

（13）特に重要な広報に関すること。

（14）（１）から（13）までのほか、特に重要又は異例に属すること。

４　活　　動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第２火曜日及び第４火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

（１）令和３年度会議開催状況

定例会・臨時会　31回

（２）令和３年度　教育委員会開催会議事項

会議名	開催日	会議事項
令和３年 第３回 臨時会 （書面開催）	４月12日	『議案』 １．議案第15号「まん延防止等重点措置に伴う区立施設の休館等について」

第６回 定例会	４月13日	『報告』 １．区立図書館の閲覧席数削減・開館時間短縮等について ２．特定事業主行動計画について ３．障害者活躍推進計画について ４．幼稚園・保育園・こども園・認定こども園 在籍状況（令和３年４月１日現在） ５．令和３年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和３年４月１日現在） ６．令和３年度 学級編制（令和３年４月１日現在の児童・生徒・学級数）について ７．まん延防止等重点措置下における区立学校・園の対応について ８．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和３年３月） ９．令和３年度 校園長による経営方針等説明会について 10．令和４年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（４月20号）掲載事項
第４回 臨時会 （書面開催）	４月23日	『議案』 １．議案第16号「区立学校・保育園等における新型コロナウイルスに関する対応」
第７回 定例会	４月27日	『報告』 １．低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について ２．令和３年度春期宿泊行事及び令和２年度代替事業の実施状況について ３．緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について ４．中学生海外交流教育におけるウエストミンスターへの派遣・受入の中止について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（５月５日号）掲載事項
第８回 定例会	５月11日	『報告』 １．緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について ２．教科書採択について ３．令和３年度中学生海外交流教育の中止に係る代替事業の実施について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（５月20日号）掲載事項
第９回 定例会	５月25日	『議案』 １．議案第17号「教育事務に関する議案の意見聴取」 ２．議案第18号「人事案件」【秘密会】 『報告』 １．低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他子育て世帯分）について

		２．令和３年度学級編制（令和３年５月１日現在の児童・生徒数・学級数）について ３．保幼小合同研修会について ４．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和３年４月末）について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（６月５日号）掲載事項
第10回 定例会	６月７日	『協議』 １．押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則 ２．学校職員服務取扱規程等の一部改正 ３．幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 『報告』 １．令和３年第２回区議会定例会の報告 ２．令和３年度連合・宿泊行事について ３．緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について ４．「ＧＩＧＡスクール構想」保護者セミナーの開催について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（６月20日号）掲載事項
第５回 臨時会 （書面開催）	６月21日	『議案』 １．議案第19号「区立施設の開館等について」
第11回 定例会	６月22日	『議案』 １．議案第20号「押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則」 ２．議案第21号「学校職員服務取扱規程等の一部改正」 ３．議案第22号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 『報告』 １．工事に伴う昌平まちかど図書館の開館時間変更について ２．令和３年第２回区議会定例会の報告 ３．今後の教育のあり方検討について ４．軽井沢少年自然の家のあり方検討について ５．麹町小学校普通教室増に向けた改修工事について ６．お茶の水小学校新築工事について ７．（仮称）四番町公共施設整備について ８．まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について ９．区立小学校の特別支援学級新設について 10．いじめ、不登校、白鳥教室の状況 『その他』 １．教育委員会行事予定表 『その他』 ２．広報千代田（７月５日号）掲載事項
第６回 臨時会 （書面開催）	７月12日	『議案』 １．議案第23号「緊急事態宣言の発出に伴う区立施設の開館等について」

第12回 定例会	７月13日	『議案』 １．議案第24号「千代田区新型コロナウイルス感染症対策に係る千代田区立学校の施設の利用制限に伴う使用料の減額の特例に関する規則」 『報告』 １．千代田区立日比谷図書文化館特別展 紀伊国屋三谷家コレクション 浮世絵をうる・つくる・みる ２．令和４年度使用 中学校中等教育学校前期課程 教科用図書選定委員会答申【秘密会】 ３．緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について ４．教科書展示会の結果 ５．千代田区立学校等における宿泊・連合行事検討委員会について ６．オリンピック・パラリンピック学校連携観戦について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（７月20日号）掲載事項
第13回 定例会	７月27日	『協議』 １．令和３年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 ２．令和４年度使用中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】 ３．令和４年度使用特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】 ４．令和４年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】 『報告』 １．千代田区文化財保存活用地域計画の策定 ２．いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（６月） ３．令和３年度指導課訪問の実施について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（８月５日号）掲載事項
第14回 定例会	８月24日	『議案』 １．議案第25号「令和４年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」 ２．議案第26号「令和４年度使用特別支援学級教科用図書採択」 ３．議案第27号「令和４年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」 ４．議案第28号「令和４年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」 ５．議案第29号「千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則」 『議案』 ６．議案第30号「千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を廃止する規則」 『報告』 １．千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について

		２．令和４年度部予算編成方針（兼令和４年度部組織目標）【秘密会】 ３．千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ４．新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する私立保育所等保育事業者支援について ５．緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について ６．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（７月） ７．学校ＩＣＴリプレースの概要について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（９月５日号）掲載事項
第７回 臨時会	８月31日	『報告』 １．新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について
第15回 定例会	９月14日	『議案』 １．議案第32号「人事案件」【秘密会】 『報告』 １．今後の教育のあり方検討について ２．令和３年第３回区議会定例会の報告 ３．損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件 ４．令和３年度及び令和２年度 学校・園・館行事等の実施状況について ５．生理用品の学校トイレへの設置 ６．学校生活アンケートの結果について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（９月20日号）掲載事項
第16回 定例会	９月28日	『報告』 １．令和３年第３回区議会定例会の報告 ２．令和４年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）の生徒募集について ３．学校生活アンケートの結果について（再報告） ４．いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告 ５．令和３年度 東京都児童・生徒 体力、生活運動習慣等調査結果 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（10月５日号）掲載事項
第８回 臨時会 （書面開催）	９月30日	『議案』 １．議案第33号「区立施設の開館等について」
第17回 定例会	10月12日	『報告』 １．今後の教育のあり方検討について 『報告』 ２．軽井沢少年自然の家のあり方検討について ３．区内保育園の現状について ４．令和４年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関す

		る実施要綱 ５．令和４年度入学中学校学校選択状況報告について ６．緊急事態宣言の解除に伴う対応について ７．令和３年度保幼小合同研修会（第２回）の開催について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（10月20日号）掲載事項
第18回 定例会	10月26日	『報告』 １．リバウンド防止措置期間終了に伴う対応について ２．特別区人事委員会勧告について ３．いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（９月末） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（11月５日号）掲載事項
第19回 定例会	11月９日	『報告』 １．千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の開始について ２．令和４年度学童クラブ入会募集について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（11月20日号）掲載事項
第９回 臨時会 （書面開催）	11月19日	『議案』 １．議案第34号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
第20回 定例会	11月29日	『報告』 １．「共育ビジョン」の改定について ２．令和３年第４回区議会定例会の報告 ３．子育て世帯への臨時特別給付金について ４．保育所の閉所について ５．子ども発達センター運営事業者の選定結果について ６．お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について ７．（仮称）四番町公共施設整備について ８．令和４年度入学 中学校 学校選択結果の報告について ９．令和２年度における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について（概要） 10．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和３年10月末） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（12月５日号）掲載事項
第21回 定例会	12月14日	『報告』 １．日比谷図書文化館文化財に関する環境調査について ２．千代田区文化財保存活用地域計画策定に係るアンケートの実施について ３．軽井沢少年自然の家のあり方検討について ４．千代田区共育ビジョンの改定について ５．就学前プログラムの改定状況等について 『報告』 ６．お茶の水小学校・幼稚園 通学・通園バス発着場所の変更について

		７．区立学校 心をつなぐ体験授業について ８．千代田区立学校等における宿泊・連合行事について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（12月20日号）掲載事項 ３．教育広報かけはし掲載事項
令和４年 第１回 定例会	１月11日	『報告』 １．子育て世帯への臨時特別給付金 ２．「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に伴う対応について ３．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和３年11月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（１月20日号）掲載事項
第１回 臨時会 （書面開催）	１月20日	『議案』 １．議案第１号「区立施設の休館等について」
第２回 定例会	１月25日	『議案』 １．議案第２号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」 ２．議案第３号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 『協議』 １．教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 『報告』 １．日比谷図書文化館常設展示室の展示替えについて ２．区立学校・園卒業式及び入学式等について ３．就学前プログラムの改定状況等について ４．令和４年４月保育所等入所（一次締切）申込状況について ５．「牛肉給食の日」について ６．まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について ７．いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況等（12月） ８．第２回「ＧＩＧＡスクール構想」保護者向けオンラインセミナーの開催について ９．令和４年度千代田区立九段中等教育学校入学者応募状況 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（２月５日号）掲載事項
第３回 定例会	２月８日	『議案』 １．議案第４号「令和３年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」 ２．議案第５号「教育事務に関する議案の意見聴取」 ３．議案第６号「人事案件」【秘密会】 『報告』 １．千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例 『報告』 ２．千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 『その他』

		１．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（２月20日号）掲載事項
第４回 定例会	２月22日	『報告』 １．通学路における緊急合同点検について ２．令和４年度当初予算案 ３．令和４年第１回定例会の報告 ４．令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 ５．いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和４年１月末） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（３月５日号）掲載事項
第５回 定例会	３月８日	『協議』 １．千代田区指定文化財の指定 『報告』 １．令和４年第１回定例会の報告 ２．子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について ３．学級閉鎖の状況について ４．区立小・中学校の各区宿泊行事実施状況について ５．千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】 ６．令和３年度学力調査報告 ７．まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について ８．九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（３月20日号）掲載事項
第６回 定例会	３月22日	『議案』 １．議案第７号「千代田区指定文化財の指定（江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面）」 ２．議案第８号「千代田区指定文化財の指定（龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション）」 『協議』 １．千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 ２．幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ３．幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 『報告』 １．千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補【秘密会】 ２．調査報告について【秘密会】 ３．いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況（２月分） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（４月５日号）掲載事項 ３．令和４年度教育広報かけはし掲載案
第２回 臨時会	３月31日	『議案』 １．議案第９号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 ２．議案第10号「令和４年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】

		３．議案第11号「人事案件」【秘密会】 ４．議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 ５．議案第13号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 ６．議案第14号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」【秘密会】 『報告』 １．令和４年度教育委員会事務局一般職員の異動について ２．調査報告について【秘密会】 ３．まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について

※議案第31号は、欠番

（３）視察状況

実施日	場所	内容
令和３年３月15日	お台場ジョイポリス （港区台場１丁目６番１号）	心をつなぐ体験事業の視察

資料２　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施

平成20年12月４日20千ここ総第528号

改正

平成22年４月１日22千子子総発第26号

平成23年４月１日23千子子総発第158号

平成26年４月１日26千子子総発第177号

令和３年９月１日３千子子総発第96号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

（２）　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第25条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の

主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

（点検及び評価の内容）

第４条　点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

（有識者の設置）

第５条　委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

２　有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から３名を選任し、委員会が委嘱する。

３　委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。

４　有識者の任期は３年とし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員会の求めに応じて会議等に出席した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

（点検及び評価の実施）

第６条　委員会は、毎年１回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

２　委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

３　前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

（委任）

第７条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、平成20年12月９日から施行する。

附　則（平成22年４月１日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日23千子子総発第158号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日26千子子総発第177号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月１日３千子子総発第96号）

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

資料３　有識者会議資料（第１回）

千代田区立学校宿泊・連合行事について

１　平成元年度以降の宿泊・連合行事の経過

区では、海の保田（千葉県）、鎌倉（神奈川県）、山の箱根（神奈川県）、軽井沢（長野県）など、自前の郊外施設を所有していたが、軽井沢（現在休止中）を除き全て売却しており、それに伴って宿泊行事も変化している。

また、学校連合行事も各校の教育課程や教員の多忙感、考え方の多様化などにより近年縮小傾向にある。

※別紙参照

２　現状の宿泊・連合行事一覧

行事名	対象	実施予定日			場所（会場）
岩井臨海学校	区立小学校４年生	７月21日（木）	～	７月29日（金）	岩井海岸
嬬恋自然体験交流教室	区立小学校５年生	10月３日（月）	～	10月15日（土）	嬬恋村
箱根移動教室	区立小学校６年生	５月23日（月）	～	６月10日（金）	箱根町
オリエンテーション プログラム	麹町中学校１年生	４月14日（木）	～	４月15日（金）	麹町中学校
	神田一橋中学校１年生	４月21日（木）	～	４月22日（金）	神田一橋中学校
裁量型移動教室	麹町中学校２年生	６月25日（土）	～	６月27日（月）	八ヶ岳
	神田一橋中学校２年生	３月５日（土）	～	３月７日（月）	パルコール嬬恋
合同子ども会	区立私立 幼稚園・保育園年長	11月15日（火）	～	11月16日（水）	オリンピックセンター
連合音楽会	区立小学校４年生	11月29日（火）	～	11月30日（水）	すみだトリフォニーホール
水泳記録会	区立小学校５年生	９月２日（金）			未定
音楽鑑賞教室	区立小学校６年生	７月７日（木）			東京芸術劇場
雅楽教室	区立中・中等１年生	３月６日（月）			宮内庁東御苑
連合作品展	区立園・学校全学年	１月31日（月）	～	２月２日（水）	区民ホール

３　今後の宿泊・連合行事のあり方について

学習指導要領等の改訂や「令和の日本型学校教育」の構築を目指す中で、教育のあり方についても転換期にある。また、新型コロナウイルス感染症に係る新しい生活様式が提唱される中で、本区の学校（園）における宿泊行事及び連合行事についても新たな方向性を見出して行かなければならない。教育委員会が主催する宿泊・連合行事について、令和３年度の検討委員会の検討結果を踏まえ現状での実施を継続する。

一方、現在活用に向けた基本構想策定中の「軽井沢少年自然の家」の施設のリニューアルを見据えて、各事業の取組内容等について抜本的に見直すことが求められている。

※軽井沢については、参考資料参照

別　紙

宿泊行事に関する資料（実施の経過）

令和４年３月現在

	岩井臨海学校	嬬恋自然体験交流教室	箱根移動教室	オリエンテーション合宿	選択型合宿	ウエストミンスター派遣
↓ 平成元年	鎌倉臨海学園 【小４】２泊３日		【小６】２泊３日 （春か秋）	軽井沢移動教室 【中１】２泊３日	軽井沢高原学校 【中２】３泊４日	ニューヨーク州への派遣
平成２年		（試行）２校 【小５】２泊３日				
平成３年		（試行）５校 【小５】２泊３日 （春と秋）	【小６】２泊３日 （春）			
平成４年						
平成５年		【小５】２泊３日 （春と秋）				
平成６年						
平成７年	鎌倉臨海学園 【小３】１泊２日	最終利用年				【中２】ウエストミンスター市に派遣
平成８年						
平成９年	＜鎌倉廃止＞					
平成10年	保田臨海学園 【小３】２泊３日					
平成11年						
平成12年						
平成13年						
平成14年	保田臨海学園 【小４】２泊３日					
平成15年						
平成16年	最終利用年	最終利用年		最終利用年		
平成17年						
平成18年	＜保田廃止＞		＜箱根廃止＞			
平成19年	岩井臨海学校 【小４】２泊３日		小田急箱根 レイクホテル		冬季スキー教室 【中２】３泊４日	
平成20年						
平成21年		【小５】３泊４日 （秋のみ）				
平成22年						
平成23年		【小５】２泊３日 （秋のみ）	【小６】２泊３日 （２月実施）	震災のため中止	【中２】２泊３日	震災のため中止
平成24年		【小５】 （春）１泊２日 （秋）２泊３日	【小６】 （春）２泊３日	【中１】２泊３日	最終利用年	震災のため中止
平成25年	最終利用年					
平成26年						
平成27年		＜軽井沢休止＞		＜軽井沢休止＞		
平成28年		東海大学嬬恋高原研修センター	噴火のため日光で実施 （秋）２泊３日	大房岬自然の家 【中１】２泊３日	裁量型合宿 【中２】２泊３日	【中２】 九段中等を除く
平成29年	食中毒により一部大房岬で実施		【小６】箱根 （春）２泊３日			テロ中止
平成30年	岩井臨海学校 【小４】２泊３日					
令和元年						
令和２年	新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止					
令和３年	中止	（春）中止	中止	代替	代替	代替
令和４年	１泊２日	（秋）２泊３日	２泊３日	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	２泊３日	TGG

連合行事に関する資料（実施の経過）　　令和４年３月現在

	合同子ども会	連合音楽会	水泳記録会	陸上記録会	音楽鑑賞教室	雅楽教室	連合作品展
↓ 平成元年		連合文化祭 ・連合音楽会 ・連合学芸会 ・英語学芸会 【小全学年】 【中全学年】		~S55 中のみ S56~ 【小５・６】 【中全学年】	~S60 小・中別日程 【小６】【中２】		
平成２年			以前の記録なし			以前の記録なし	
平成３年			【小５・６】			【中３】	
平成４年					【小６】 【中１・２】		
平成５年					【小６】【中１】		
平成６年							
平成７年		【小全学年】 【中２】					
平成８年							
平成９年							
平成10年							
平成11年							
平成12年							
平成13年							
平成14年		【小４】 【中２】					
平成15年	以前の記録なし						以前の記録なし
平成16年	幼稚園・ こども園	【小３・４・５ から１学年】				【中２・３】	H16~ 麹町地区の幼小、神田地区の幼小が隔年で出品
平成17年							
平成18年		【小３・４・５ から２学年】	【小５】 ２会場	【小６】 【中全学年】		【中１・２】	
平成19年							
平成20年						【中１】	H20~ 区立保育園幼・こ 小・中が毎年出品
平成21年	保・幼・こ						
平成22年		【小３・４・５ から２学年】					
平成23年							
平成24年	認証認可保育園 保・幼・こ	【小３・４・５ から２学年】					
平成25年							
平成26年		【小３・４】		陸上記録会 【小６】			
平成27年							
平成28年		【小３・４】					
平成29年			【小５】 ３会場				
平成30年		【小３・４】 麹町４年のみ			【小６】		
令和元年				雨天中止			
令和２年	コロナのため中止	コロナのため中止	各校開催 （中止）	廃止	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止
令和３年	午前・午後で実施	中止	中止	廃止	実施	中止	中止
令和４年	２日間の午前で実施	２日間に分け実施	各校開催	廃止	実施予定	実施予定	実施予定

参考資料

軽井沢少年自然の家のあり方

検討協議会報告書

令和４年３月

千代田区

目次

1.はじめに 1

2.軽井沢少年自然の家を取り巻く動向 2

（1）軽井沢少年自然の家の施設について 2
（2）軽井沢町について 8
（3）国・東京都・区の教育に関する取組について 13

3.軽井沢少年自然の家の役割 17

4.軽井沢少年自然の家の利活用方針 18

5.利活用方針案の実現のための取組 20

（1）軽井沢少年自然の家における活動の展開の考え方 20
（2）軽井沢少年自然の家で行われることが期待されるプログラムの例 21
（3）整備方針の実現のための取組 23

6． 今後の展望 26

１.はじめに

軽井沢少年自然の家は、前身の軽井沢高原学校（昭和 31 年築）の改築として、昭和 55 年１月の基本計画（10 か年）で建設が計画されました。その後、「軽井沢高原施設建設に関する基本方針（昭和 57 年 12 月)」を経て、昭和 58 年４月の「軽井沢高原施設建設基本構想」が策定されました。

昭和 59 年３月の「教育と文化のまち千代田区宣言」の趣旨を踏まえ、「区立学校児童・生徒のため恵まれた自然の中での体験を重視した新しい校外施設の充実」、「千代田区内の主として中小企業に勤める従業員のための研修施設」、「区民の生涯学習・研修施設としての開放」など総合的な見地からなる改築計画が実施計画（３か年）として策定されました。

昭和 61 年６月、軽井沢少年自然の家（I 期施設）が竣工、同年７月下旬の夏季施設（中学校）から使用開始されています。

以降、移動教室（４月中旬)、夏季施設（７月下旬～８月上旬)、自然体験教室（５月中旬、10 月下旬）等の宿泊施設として活用されてきました。

平成 28 年以降、老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用、社会教育利用は行われていません。

令和２年の予算・決算特別委員会で、「売却をせず、千代田の子どもたちのために良い施設とする」ということが確認され、区として活用方針を検討しています。

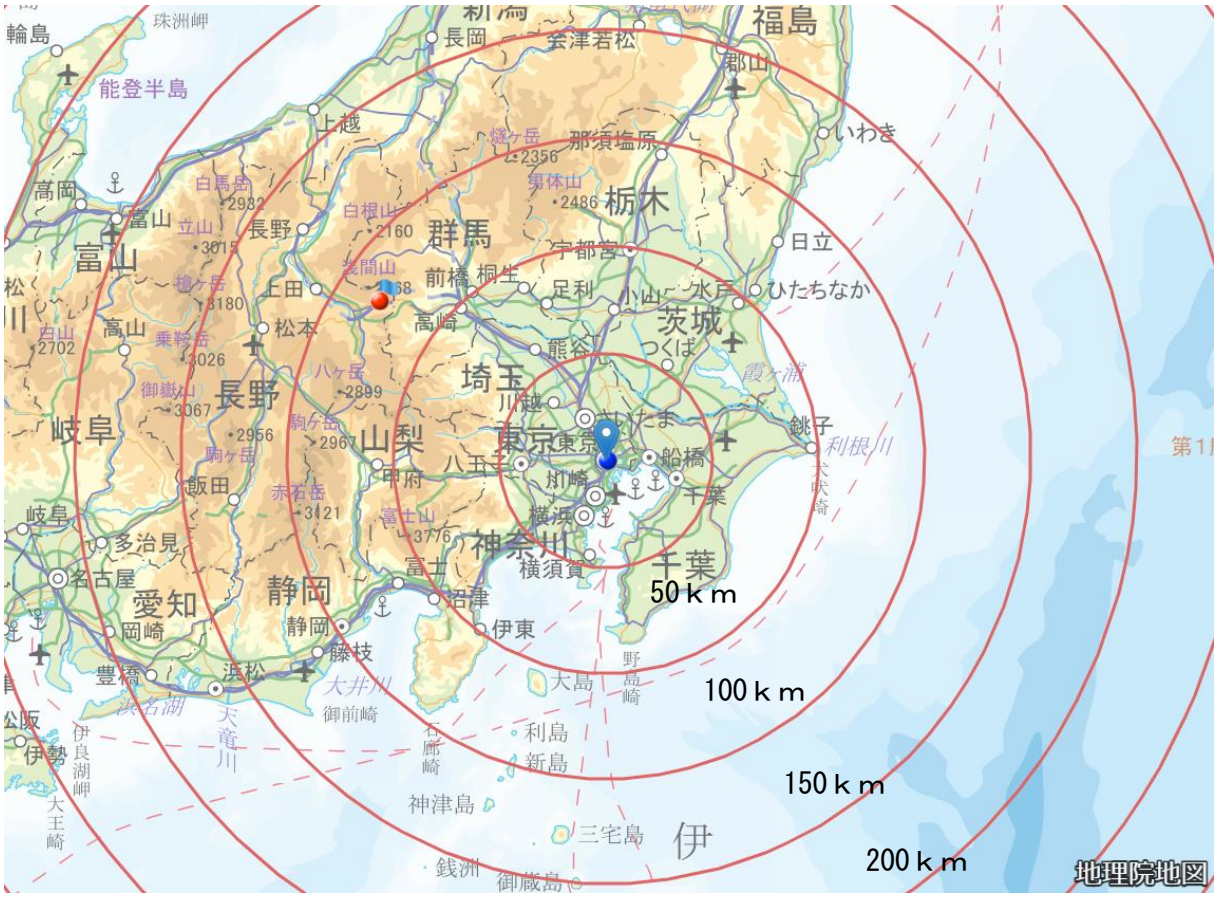

図１　軽井沢少年自然の家の位置

２.軽井沢少年自然の家を取り巻く動向

（１）軽井沢少年自然の家の施設について

○軽井沢少年自然の家は、２階建てで、最大 270 名の宿泊が可能な施設となっています。１階には、大浴場、厨房、運動ができるホール、２階は、個室になっており、各部屋に入浴施設があります。

○屋外施設は、芝生と樹木に囲まれており外構部が広く取られた自然豊かな環境です。

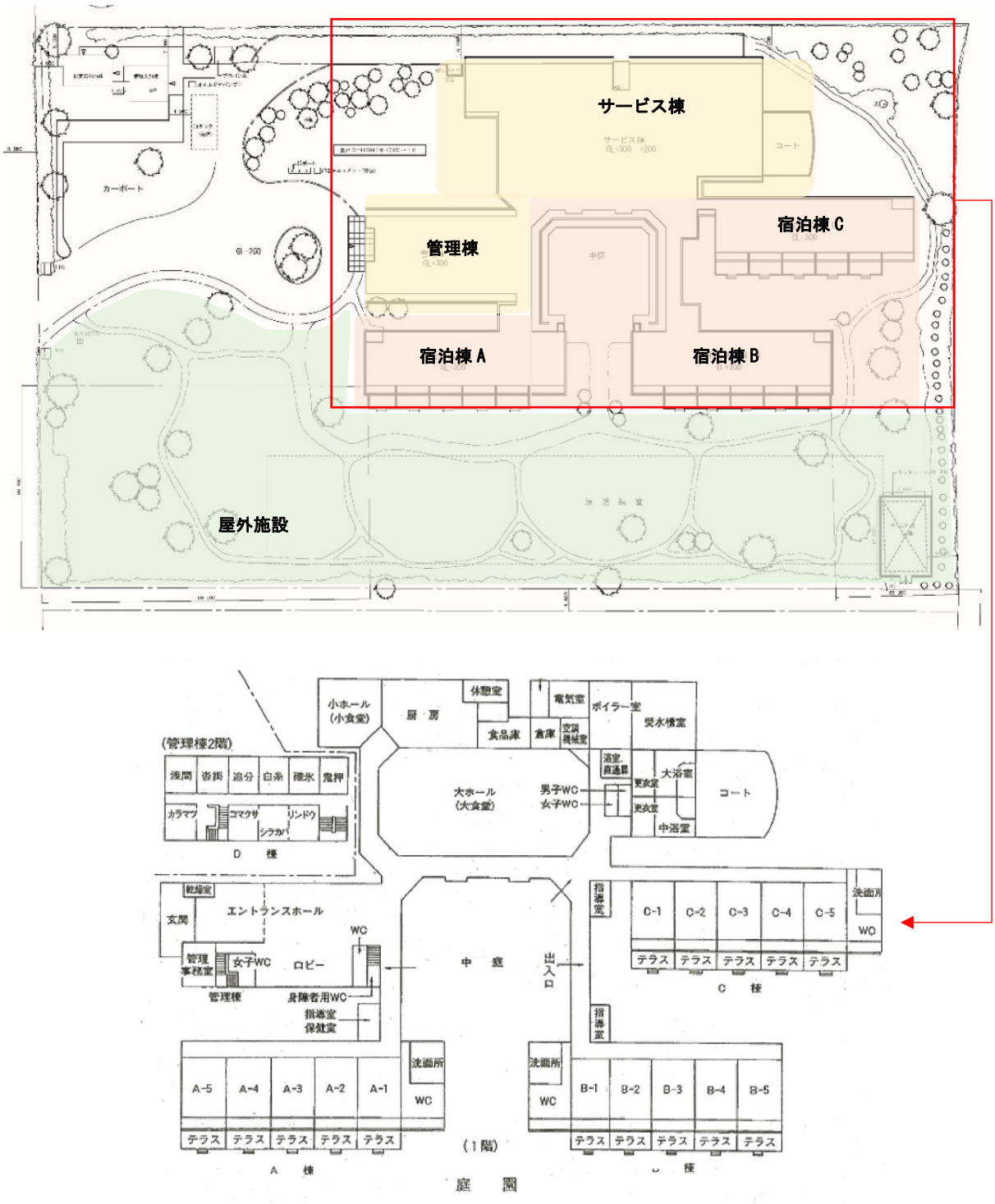

図２　軽井沢少年自然の家の配置図

表１　軽井沢少年自然の家　概要

項目	軽井沢少年自然の家
住所	長野県北久郡軽井沢町大字長倉字横吹 2141
竣工年	昭和 61 年
敷地面積	16924.01 ㎡
延床面積	3388.47 ㎡
階数	２階
建物構造	ＲＣ構造
客室数（収容人数）	25 室（270 名）
付帯施設	大ホール（バレーコート１面）

図３　庭園側からの少年自然の家の全体

❶ 建物状況

○軽井沢少年自然の家は、昭和 61 年に竣工し、令和３年時点で築 35 年が経過しています。

○ＲＣ造（鉄筋コンクリート造）のため、現段階では耐用年数に問題はなく、改修をすることで、継続して利用可能な状況にあります。

【減価償却資産の法定耐用年数】

・ＲＣ造の減価償却資産の法定耐用年数（住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの)は、ＲＣ造の場合、47 年です。この年数は物理的な耐用年数ではなく、税務上の減価償却費を算出するためのものとなっています。

出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）

【建物自体の耐用年数】

・ＲＣ造において、適切な維持管理が行われ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合は 70～80 年程度、さらに技術的には 80～120 年程度もたせるような長寿命化が可能といわれています。

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（昭和 63 年、社団法人日本建築学会）

【公共施設の更新の考え方】

・平成 24 年に総務省が示した公共施設の更新費用に関するレポートでは、公共施設の更新の考え方として、60 年で建て替え、30 年で大規模改修すると示されています。

出典：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果

（平成 24 年 総務省自治財政局財務調査課）

○千代田区では、老朽化が懸念される建物として築 30 年以上の建物に対し、順次大規模改修や改築を実施しています。

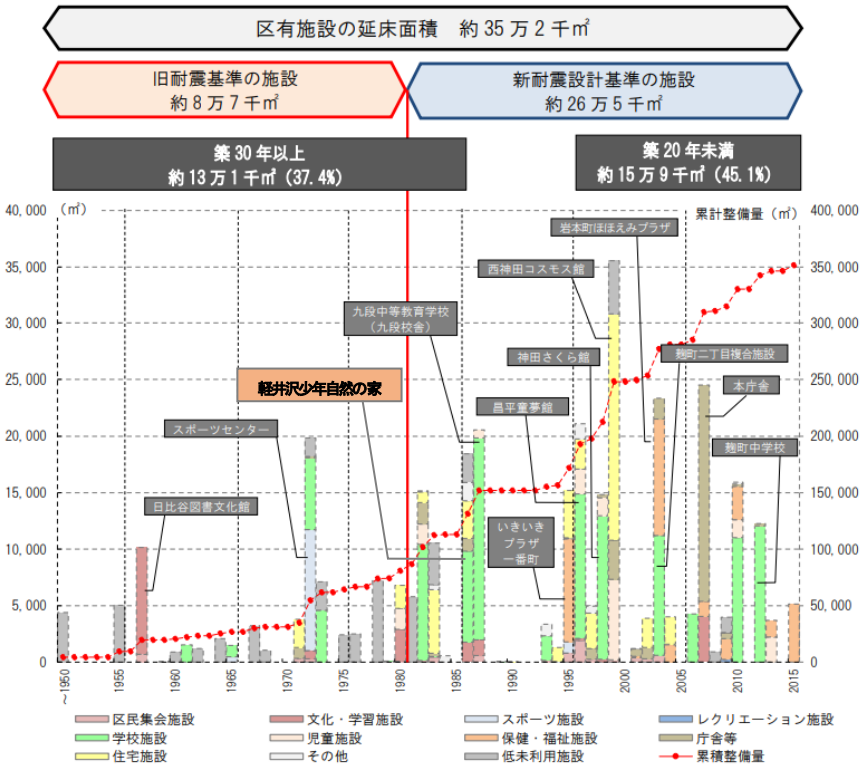

図４　平成 29 年度　区有施設（建物）の建築年度別の分布

出典：千代田区公共施設等総合管理方針

○平成 28 年度まで学校の宿泊行事、研修等で利用していましたが、年間 300 日以上は閉鎖しているという状況で、平成 28 年度以降、学校利用はありません。
○理由として、少年自然の家の施設が現在の生活様式にあっていないことや施設利用時に子どもたちがハウスダストによるアレルギー反応を起こしやすいといったことが挙げられています。

【平成 28 年度までの利用事例】
○移動教室（４月）
○自然体験教室（５月・10 月）
○日曜青年教室（７月）
○教員新人研修

宿泊棟に設置された二段ベッド

食堂を兼ねたホール

十分な広さのあるロビー

遊歩道が整備された外構部

図５　軽井沢少年自然の家の様子

❷ 設備状況

○建物には付属する設備があり、電気設備と機械設備の２つに大別されます。それぞれの減価償却資産の法定耐用年数は以下のとおりです。

表２　建物付属設備の減価償却資産の法定耐用年数

項目	細目	耐用年数
電気設備 （照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
機械設備	空気調和・換気設備 給排水・衛生設備 昇降機設備	15

出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）

○閉鎖した平成 28 年以降も設備の修繕は行われていましたが、今後も使用可能かどうかは改めて調査の上、判断する必要があります。

表３　軽井沢少年自然の家　設備工事履歴

築年数	年代	電気設備	機械設備			工事件名
			冷房、暖房、通風又はボイラー設備	給排水	衛生設備	
0	1986年	ー	ー	ー	ー	千代田区軽井沢少年自然の家　竣工
6	1992年		○			給温用ボイラー修繕工事
7	1993年	○				通路照明設置工事
8	1994年		○			厨房用空調機温水コイル改修工事
		○				照明設備増設工事
10	1996年		○			小ホール冷暖房機設置他工事
11	1997年			○		厨房給水管他改修工事
			○			厨房用空調機温水コイル改修工事
				○		機械室給湯管改修工事
					○	浄化槽流量調整ポンプ取替工事
			○			暖房用循環ポンプ改修他工事
12	1998年				○	汚水計量槽配管取替工事
14	2000年				○	1期施設浄化槽ポンプ取替工事
15	2001年				○	浄化槽ブロワーポンプ分解・整備工事
					○	浄化槽改修工事
16	2002年				○	浄化槽改修工事
17	2003年				○	Ⅰ期施設浄化槽ろ材他改修工事
		○				大ホール照明安定器他取替工事
		○				大ホール照明器具改修工事
19	2005年				○	浄化槽放流ポンプ他改修工事
		○				高圧ケーブル他改修工事
27	2013年	○				高圧電気設備更新工事

❸ 土地利用条件

○軽井沢町には、都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例による制限がかけられており、町の面積のほとんどが第一種住宅専用地域に指定されています。第一種住宅専用地域では、住宅、共同住宅、寄宿舎、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公衆浴場、老人ホームなどの用途の建物は建築できますが、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館などの用途の建物は建築できません。

○軽井沢自然少年自然の家は、制限の上限に近い規模で建てられており、現状の規模以上の施設を建てることはできません。

表４　軽井沢町全体に係る制限

軽井沢少年自然の家に係る建築制限

用途地域		建蔽率	容積率 /道路幅員に乗じる数値		建物後退	高さ制限 絶対高さ	高さ制限 斜線（56条） 道路	北側	隣地	階数	日影規制（56条の2） 制限を受ける建物	測定面	隣地境界線からの水平距離 10m以内	10m超
第１種低層住居専用地域		30% [20%]	50% [20%]	4/10	1.5m （54 条）	10m以下 （55条）	1.25-20m	1.25 +5m		[2階]	軒の高さが7mを超える建築物	1.5m	3時間	2時間
第１種住居地域 （第１種高度地区）		60%	200%	4/10	※1	10m以下 （1種高度）	1.25-20m		1.25 +20	[2階]	最高高さが10mを超える建築物	4.0m	4時間	2.5時間
近隣商業地域 （第２種高度地区）		80%	200%	6/10	※1	13m以下 （2種高度）	1.5-20m		2.5 +31	[3階]		4.0m	5時間	3時間
無指定	集落形成地域	50%	100%	6/10	※1	[10m以下]	1.25-20m		1.25 +20	[2階]				
	保養地域	30% [20%]	50% [20%]	6/10	※1	[10m以下]	1.25-20m		1.25 +20	[2階]				

※　[　]内は軽井沢町の自然保護対策要綱による規制

※　（　）内は建築基準法による規制

表５　軽井沢少年自然の家　施設の現況と建築制限の比較

項目	軽井沢少年自然の家の状況	軽井沢少年自然の家に係る建築制限
敷地面積	16924.01 ㎡	
延床面積	3388.47 ㎡	
建蔽率	18.6%	20%
容積率	20%	20%
建物の高さ	9.95m	10m以下
建物後退	1.5m以上（４m）	1.5m
階数	２階	階数２以下、地階なし
建物構造	ＲＣ構造	主要構造部が木造・鉄骨造・CB 造に類する構造であること
付属・併設	大ホール	隣地境界からフェンスまで、できる限り後退し、十分な植栽を行い、騒音の防止とプライバシーの保護に努めること。

（２）軽井沢町について

❶ 自然資源

【形：浅間山をはじめとした特有の自然環境】

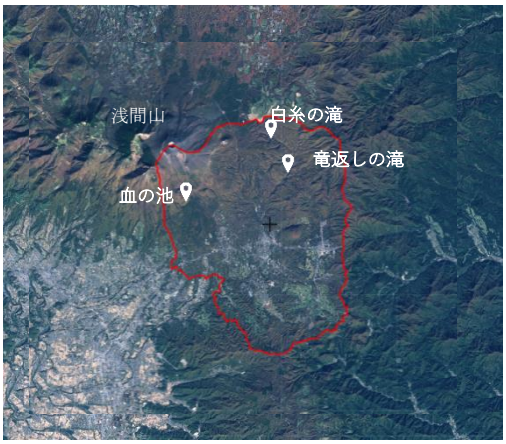

図６　軽井沢町の地理的特徴

○軽井沢町は、浅間山（標高 2,568m）の南東斜面、標高 900～1,000m地点に広がる高原の町です。町のシンボル的存在である浅間山は、日本を代表する三重式成層活火山で、昭和 40 年代までは毎年のように噴火活動を繰り返し、独特の風景を生み出してきました。東から南にかけては、鼻曲山、留夫山、矢ヶ崎山、八風山などの 1,000m級の山々が連なり、これらの山間を碓氷峠や入山峠、和美峠などが結んでいます。西側はなだらかな傾斜が続き、佐久平へと続いています。

○軽井沢高原の地形と地層を見ると、浅間山の南麓の緩斜面で、噴出した火山礫や火山灰土が地表をおおい、さらに地下には軽石層が厚く堆積しています。そのため、相当量の降水があっても、地下に浸透するため、さっぱりとした空気を感じることができます。

【気候：真夏でも過ごしやすい気温】

○軽井沢町は真夏でも涼しい高冷地気候です。東京では日中の最高気温が 25℃以上になる「夏日」が 106 日間も続きますが、軽井沢の８月の日最高気温は 26．3℃で、東京の日最高気温比べて５℃程度低くなっています。これは東京の５月下旬から６月上旬にかけての気温になります。一方で、４月、５月の気温は低く、東京の 11 月、12 月ごろの気温と同程度となっています。

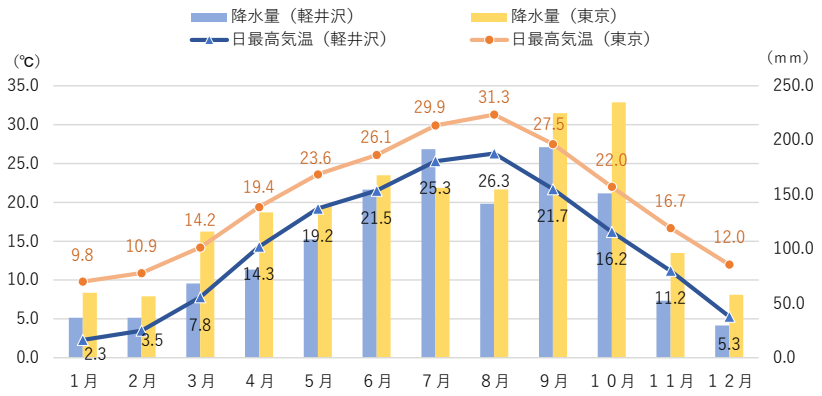

図４　過去 10 年間の日最高気温と降水量の推移

出典：気象庁

② 歴史・産業に関する資源

【国際：**国際親善都市としての認知**】

○軽井沢町は宣教師によって保健と勉学の適地として見いだされ、町はその環境を守り続けてきました。その精神は現在にまで受け継がれ、軽井沢町民憲章として、軽井沢町の人々の根底を支えています。軽井沢町の現在まで残る風景や自然は、町の人々の心によって守られてきたものです。

■憲章

わたくしたちは、
雄大な浅間山にいだかれた高原の町軽井沢の町民です。
わたくしたちは、
国際親善文化観光都市の住民にふさわしい世界的視野と未来への展望に立って、ここに町民憲章を制定します。

- 世界に誇る清らかな環境と風俗を守りつづけましょう。
- すべての来訪者に心あたたかく接しましょう。
- かおり高い伝統と文化を育てあげましょう。
- 緑ゆたかな高原の自然を愛し守りましょう。
- 明るい家庭と伸びゆく町を築きあげましょう。

（昭和48年8月1日制定）

図５　軽井沢町憲章民

○軽井沢町は、文化観光施設を整備充実して外国人客の誘致を図るため、昭和 26 年に「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」を制定しました。これは、軽井沢町のみを対象とした法律であり、世界でまれに見る高原を持つ優れた保健休養地であり、国際親善に貢献する軽井沢の地域開発のために法的に規定したものです。

以降、五輪競技会場への選定、国際アカデミー等の国際的なイベントの運営等、国際交流の場として活用されています。

図６　国際アカデミーin 軽井沢

❸ 教育・その他に関する資源

○軽井沢少年自然の家の周辺には、広いグラウンドや本格的なアイススケートを行うことができる施設を持った公園や教育機関があります。

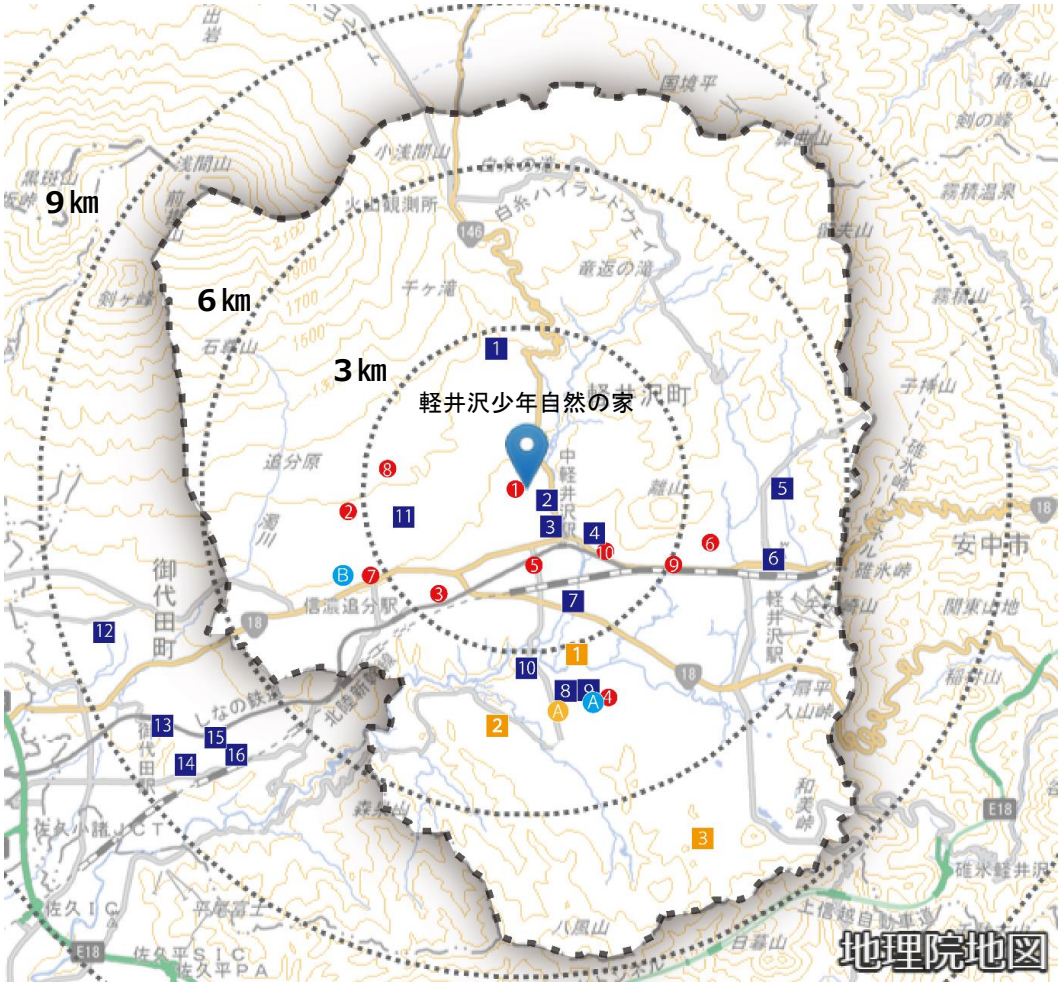

凡例

■ 公的スポーツ施設	● 公的のその他施設
■ 民間スポーツ施設	● 民間・その他施設
● 学校・教育施設	

図 12　軽井沢少年自然の家・周辺の公的施設・運動施設の配置状況

分類		番号	施設名	施設内機能
公的施設	運動施設	1	浅間ふれあい公園	運動場
		2	長倉北公園	運動場
		3	狩野公園	運動場
		4	軽井沢町屋内多目的運動場 体育館	体育館
		5	諏訪ノ森公園	運動場
		6	軽井沢矢ケ崎公園	運動場
		7	湯川ふるさと公園	多目的広場・散歩道・運動場
		8	軽井沢風越公園	総合体育館・アイスアリーナ
		9	スカップ軽井沢	プール・トレーニングルーム
		10	風越夫婦石マレットゴルフ場	ゴルフ場
		11	大日向運動場	軟式野球・ソフトボール場
		12	やまゆり公園つどい広場	グラウンド
		13	龍神の杜公園	グラウンド
		14	雪窓公園	野球・多目的グラウンド
		15	御代田町B&G海洋センター	体育館
		16	御代田町ヘルスパイオニアセンター	フットサル場
	その他施設	A	軽井沢町植物園	植物観察
		B	追分宿郷土館	体験学習
	学校・教育施設	1	中野区少年自然の家	
		2	練馬区立少年自然の家	
		3	信州大学社会基盤研究所	
		4	軽井沢風越学園	
		5	軽井沢中部小学校	
		6	軽井沢東部小学校	
		7	軽井沢西部小学校	
		8	UWC ISAK Japan	
		9	軽井沢高等学校	
		10	軽井沢中学校	
民間施設	運動施設	1	軽井沢タリアセン	ボート・ゴルフ ウォータースポーツ
		2	軽井沢乗馬倶楽部	乗馬体験
		3	軽井沢レイクガーデン	植物園・散歩道
	その他施設	A	軽井沢発地ホタルの里	ほたる観察　ボランティア団体が運営）

【大学：多くの大学の研究機関や施設の立地】

○軽井沢町には、多くの大学の寮や研究所を有しており、研究の拠点にもなりうる地域です。

○町としても教育の交流、人材育成、地域教育環境の充実及び活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展推進するために、信州大学社会基盤研究所、学校法人軽井沢風越学園の３者は、令和２年３月 19 日に３者による覚書を締結しました。今後、互いに連携、協力を目的として、教員研修や免許更新等の講習への活用等を行い、教員の利便性向上を進めていく方針です。

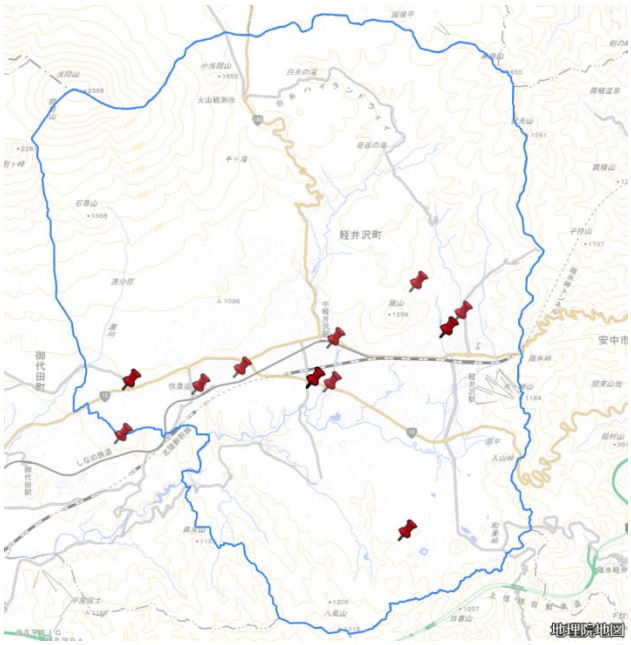

図 13　軽井沢町にある大学の施設分布

【スポーツ：製氷業に支えられたスポーツ施設】

○気候や立地から、テニスコート・ゴルフ場の適地であり、スポーツ文化が発展しています。現在もテニスコートは民間所有も含めて 24 か所程度、全国有数のゴルフ場を保有しています。

○製氷業が盛んであった歴史から、スケートが発展し、軽井沢風越公園内に「軽井沢風越公園アイスアリーナ」と「風越公園スケート場」の２つのスケート場があり、国際的にも広く認知されています。

図 14　軽井沢風越公園アイスアリーナ

図 15　風越公園スケート場

（3）国・東京都・区の教育に関する取組について

❶ 国の動向

SDGs の実現への貢献

国際的な ESD の枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESDfor2030）」を踏まえ、国内における ESD を推進するため、2021 年 5 月に第２期 ESD 国内実施計画が策定されています。

2017 年に改訂された新学習指導要領においても、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられました。

「第３期教育振興基本計画」

第２期教育振興基本計画を継承しつつ、「人生 100 年時代」と「Society5.0」の到来に向けて、政府が取組を進める「人づくり革命」と「生産性革命」に教育政策として貢献することが喫緊の課題として取り組んでいます。

【個人と社会の目指すべき姿】

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら 新たな価値を創造する人材の育成
（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、 社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

【今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点】

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
2. 教育投資のあり方
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

【基本的方針】

基本的な方針	施策群（例）
夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育
社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進
生涯学び、活躍できる環境を整える	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備
誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
教育政策推進のための基盤を整備する	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校の ICT 環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進

❷ 東京都の動向

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」

東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、教育委員会と議論を重ね、知事が策定するものです。令和３年３月に策定しました。

【「未来の東京」に生きる子供の姿】

○自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる

○他者への共感や思いやりを持つと共に、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する

【「東京型教育モデル」で実践する特に重要な事項】

１.一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びの実現

２.Society5.0 時代を切り拓くイノベーション人材の育成

３.世界に羽ばたくグローバル人材の育成

４.教育のインクルージョンの推進

５.子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

６.子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

ビジョンの実現に向け、個性や能力にあった学びの環境の実現、グローバル人材の育成、ICT環境の整備とそれによる誰一人取り残さない教育、サポートの充実、教師力、学校力の強化等が重要視されています。

❸ 千代田区の動向

「千代田区共育ビジョン～人が人を育てる～」

区は、平成 22 年 4 月に「千代田区共育マスタープラン」を策定し、「共育」を次世代育成及び教育振興の基本理念としてきましたが、共育マスタープランにおける「共育」の理念を引き継ぎ発展させるものとして、平成 28 年 3 月に、「千代田区共育大綱」に合わせ「千代田区共育ビジョン～人が人を育てる～」を策定しました。

【めざす子ども達の姿】

○人と人とのつながりの中で生きる
○自分自身と向き合う
○新しい時代を生き抜く

【基本的方向性】

「共育」の理念に基づき、地域全体で子ども達を見守っていき、前章のめざす子ども達の姿を実現できるよう、次の基本的方向性に従った施策を実施していきます。

1. 家庭と地域、学校（園）の共育力を向上させる
2. 人権尊重の精神、豊かな人間性、思いやりの心を育む
3. 学校（園）を楽しい学びの場にする
4. これからの社会を生き抜く力を身につける
5. 伝統文化を尊重し新たな文化を創造する

区は、子どもたちの姿に近づいていけるよう、保護者や学校、地域の人と力を合わせ、ICT 機器を活用した教育や、国際教育の推進、学校の活動に地域の人たちが参加できる仕組みづくり等に取り組んでいきます。

図 16　千代田区共育ビジョン～人が人を育てる～　子ども版

３.軽井沢少年自然の家の役割

軽井沢町には、豊かな自然環境に加え、国際交流を発展させてきた歴史や文化、固有の産業やウィンタースポーツの環境整備等、多様な資源があり、軽井沢町でしかできない体験や学びがあります。

また、区では従前から、宿泊行事を通して「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむ体験」、「集団への所属感や連帯感の育成、望ましい人間関係づくり」等を目指しており、他地域との交流を通じて行事の充実を図ってきました。

軽井沢町は、都内からのアクセスがよく、多様な資源を有しており、軽井沢町の環境を活かすことで宿泊行事をさらに充実させることができると思われます。

近年の教育動向をみると、ICT 教育や外国語教育が重視されており、区においてもこれらの取組を推進しています。今後も、社会は変化し続け、その度に、新たな教育の取組が求められます。こうした時代の変化に柔軟に対応した取組や体験を実現できる環境と体制づくりが重要です。

そこで、軽井沢少年自然の家を、軽井沢町の多様な資源と、従前からの取組である宿泊行事、時代に応じて求められる教育の取組をつなぎ、学習効果を高める役割を担う施設として、活用を検討します。それぞれの取組を個々に実施するのではなく、横断的に実施することで取組の効果向上につなげます。

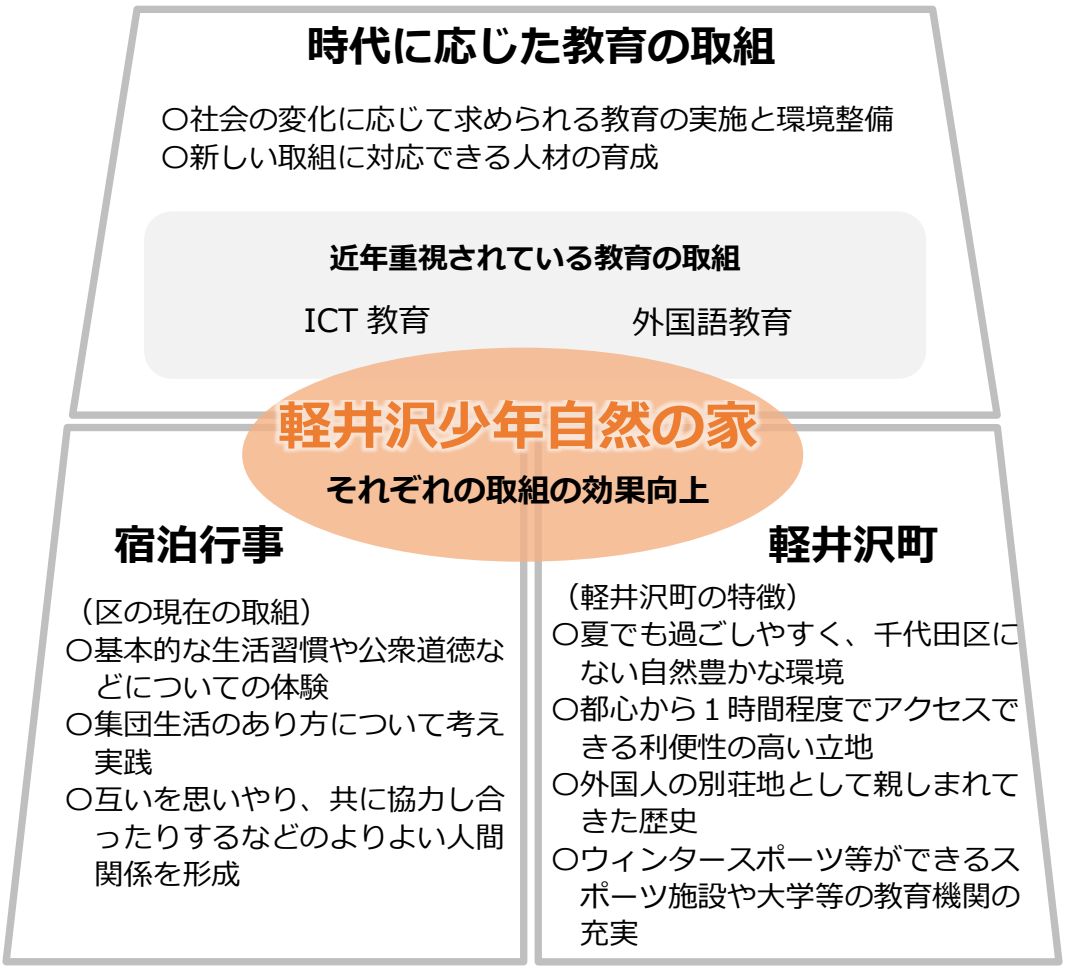

4.軽井沢少年自然の家の利活用方針

現状の振り返り

活用方法に関すること

○軽井沢町の現状

・軽井沢町は、夏でも過ごしやすく、自然豊かな環境であり、多様な歴史的・文化的資源がある
・大学の研究機関をはじめとした教育機関が集積している
・ウィンタースポーツに特化した公園等、大規模な公園や多様な運動施設が立地している

○国・都の教育動向

・SDGｓ（持続可能な開発目標）の達成に向け、全教育活動でカリキュラム・マネジメントを実施している
・「人生 100 年時代」や「Society5.0」といった課題に対応できる人材の育成が求められている
・一人ひとりに対応した ICT を活用した教育、グローバル化への対応を推進しており、それに対応できる教員の育成が求められている

○千代田区の教育動向

・GIGA スクール構想や国際理解教育を推進している
・体験を深める ICT 教育の充実、外国語教育の充実、頭と体を使う自然体験等の体験活動の充実、教員の実習、研修の実施が求められている

施設整備に関すること

○現代の生活様式との不一致

・築 30 年以上経過しており、建物の老朽化が懸念されている
・休館以降、継続して維持管理を行っているものの、継続利用が可能か不明
・現在の生活様式との不適合や、衛生面の問題により、学校利用がしづらい

○町全体に対する厳しい建築制限

・都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例による制限を受ける
・現在は建築制限の上限に近い規模で建てられており、現状以上の規模の建物は建設できない

○ニーズに応じた柔軟な対応が必要

・屋内は、多様な活動にも対応できるスペースが求められている
・屋外にある緑豊かな広場の有効活用が求められている

現状・課題のまとめ

体験学習の充実

○ 自然体験をはじめとした体験学習は、引き続き重視し、特別な体験をしたという感想にとどまることのないよう、事前・事後の学習、体験の発信を取り入れる等、その後の生活へも生きるように学習の高度化を図ることが必要

○ 軽井沢町の環境を活かしつつ、様々な学習につながる分野横断的なプログラムの実施が必要

時代に応じた教育の実現

○ グローバル化、様々な技術革新等、千代田区の子どもたちを取り巻く環境の変化に応じて求められる教育に取り組むことが必要

○ 近年重視されている、情報を適切に収集し、自ら判断できる力を培う ICT 教育や異文化や自国文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションがとれる外国語教育の推進が必要

○ 時代に応じた教育課題に対応できる教員の育成や組織連携の推進が必要

多様な活用が可能な施設への改善

○ 現代の生活様式と不適合な部分や衛生面に問題がある箇所は、大規模な改修が必要

○ 様々な体験学習が実現でき、軽井沢町の教育機関等にも貢献できるように、新たな施設の整備が必要

○ バリアフリーや、ユニバーサルデザインへ対応し誰もが利用しやすい施設への改善が必要

○ 広い屋外スペースを活用しつつ、軽井沢町ならではの運動施設や教育機関と連携して機能の拡大を図ることが必要

軽井沢少年自然の家の役割

軽井沢の資源の活用による高度な学習の実現

軽井沢にある自然環境やスポーツ施設、歴史といった多様な資源を活用して学習の効果を高める

時代に応じた学習の実現

年齢、学習熟度に応じた、分野横断的なプログラム、研修事業に対応する

都心部の子ども達にとって貴重な自然体験学習の充実に加え、ICT 教育や外国語教育といった社会の変化に応じた学習を推進する

充実した宿泊行事の実現

宿泊行事の目的である、身辺自立や人間関係の形成が図られるよう、過ごしやすく、活用しやすい施設を提供する

軽井沢少年自然の家活用の方針

軽井沢町の豊かな資源を活かした
未来を担う人材を育む
体験学習の拠点づくり
～持続可能な社会の実現をめざして～

活用方針

軽井沢町ならではの体験、
時代に応じた教育課題への対応

○軽井沢の自然環境を活かした体験学習の充実と、社会の変化に応じた教育の実現を図るため、特に、近年重視されている、**ICT教育、外国語教育の推進**等、高度な取組を実現する。
○時代に応じた取組に対応できる教員を育成するため、研修事業の充実を目指す。

整備方針

誰もが使いやすく柔軟に
活用できる施設づくり

○ユニバーサルデザインと区民のニーズに対応した、誰もが安心・安全に活用できる宿泊機能を整備する。
○軽井沢町にある資源を活用することを前提に、屋内外に必要な機能を効果的に配置する。

５.利活用方針案の実現のための取組

（１）軽井沢少年自然の家における活動の展開の考え方

「軽井沢少年自然の家活用の方針」を実現に向け、多様なプログラムの実施を可能とします。

また、宿泊行事の限られた期間にとどまらず、学年、学校の区切りを超えた長期間での学習プログラムの実施も考えられます。

①　軽井沢町の多様な資源を生かした展開

軽井沢町には前述のとおり、千代田区から一時間程度の移動時間でありながら、浅間山をはじめとした特有の自然を持っています。

軽井沢町の環境を通じて、千代田区らしさを再認識できる取組を展開します。また、軽井沢町の歴史・文化への理解を深めることで、多様性の理解を進められるよう、プログラムを構築します。

また、自身の考えを発信、相手の考えを受け入れることで他者理解、自己理解を深める取組を取り入れます。

②　持続可能な社会の実現に根差した展開

軽井沢少年自然の家での取組を、宿泊事業という短期間で完結させることを目指すのではなく、小学生、中学生に至るまで一貫したテーマを設ける等、長期間に渡る学習過程の１つとして軽井沢少年自然の家での取組を位置づけます。

特別な体験をしたという感想にとどまることがないよう、普段の学習で得た知識や成果を軽井沢少年の自然の家で試すことができるようなプログラムを実施し、段階的に取組を深めていきます。

③　各学校の特色に応じた展開

軽井沢町ならではの体験学習や時代に応じた教育課題への対応といった活用方針に掲げる事項を共通事項としつつ、各校が行うプログラムは、各校の特色に応じて選択します。

（2）軽井沢少年自然の家で行われることが期待されるプログラムの例

「軽井沢少年自然の家活用の方針」を実現するため、近年重視されている ICT 教育、外国語教育を取り込みつつ、軽井沢町ならではの環境を活かすプログラム（案）を検討しました。軽井沢町の教育機関や地域の方々とも協力して進めることも想定しています。また、研修事業の充実を図ります。

活用方針

軽井沢町ならではの体験、時代に応じた教育課題への対応

	プログラム（案）	軽井沢町	宿泊行事	時代に応じた教育課題への対応	
				ICT教育	外国語教育
自然	バードウォッチングやグリーンウォッチングの実施	○		○	
	屋外でのプロジェクトアドベンチャーの実施	○			
	天体観測	○	○	○	
	地域のボランティア団体と共にホタルの生息環境整備・ホタル観賞	○	○		
	エディブルガーデン（食べることができる庭）を整備し、生態系理解と防災教育の実施	○			
産業 歴史	周辺施設と連携した、産業・歴史の学習プログラムの実施	○			
	英語によるガーデニング教室の実施	○		○	○
	霜下野菜を使った農業体験	○			
	英語を使って地域紹介をクイズ形式で実施				○
交流	自然環境を楽しむためのグランピング	○	○		
	身辺自立や仲間との交流を深めるキャンプ	○	○		
	海外や他校とオンラインで英語を使った地域紹介			○	○
	軽井沢の外国人居住者と料理体験	○		○	○
	軽井沢の教育機関や学校との交流	○		○	○
	留学生と英語で地域を紹介しあう交流体験	○		○	○
	軽井沢町の人々との交流会	○			
スポーツ	スキー教室/スケート教室の実施	○			
	風越公園等大規模場な運動施設を活用したテニスやフットサルなどのスポーツ大会の実施	○			
	軽井沢にある周辺施設を活用したウィンタースポーツ体験の実施	○			
	eスポーツの実施			○	○
分野横断的学習	千代田区全体で共通のテーマを持って事前学習を行った上で、英語のプレゼン大会を実施				○
	英語字幕を入れた活動紹介の映像作品の作成	○		○	○
	軽井沢町を分析し、行政や企業に解決策や改善策を提案	○		○	
	スポグリッシュ（スポーツと英語を掛け合わせた活動）の実施				○
	アクティブラーニング環境を整備し、英語を用いたプレゼンテーションの実施	○			○
	農業版STEAM教育（農業ロボット「ファームボット」の制作）の実施	○		○	○
	ファブラボ（アナログからデジタルまで多様な工作機械を備えた、実験的な地域工房のネットワーク）を整備し、プログラミング教室の実施	○		○	○
	公用語を英語として生活するイングリッシュキャンプの実施	○	○		○

研修行事の充実

	プログラム	軽井沢	宿泊行事	時代に応じた教育課題への対応	
				ICT教育	外国語教育
研修事業	時代に応じた教育課題に対する宿泊研修事業	○	○	○	○
	初任者研修	○	○	○	○
	教育課程の学生を対象とした宿泊研修	○	○	○	○

❶ プログラムの比較

プログラムは学習段階や習熟度に応じて、選択していくことを想定しています。

【段階別の進め方の例】

○学年や習熟度に応じて、段階的なステップでプログラムを実践し、学習を深めます。

ステップ	目的	プログラム（案）
掴む	軽井沢町の自然、文化、歴史を知る	・周辺施設と連携した産業・歴史の学習 ・自然環境を楽しむためのグランピング ・霜下野菜を使った農業体験
知る	自分なりのテーマを発見する	・軽井沢町の人々や教育機関との交流
試す	自身の考えを発信し、多角的に考える。	・千代田区全体での事前学習の実施と学校間でのプレゼンテーションの実施
深める	発見したテーマに基づいて、さらに調べたり、交流体験から学習を深める	・留学生と英語での地域紹介 ・軽井沢町の行政や企業との交流
広める	分かったことや、感じたことをまとめ、発信する	・海外や他校とオンラインで英語を使った地域紹介 ・これまでの学習を通じて、軽井沢町について事業や取組を提案

【ICT 教育の進め方の例】

○ICT を用いて体験学習の事前、事後の学習を深め、体験学習を通じて得られたことが定着するような進め方を実践します。

ステップ	目的	プログラム（案）
知る	農業を通じて、日本や世界の状況を知る	・軽井沢町の人々の交流会（農家や行政職員による講義） ・オンラインによるプログラミング教室の実践
試す	未来の農業という切り口から地域の将来を考える	・ファームロボットの操作 ・軽井沢町の外国人居住者と料理体験
広める	学んだことを整理、発信することで体験を深める	・海外や他校とオンラインで英語を使った地域紹介

（3）整備方針の実現のための取組

多様なプログラムを実現に向けて、ICT 環境をはじめとした施設の整備が必要です。
緑豊かな環境である屋外のさらなる活用を図りつつ、千代田区の子ども達にとって充実した宿泊行事になるよう屋内の施設を整備します。

整備方針

誰もが使いやすく柔軟に活用できる施設

○ユニバーサルデザインと区民のニーズに対応した、誰もが安心・安全に活用できる宿泊機能を整備する。
○軽井沢町にある資源を活用することを前提に、屋内外に必要な機能を効果的に配置する。

ユニバーサルデザインへの対応

○段差、傾斜のない施設　○多様な立場の人に対応したトイレ、浴室等の機能整備　等

屋内施設

区民ニーズに対応した宿泊機能の整備
- ○ 現代の生活様式への対応　等

プログラム（案）実現に向けた整備
- ○ 多目的ルーム、ICT 環境等の整備
- ○ 調べ学習や交流活動ができるスペース　等

屋外施設

体験活動の充実
- ○ 中庭や屋外施設の有効活用

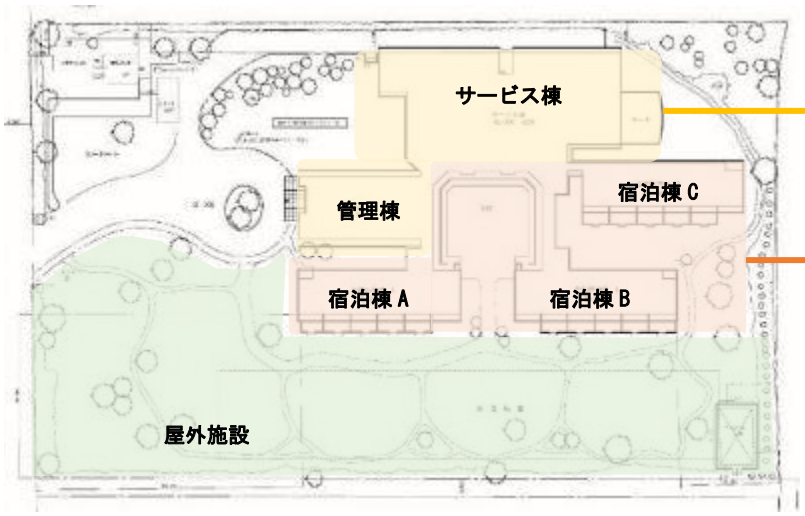

屋内施設

共用部（サービス棟・管理棟）、宿泊棟

【共用部（サービス棟、管理棟）】活用できる部分は活かしつつプログラム実現のための整備が必要

(現状)

ロビー
・生徒が集まるスペースの確保

(考えられる取組の例)

ディスカッションや調べ学習ができる環境を整備
・アクティブラーニング環境・多目的室・展示室　等

大ホール
・大ホールが食堂を兼用

衛生面を改善
・食堂を分離・室内でも活動が充実するような施設　等

【宿泊棟】新しい生活様式や現代の生活様式への対応が必要

(現状)

宿泊棟
・段の高い二段ベッド

(考えられる取組の例)

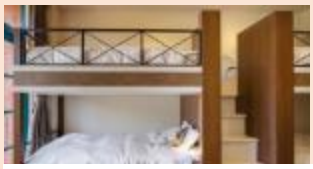

安心・安全に宿泊できる環境を整備
・登りやすいベット・距離の確保・アレルギーへの対応

施設全般

トイレ、浴室、他施設全般

【トイレ・浴室】誰もが利用可能となるよう、現在の生活様式やユニバーサルデザインへの対応が必要

(現状)

トイレ
・男女が仕切られていない　・和式トイレ

(考えられる取組の例)

誰もが使いやすいように改修
・トイレの男女別・洋式トイレ・多様性への配慮　等

浴室
・身障者用のスペース等の未整備

誰もが使いやすいように改修
・浴室の拡張・スロープなどの設置・シャワールームの設置　等

※その他、わかりやすいサインの設置、引き戸に統一、センサー式の水道を導入など、ユニバーサルデザインに準じた対応を図ります。

屋外施設

中庭、屋外スペース

【中庭・屋外スペース】環境を有効に活用し、体験学習の充実を図るための施設が必要

(現状)

屋外の様子
・緑豊かな環境　・遊歩道の設置

中庭の様子
・一部の老朽化　・十分な活用がされていない

(考えられる取組の例)

プロジェクト
アドベンチャー

ツリークライミング

グランピング施設

ファームロボットの
設置

※施設内で補うことができない機能（十分な広さがある屋外の運動施設やウィンタースポーツ施設）は軽井沢町にある周辺施設を活用します。

風越公園の施設

６． 今後の展望

今年度の軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会（以下、「検討協議会」という。）での議論を踏まえ、令和４年度は軽井沢少年自然の家のあり方に関する基本方針の策定を進めていきます。策定にあたっては、区立小・中学校の現場の教職員の意見や保護者等の意見を広く聴取することも検討します。なお、令和３年度の検討協議会における議論の結果は本報告書にて取りまとめましたが、今後の検討状況により、令和４年度以降も必要に応じて随時検討協議会を開催することも想定しています。

また、令和４年度には施設の整備・運営手法も検討し、早期の設計・工事をめざしていきます。

教職員等の研修について

全ての区立学校・園に勤務する教職員等の資質向上に向け、東京都教育委員会「東京都教員人材育成基本方針」に基づき、本区教育委員会では職層や年次、分掌に応じた研修を実施している。また、東京都教育委員会「OJT ガイドライン」により進められている各校・園の OJT 研修についても、指導主事や教育研究所の教育研究専門員を派遣することで支援している。さらに、各校・園の教職員等の資質の向上や改善の状況を把握し、指導・助言をするため、全ての区立学校・幼稚園・こども園への年１回以上の訪問指導を実施している。 **参考資料**

１　指導課主催の教職員研修（Off-JT）の実施

○年次、職層、分掌に応じた研修の設定 **別紙１**

＜職層研修＞

副校園長研修、幼稚園主任会、主任教諭任用時研修、主幹教諭任用時研修、専任園長・副園長連絡会、保幼合同園長会、人事考課評価者訓練

＜年次研修＞

若手教員育成研修（１年次)、若手教員育成研修（２年次)、若手教員育成研修（３年次)、中堅教諭等資質向上研修

＜分掌研修＞

教務主任会、生活指導主任会、進路指導主任会、情報教育主任会、道徳教育研究協議会、国際教育推進協議会、通級担当教員研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、人権教育推進委員会（研修会)、体育健康教育推進委員会

＜資質向上研修＞

学校マネジメント講座、保幼小合同研修会、保育士及び幼稚園教諭交流研修、教育課題調査研究部会、特別支援教育研修会、体育安全講習会

＜区費講師、会計年度職員等を対象とした研修＞

区費講師・部活動指導員研修会、特別支援教育連絡会、スクールライフ・サポーター研修会、幼稚園講師研修会

○働き方改革に応じた回数の精選と内容の充実に向けた取組 **別紙２**

令和元年度以降、各種研修会の回数の削減もしくは研修会を精選することで、教員の負担軽減を図った。一方で、各回の研修内容の精査をすることで充実を図った。

また、集合研修を基本としつつ、研修効果が会議システムを利用しても担保もしくは向上ができると判断したものについては、自校・園からオンラインで参加する研修を設定したり、オンデマンドによる動画視聴による研修を取り入れたりするなど、移動の負担軽減や、研修時間の弾力化を図った。

○ウィズコロナ期における研修の工夫

新型コロナウイルス感染症対策で、集合研修が難しい時期にも、教員が学び続ける環境を保障できるよう、会議システム等を利用して、オンラインでの研修をするなど、実施方法の工夫を図っている。また、集合研修であっても、別室に少人数でグループ分けをし、それぞれの会場をオンラインでつないで講義や演習、研修内容の交流などを行えるよう工夫した。

○教職員研修（Off-JT）における課題

各種研修には、最新の教育課題（令和の日本型学校教育、ICT の活用、架け橋プログラム等）を題材に講義や演習による深まりがもてるよう、精査を行っているが、働き方改革のより一層の推進と研修内容のさらなる充実を図るために、研修の在り方を模索している。

また、近年の若者気質をもった若手教員が、今後学校(園)現場で教育実践者としてどう基盤を築いていくか、社会人としてどう成長していくかが重要であり、これからの教員人生の鍵となる。こうした１年目から３年目程度の若年層の人材育成も課題である。

２　各校・園における教職員研修（On - JT）推進支援

○若手教員育成支援

教育研究所の教育研究専門員が若手育成研修期間中の教員（１～３年次）の校内における授業を

観察する。事前の指導案作成に関する指導から、授業後の指導までを行う。

・１年次：年３回（うち１回【１学期】は相談を基本とした教室訪問を行う）
・２年次：年１回
・３年次：年２回

○学校（園）経営方針に基づいた教員育成に関する各種支援

学校(園)長の求めに応じて教員の経験や職層を問わず、教育研究所の教育研究専門員が授業力向上や学校経営参画等の課題に応じ、学校・園を訪問して指導・助言を行う。

○産休代替教員や講師等への授業力向上に向けた支援

学校(園)長の求めに応じて教育研究所の教育研究専門員が、産休代替教員や講師等の授業力向上についての指導・助言を行う。

３　教育委員訪問・指導課訪問の実施

令和３年度までは年１回、全校・園において指導課訪問を実施していた。

令和４年度より、学校・園の半数を教育委員訪問、半数を指導課訪問として、以下の通り実施することとした。本事業により、教員の授業力向上に向けた支援や学校経営方針を受けた学校組織力向上に向けた支援、教育課題、教育施策についての情報提供を行う。

（１）趣　旨

＜教育委員訪問＞

教育委員が区立学校・園を訪問し、様子を観察して現状と課題を認識することで、教育委員会の会議において闊達な議論を促し、もって子育て施策及び教育施策の推進に資する。

＜指導課訪問＞

指導課の職員が区立学校・園を訪問して、各校・園の教育課程、指導内容や方法、研修や研究等に関して状況を把握し、専門的見地から指導・助言するとともに、学校と指導課との交流を図り、様々な教育課題の解決に資する。

（２）教育委員訪問と指導課訪問

	教育委員訪問	指導課訪問
対象	・幼稚園・こども園（４園） ・小学校（４校）　・中学校（１校） ・中等教育学校（前期課程）	・幼稚園・こども園（４園） ・小学校（４校）　・中学校（１校） ・中等教育学校（後期課程）
内容	①授業参観【２時間程度】 （３・４時間目） ②学校概要説明 ③昼食 ④諸帳簿点検	①授業参観【３時間程度】 （３～５時間目） ②学校概要説明 ③昼食 ④諸帳簿点検 ⑤協議会
参加者	・(教育長)　・(教育担当部長) ・教育委員　・指導課職員	・(教育長)　・(教育担当部長) ・(教育委員　昼まで) ・指導課職員
時間（目安）	10:00 頃から 13:00 時頃	10:00 頃から 16:00 頃

※令和４年度から１年ごとに訪問方法を変更して実施。

※「教育委員訪問」にあたる学校園についても、希望により時間を延長し、「指導課訪問」で行う「⑤協議会」を設定することができる。

（３）方　針

●全学級の授業・保育観察を実施し、幼児・児童・生徒の状況と指導の実態を把握する。

●各学校・園の教育指導上の諸課題について、学校・園全体での組織的な解決を図るため、可能な限り、教職員全員が参加する研修・協議の場を設定する（指導課訪問）。

●実施内容・方法については、各学校・園の状況に応じて相談の上、決定する。

東京都教員人材育成基本方針について

参考資料
東京都教育庁人事部職員課

人材育成における新たな状況

○ 指導教諭を活用した人材育成の必要性
○ 教員から管理職へキャリアップを図ろうとする人材育成の必要性

東京都教員人材育成基本方針の一部改正

＜前回＞平成20年10月 ⇒ ＜今回＞平成27年2月

平成20年度版

＜視点１＞ 初任者から管理職までの経験や職層に応じて身に付けるべき力を提示することにより、人材育成の目標と道筋を明確化する。	一部改正
＜視点２＞ 配置管理、昇任、ＯＪＴ、研修、人事考課制度などを人材育成の仕組として**体系化し、今後の**方向性を示す。	一部改正
＜視点３＞ 人材育成は管理職の最も重要な責務**であることを明らかにし、各**学校において校長の責任の下、人材育成の推進体制を確立する。	一部改正
＜視点４＞ 教員は自らのキャリアについて将来展望をもち、身に付けるべき能力を自覚し、職務遂行等を通じて積極的に能力開発を行っていく。	継続
＜視点５＞ **特に、**初任者から**組織人としての意識を啓発し、**組織的課題解決ができる人材育成を重視する。	一部改正

１ 基本的な考え方 ― ５つの視点

視点１	**学校におけるＯＪＴや学校管理職の育成の現状と課題を踏まえ、**初任者から管理職までの経験や職層に応じて身に付けるべき力を提示することにより、人材育成の目標と道筋を明確化する。
視点２	配置管理、昇任、ＯＪＴ**（指導教諭を活用した校内OJTを含む）**、研修、人事考課制度などを人材育成の仕組みとして**成果と課題を示し人材育成の**方向性を示す。
視点３	人材育成は管理職の最も重要な責務であり、学校において校長の責任の下、人材育成の推進体制を確立する。
視点４	教員は、自らのキャリアについて将来展望をもち、身に付けるべき能力を自覚し、職務遂行等を通じて積極的に能力開発を行っていく。
視点５	初任者から**学校運営力・組織貢献力の向上を促し、**組織的課題解決ができる人材育成を重視する。

２ 改正される項目とポイント ― 管理職育成 指導教諭の活用

※ 太字・下線は新規の項目

Ⅳ 人材育成の仕組みと今度の方向性

1 採用・配置管理……**優秀な教員の確保**のための具体策
2 校内人事……**ミドルリーダーの育成**（主幹教諭及び管理職候補者）
3 昇任……昇任に向けた研修の充実
4 OJT……**将来の管理職を意識した育成と指導教諭の活用**
5 研修……育成段階や職層に応じた研修体系の充実
6 **学校リーダー育成プログラム**…**有望な若手教員**へのアプローチ
⇒**学校マネジメント講座・学校リーダー育成特別講座**
7 教育管理職選考・任用制度…一部を削除
8 **管理職確保**……教育管理職選考受験者減少の現状
⇒**若手からの計画的な育成**、管理職**（副校長）の負担軽減**
女性教育管理職の登用促進
9 人事考課制度……**キャリアプランに基づいた管理職候補者の育成**
10 大学との連携……東京教師養成塾、教職大学院
大学との連携による現職教員研修の充実

Ⅴ 人材育成と管理職確保の推進体制の構築

1 統括校長・校長の役割……**「管理職にならせたい」人材**の発掘と指導教諭の活用
2 副校長の役割……**「学校マネジメント能力」育成**のための研修体系の充実
3 **主幹教諭の役割**……自身と所属職員の**「学校マネジメント能力」向上**
4 **指導教諭の役割**……**年3回程度の模範授業・公開授業の実施**
自校や他校の校内OJTを支援
5 主任教諭の役割……**自身の「学校マネジメント能力」の向上**
6 教諭の役割……**学校マネジメントについて意識**
7 区市町村教育委員会の役割……業務の精選や効率化・経験や職層に応じた研修実施
指導教諭活用のための支援
8 都教育委員会の役割……**管理職確保**に向けた人材育成施策の推進

参考資料

ＯＪＴガイドライン(第３版）について

平成27年10月30日

人材育成における新たな状況

○ 教員から管理職へキャリアップを図ろうとする人材育成の必要性
○ 指導教諭を活用した人材育成の必要性

学校管理職育成指針（平成２５年５月）
東京都教員人材育成基本方針【一部改正版】（平成２７年２月）

ＯＪＴガイドライン（平成２２年３月）

Ⅰ なぜ、今、学校にＯＪＴが必要か
1 学校の現状と人材育成
2 これまでの人材育成とＯＪＴの必要性
3 学校におけるＯＪＴの実効性

Ⅱ 教員が身に付けるべき力
1 教員が身に付けるべき４つの力
2 教員の経験や能力、職層に応じた育成段階

Ⅲ 学校におけるＯＪＴの場面や方法
1 先輩や上司からの日常的な仕事ぶりから学ばせる
2 新たな職務を経験させる
3 教員相互で学び合う場を活用する

Ⅳ 学校においてＯＪＴを効果的に進めるためには
1 ＯＪＴの計画・実施・検証・改善
2 ＯＪＴの実施体制
3 自己申告の活用

Ⅴ ＯＪＴを実施するに当たって（活用資料編）
○ 教員が身に付けるべき力
○ 教員が身に付けるべき力に応じたＯＪＴの具体例
○ ＯＪＴシート

ＯＪＴ推進の取組　改正の観点

これまでのOJT推進に向けた取組

○ＯＪＴガイドラインの作成と改正
○ＯＪＴ推進指定モデル校・モデル地区の指定
○ＯＪＴの実践事例（第１集～第４集）の作成
○ＯＪＴ実施状況調査（小中学校）
○ＯＪＴ診断基準(都立高校)

改正の観点

学校に定着してきたＯＪＴの更なる推進（組織的なＯＪＴ）
指導教諭を含めたＯＪＴの活用
主任教諭等の職層別におけるＯＪＴの具体的な活用

ＯＪＴ実施上の課題

○組織的及び意識的・計画的・継続的に進めるＯＪＴ
○ＯＪＴの取組の評価と改善
○「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の向上
○主幹教諭や主任教諭の職層に応じた活用

ＯＪＴガイドライン【第３版】（平成２７年１０月）

Ⅰ 学校におけるＯＪＴ

1 学校における人材育成の現状と課題
2 ＯＪＴの必要性と意義
3 ＯＪＴ実施上の課題

ＯＪＴ実施上の成果と課題
～ＯＪＴ実施状況調査（小中学校）、ＯＪＴ診断基準（高等学校）より～
◎各校においてＯＪＴの取組が定着
▼ＯＪＴの組織体制の確立
▼「外部連携」「学校運営」の取組の充実
▼ＯＪＴを評価し改善する仕組みづくり

Ⅱ ＯＪＴの活用

1 ＯＪＴの推進に向けた工夫・改善
（1）組織的に進めるＯＪＴ
（2）意識的・計画的・継続的に進めるＯＪＴ
（3）ＯＪＴの成果と評価
（4）評価を生かしたＯＪＴの改善
2 指導教諭の活用
（1）指導教諭の設置の目的と職責
（2）指導教諭の具体的な職務内容

ＯＪＴ実施上の課題に対する改善策、また指導教諭の活用について、事例も含めて提示
1 ＯＪＴの推進に向けた工夫・改善
・ＯＪＴ担当者の意図的な指名による組織的なＯＪＴ
・育成する側も成果を得る双方向のＯＪＴ
・「外部折衝力」「学校運営力」を高めるＯＪＴ
・診断基準による評価を生かしたＯＪＴ
2 指導教諭の活用
・模範授業参観の成果を還元する教科会の実施
・指導教諭の授業支援による校内ＯＪＴ

Ⅲ ＯＪＴの効果的な取組

1 職層別 教員が身に付けるべき力について
2 職層別 教員が身に付けるべき力とＯＪＴの具体例
（1）教諭
（2）主任教諭
（3）主幹教諭及び指導教諭

○ 「教諭」「主任教諭」「主幹教諭・指導教諭」それぞれの職層に応じたＯＪＴの取組を提示
○ 育成する側としての取組を別枠に提示
○ 「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を身に付けるためのＯＪＴの内容と方法の具体例をＰＤＣＡサイクルの場面ごとに提示

活用資料～ＯＪＴの実践を進めるに当たって～

1 「学校におけるＯＪＴの場面や方法」
2 ＰＤＣＡサイクル
3 ＯＪＴシート
4 ＯＪＴ診断基準（都立高校版）

1 ＯＪＴに関する基礎的な内容の確認
2 ＯＪＴの計画・実施・検証・改善のサイクルの確認
3 教諭と主任教諭それぞれの職責を踏まえた参考例を提示
4 ＯＪＴの評価に活用する診断基準の提示

別紙１

令和４年 3月 3日版

令和４年度
教員研修等一覧

千代田区教育委員会　指導課

目　　次

副校園長会	1	統括
教務主任会	2	牧田
生活指導主任会	3	山本
進路指導主任会	4	山本
情報教育主任会	5	相場
幼稚園主任会	6	戸栗
道徳教育研究協議会	7	野津
国際教育推進協議会	8	戸栗
通級担当教員研修会	9	牧田
特別支援教育コーディネーター研修会	10	牧田
学校マネジメント講座	11	統括
保幼小合同研修会	12	戸栗
専任園長・副園長連絡会	13	戸栗
保幼合同園長会	14	戸栗
保育士及び幼稚園教諭交流研修	15	戸栗
人権教育推進委員会（研修会）	16	牧田
教育課題調査研究部会	17	塚田
体育健康推進委員会	18	野津
若手教員育成研修（１年次）研修会	19	山本
若手教員育成研修（２年次）研修会	21	塚田
若手教員育成研修（３年次）研修会	22	塚田
中堅教諭等資質向上研修	23	戸栗
評価者訓練	24	統括
主幹教諭任用時研修会	25	戸栗
主任教諭任用時研修会	26	戸栗
区費講師･部活動指導員研修会	27	山本
スクールライフサポーター研修会	28	山本
特別支援教育連絡会（会計年度職員）	29	牧田
幼稚園講師（会計年度職員）研修会	30	戸栗

研修名	副校園長会	令和3年度担当	統括

令和3年度 状況（成果・課題）	働き方改革における取組や特別支援教育について、講師から話を聞く機会を設定した。引き続き、区立学校園において、課題となっていることについては、副校園長会で話題にしていきたい。

令和4年度 方針（ねらい）	講師を招聘し、より専門的、具体的な話を聞くことを通して、副校園長としての意識や実践力、資質向上歩を図る。副校園長として、これからの千代田区の将来を担う、児童生徒の育成と、教育職員の管理、学校運営における適正な指導支援を行えるようにする。（特別支援教育・保護者対応orいじめ・不登校対応）

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		副校園長	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月13日	火	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
2	6月11日	金	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換 研修「学校における働き方改革について」	全日本中学校長会事務局 次長　冨士道　正尋
3	9月9日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
4	11月18日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換 研修「特別支援教育の充実に向けて」	明治大学 伊藤　直樹　教授
5	1月18日	火	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
6	3月8日	火	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		副校園長	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月14日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
2	6月21日	火	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換 研修「学校管理職として取り組む特別支援教育について」	三楽病院 サンライトサポート室 早川　智博　室長
3	9月8日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
4	11月17日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換 研修「関係機関と連携した不登校等における家庭支援について」	社会福祉士・家族相談士 精神保健福祉士 中島　淳　氏
5	1月19日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	
6	3月9日	木	10:00～11:30	千代田区役所	指導課・各課連絡事項　情報交換	

【講師候補】社会福祉士・家族相談士・精神保健福祉士　中島　淳　氏（葛飾区立総合教育センター）0356687601
【講師候補】三楽病院サンライトサポート室　早川　智博　室長（元都立江東特別支援学校校長）

研修名	教務主任会	令和3年度担当	牧田

令和3年度 状況（成果・課題）	講演会を、年4回のうち1回予定していたが、講師の日程と予算の都合がつかず、実施することができなかった。一方で、1学期と2学期に１回ずつ主任会があったので、コロナ禍における各校取組等について情報交換ができ、自校の実践につなげることができた。

令和4年度 方針（ねらい）	テーマに沿い、自校の実践につながる講演会（研修会）を年１回以上は実施したい。担当校長や教務主任のご意向もあり、第4回は、教育課程届出説明会後で届出相談会の前に設定した。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		小・中　教務主任　１１名	
回	月日	曜日	時間	場所		講師等
1	4月8日	木	15:00~16:30	404	年間計画、新学習指導要領への対応について等	【集合】
2	6月29日	火	15:00~16:30	404	「新学習指導要領への対応、及びコロナ禍における教育活動の工夫と働き方改革の推進」について各校の取組、改善（情報交換）	【オンライン】
3	10月26日	火	15:00~16:30	区役所	「新学習指導要領への対応、及びコロナ禍における教育活動の工夫と働き方改革の推進」について各校の取組、改善（情報交換）	【集合】
	1月14日	金	14:30～16:30	区役所	教育課程届出説明会	【オンライン】
4	2月22日	火	15:00~16:30	区役所	新学習指導要領への対応について まとめ、次年度の計画【オンライン予定】	【オンライン】

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		小・中　教務主任　１１名	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月6日	金	15:00~16:30	区役所	年間計画、新学習指導要領への対応について等	
2	6月30日	木	オンライン 15:00~16:30	404	Ｒ４テーマ（仮） 「校内組織力の向上」 「ＯＪＴの推進」 テーマに沿った情報交換	
3	10月27日	木	15:00~16:30	区役所	Ｒ４テーマ（仮） 「校内組織力の向上」「ＯＪＴの推進」	国立教育施策研究所 総括研究官 千々布　敏弥先生 （Ｒ２和泉小研究発表会 ファシリテーター）
	1月13日	金	14:30～16:30	区役所	教育課程届出説明会	
4	1月23日	月	15:00~16:30	区役所	次年度の教育課程について（情報交換） 本年度のまとめ、次年度の計画	

【Ｒ４テーマ】教員の授業力・資質能力の向上（人材育成）
校内組織運営に係る取組及び工夫

研修名	生活指導主任会	令和3年度担当	山本

令和3年度 状況（成果・課題）	不登校の未然防止や支援の在り方について、各校における事例をもとにグループ協議を実施し、生活指導主任として理解を深めることができた。一方、各校の生活指導上の課題について共有する時間を十分にとることができなかったため、研修対象者のニーズに応じた研修内容を吟味する必要がある。

令和4年度 方針（ねらい）	指導課として情報共有すべき時間は確保しつつ、生活指導主任が感じている課題について意見交換を行い、第１回で年間の取組課題を設定する。第４回、第５回についてはテーマに沿った内容のグループ協議、講師による指導・講評の時間を設定する。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		【小・中・中等】11名、学警連は幼も参加	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月12日	月	15:00～16:30	区役所	年間予定、役割分担決定、いじめ・不登校対応、SSWとの連携について	担当指導主事 SSW
2	7月6日	火	15:00～16:30	区役所	学校警察連絡会（情報交換）	区内警察署担当者
3	7月30日	金	10:00～12:00	教育委員会室	講演「人的環境のユニバーサルデザイン～子どもたちが安心できる学級づくり」 （集合研修及びオンライン）	星槎大学 阿部　利彦　教授
4	12月6日	月	14:00～16:30	教育委員会室	不登校児童・生徒への支援について	東京都教育相談センター 下鶴　文恵　指導主事 中村　悠　心理士
5	3月4日	金	15:00～16:30	オンライン	協議「各校における生活指導上の課題について」	担当指導主事 SSW

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		【小・中・中等】11名、学警連は幼も参加	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月14日	木	15:00～16:30	404会議室	年間予定の確認、テーマ設定 いじめ・不登校対策について	担当指導主事 SSW
2	7月4日	月	15:00～16:30	お茶の水小学校 （予定）	学校警察連絡会（情報交換）	区内警察署担当者
3	8月2日	火	10:00～12:00	オンライン （教育委員会室）	講演「保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築」 （オンライン（保護者合同））	創価大学教職大学院　渡辺　秀貴　教授（仮）他 保護者代表
4	12月5日	月	15:00～16:30	区役所（予定）	外部機関との連携について （事例をもとにしたグループ協議）	東京都教育相談センター 指導主事 児家セン　三本木係長 朝岡SSW、則岡SSW
5	3月3日	金	15:00～16:30	区役所（予定）	テーマの振り返り 各校の情報共有、まとめ	担当指導主事 SSW

研修名	進路指導主任会	令和3年度担当	山本

令和3年度 状況（成果・課題）	「キャリア・パスポート」の活用等、各校種間でキャリア教育の充実に向けた取組に関する情報交換を実施することはできた。一方、校種を超えた活用に向けては課題が見られ、進路指導主任を中心に共有理解を図りながら進めていく必要がある。

令和4年度 方針（ねらい）	「つなぐ・つなげる千代田の教育」で取り上げているキャリア教育の充実に向け、令和４年度は「12年間を見通したキャリア・パスポートの活用」を視点に学び、各校のより良い実践につなげることができるようにする。第２回は、各校のキャリア教育の充実に向けた取組について発表する機会を設定する。

令和3年度	出席者構成及び人数の実績	【小・中・中等】情報教育主任11人			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月11日	月	15:00-16:30	神田一橋中学校	キャリア・パスポートの活用について 各校の情報交換	担当指導主事
2	2月26日	金	15:00-16:30	神田一橋中学校	進路状況の情報交換・高大接続改革・キャリアパスポート	担当指導主事

令和4年度	出席者構成及び人数の予定	【小・中・中等】情報教育主任11人			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月16日	月	15:00～16:30	404会議室	講演「12年間を見通したキャリア・パスポートの活用について」	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター統括研究官 長田　徹　先生
2	2月21日	火	15:00～16:30	区役所（予定）	キャリア教育の充実に向けた各校の取組発表 情報交換	担当指導主事

研修名	情報教育主任会	令和3年度担当	相場

令和3年度 状況（成果・課題）	成果：ＩＣＴを活用した教育を推進していく意識が区全体として高まった。 課題：リプレースに伴い、学校現場が混乱し、情報主任に負担をかけた。

令和4年度 方針（ねらい）	・今後より活用を促進したい学習者用デジタル教科書やスタディサプリ等の研修を実施する。 ・教員の情報モラル、メディアリテラシーを育成し、服務事故等から守る。 ・授業でＩＣＴを効果的に活用することができるスキルの育成を図る。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月20日	火	15:00~16:30	404 オンライン	オンライン授業について	教育系YouTuber 「葉一」
2	6月28日	月	15:00~16:30	決定後通知 オンライン	コラボノートの活用について（協働的な学び）	ＪＲ四国
3	11月9日	火	15:00~16:30	区役所 オンライン	・協働的な学びの実践発表 ・ＩＣＴを活用した学び方・教え方・働き方	信州大学教育学部 助教　佐藤　和紀
4	1月24日	月	15:00~16:30	区役所 オンライン	・学校情報化認定申請方法について ・情報交換会	ＪＭＣ

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月9日	月	15:00~16:30	区役所403	・学習者用デジタル教科書の活用 ・教員における情報モラル	光村図書 担当指導主事
2	6月28日	火	15:00~16:30	区役所404	スカイメニュー、スタディサプリの活用	SKY リクルート
3	11月17日	木	13:30~16:30	未定	ICTを効果的に活用した授業研究/授業参観	未定
4	2月28日	火	15:00~16:30	区役所	情報交換・１年間のまとめ	担当指導主事

研修名	幼稚園主任会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	ＩＣＴサポーターを講師に招聘し、リプレースに伴う校務PC、家庭連絡メールすぐーる、HPによる有効な情報発信等についての研修を通して、各園で校務PCの活用機会が広がった。HPによる情報発信は更なる利活用が必要である。

令和4年度 方針（ねらい）	幼稚園主任としての資質向上を図るとともに、園運営の充実を図る。 令和３年度最後の幼稚園主任会で、多忙の中質の高い保育を実現するのは難しいと話題があり。方針として「主任として行う働き方改革（保育の質を向上するために）とした。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月9日	金	15:00~16:30	404	組織づくり、研究テーマの決定、研修計画の作成	
2	5月11日	火	15:00~16:30	オンライン	研修①　タブレットの利活用／情報モラル	バイザー株式会社（すぐーる）
3	7月6日	火	15:30~16:30	オンライン	学校警察連絡会（生活指導主任と同時開催）	
4	9月16日	木	15:00~16:30	オンライン	研修②　校務ＰＣの操作等について	（株）JMC
5	11月30日	火	15:00~16:30	教育委員会室	研修②　校務ＰＣの操作等について	
6	1月21日	金	15:00~16:30	404	研修のまとめ、次年度の課題について	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月22日	金	15:00~16:30	教育委員会室	組織づくり、研究テーマの決定、研修計画の作成	
2	5月26日	木	15:00~16:30	402	研修①　幼稚園での働き方改革の実践例	佛教大学教育学部教授・佐藤和順（「保育者の働き方改革」著）
3	7月4日	月	15:30~16:30	教育委員会室	学校警察連絡会（生活指導主任と同時開催）	
4	9月16日	金	15:00~16:30	402	研修②　働き方改革取組の振り返りと評価	佛教大学教育学部教授・佐藤和順（「保育者の働き方改革」著）
5	11月28日	月	15:00~16:30		研修③　働き方改革のPDCA（次年度に向けて）	佛教大学教育学部教授・佐藤和順（「保育者の働き方改革」著）
6	1月20日	金	15:00~16:30		研修のまとめ、次年度の課題について	

研修名	道徳教育研究協議会	令和3年度担当	野津

令和3年度 状況（成果・課題）	・講師より、取組について価値づけていただき、今後の取組について協議を深めることができた。 ・「ＩＣＴを活用した主体的に考え、議論する道徳授業の改善」を研究主題とし、授業研究を進めているが、ＩＣＴの活用以前に、「考える道徳」、「議論する道徳」についての理解が浅いことや道徳教育推進教師としての役割について意識して取組ができていないことが課題である。 ・また、授業力向上セミナー等への参加がオンライン開催にも関わらず、ほとんどできていない。

令和4年度 方針（ねらい）	・学習指導要領に示された基本事項について再度確認しながら議論を深め、「考える道徳」「議論する道徳」の推進のために、ＩＣＴ等も活用しながら授業を工夫していくのか、また、道徳教育推進教師としての役割をどのように果たしていくのか、研修を深めた上で、研究協議を行う。 ・授業力向上セミナーも含めて、協議会とし、参加を進めていく。

令和3年度	出席者構成及び人数の実績	校長１名、小学校８名、中・中等教育学校３名の１２名			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	４月15日（木）	木	15:00-16:30	404	研究テーマの決定、研修計画（研究授業担当者）の作成・決定	
2	10月25日（金）	金	13:15-16:00	区立和泉小	区内学校での研究授業及び研究協議 講師による指導・助言	鈴木明雄　先生
3	９月～１２月				東京都教育委員会主催のモデル校研究発表会及び授業力向上セミナーに参加	
4	1月25日（火）	火	15:00-16:30	区役所	研修のまとめ　次年度の研究テーマの設定　情報交換等	

令和4年度	出席者構成及び人数の予定	校長１名、小学校８名、中・中等教育学校３名の１２名			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月20日（金）	金	15:00-16:30	オンライン （402会議室）	講義「学習指導要領に示された道徳教育が目指すもの」	麗澤大学大学院学校教育研究科 道徳教育専攻 特任教授　鈴木　明雄　先生
2	10月25日（火）	火	14:30-16:30	区立学校	区内学校での研究授業及び研究協議 講師による指導・助言	麗澤大学大学院学校教育研究科 道徳教育専攻 特任教授　鈴木　明雄　先生
3	９月～１２月			各会場	東京都教育委員会主催のモデル校研究発表会及び授業力向上セミナーに参加	
4	2月14日	火	15:00-16:30	区役所	セミナー及び各校における取組の報告 次年度のテーマ設定	

研修名	国際教育推進協議会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	講師を招聘してSDGｓについての実践的な講義・演習を通して、各校（園）で具体的な取組が実施できるよう研修を行った。各校（園）の取組を共有し、次年度の活動につなげた。

令和4年度 方針（ねらい）	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、担任として日本語指導員とどのように連携をして支援していくかの課題を解決する研修を行う。また、大使館やNGOと連携した研修を行い、本研修を通して学んだことを授業に生かしたり、各校園が関係機関と連携して、有効な国際教育を実施できるようにする。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		幼・小・中担当教諭各１名×１９校園	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月18日	金	15:00～16:30	オンライン	・講義演習「SDGsの授業実践」 ・各校の取組（情報交換）	新渡戸文化小中学校・高等学校　山藤　旅聞氏
2	10月19日	火	15:00～16:30	オンライン	・講義演習「図書館と連携したSDGｓの実践」 ・各校の取組（情報交換）	国連広報センター知識管理担当　千葉潔氏
3	2月10日	木	15:00～16:30	オンライン	研究のまとめ　次年度のテーマ決め	日本ESD学会副会長 手島　利夫氏

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月16日	木	15:00～16:30	教育委員会室	・東京都の国際教育の動向確認（中学校英語スピーキングテスト、ＴＧＧ、「話すこと」トレーニング等） ・幼稚（こども）園、小学校、中・中等から１校（園）ずつ国際教育の実践動画視聴、共有 ・校種別ディスカッション	
2	10月18日	火	15:00～16:30	区役所	・講義演習「NGOと連携をした国際教育」 ・各校の取組（情報交換）	五井平和財団を通じて イギリス大使館 世界の子どもたち world visionを通じて
3	2月9日	木	15:00～16:30	区役所	まとめ　次年度のテーマ決め	

研修名	通級担当教員研修会	令和3年度担当	牧田

令和3年度 状況（成果・課題）	1回目は、通級による指導の役割と指導の理解について、共通理解を図ることができた。（野津指導主事が用意してくれたプレゼンより） 3回目は、各校（各自）の取組についてグループ協議（成果・課題・解決策等）をすることで、自校の実践を振り返り、他校の取組みを知る機会となった。

令和4年度 方針（ねらい）	通級による指導について理解を深め、指導目標や内容の設定や通常の学級との連携を適切に進めていくことができる人材を育成するとともに、様々な実践事例や指導の工夫に触れることにより、通級による指導の実践力の向上を図る。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月12日	月	15:00～16:30	401	通級担当教員の役割と通級による指導の理解 通常の学級における自立活動の視点を取り入れた指導について	担当指導主事
2	7月30日	金	10:00～12:00	教育委員会室	講演「人的環境のユニバーサルデザイン～子どもたちが安心できる学級づくり」 （集合研修及びオンライン）	星槎大学教授 阿部　利彦
3	1月17日	月	15:00～16:30	区役所	これまでの指導の振り返り 具体的な事例（当年度に課題となった事例）について研究・協議	担当指導主事

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月2日	火	①15:00~15:30 ②15:30~16:30	401	①拠点校主任・情報交換会 ②講義 ・通級担当教員の役割と通級による指導の理解 ・通常の学級担任との連携について	巡回アドバイザー 宗形　先生
2	8月2日	火	①9:30~10:00 ②10:00~12:00	オンライン （教育委員会室）	①拠点校主任・情報交換会 ②講演「保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築」（オンライン（保護者合同））	創価大学教職大学院　渡辺　秀貴　教授（仮）他 保護者代表
3	2月2日	木	①15:00~15:30 ②15:30~16:30	オンデマンド	①拠点校主任・情報交換会 ②拠点校主任からの報告 ③指導・助言	指導主事 特別支援教育担当係長

研修名	特別支援教育コーディネーター研修会	令和3年度担当	牧田

令和3年度 状況（成果・課題）	巡回アドバイザーによる講演や城東特別支援学校（センター校）コーディネーターからのガイダンス（施設紹介・連携について）、発達支援係長の講話など、関係諸機関との連携や専門的な事柄に関する理解につながった。

令和4年度 方針（ねらい）	特別支援教育コーディネーターとしての資質向上のため、その役割や特別支援教育についての理解を深めるとともに、関係機関との連携等、調整のために必要な知識等を身に付け、学校（園）の特別支援教育の推進を図る。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		【幼、小、中】特別支援教育コーディネーター　３０名程度	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月30日	金	15:00～16:30	401	特別支援教育コーディネーターの役割 関係機関との連携、教育支援シートの活用 講演「アセスメントを活用した指導・支援について」	巡回アドバイザー 宗形　奈津子
2	6月17日	木	15:00～16:30	教育委員会室	特別支援学校の取組について （オンライン）城東特別支援学校	城東特別支援学校 コーディネーター
3	7月30日	金	10:00～12:00	教育委員会室	講演「人的環境のユニバーサルデザイン～子どもたちが安心できる学級づくり」 （集合研修及びオンライン）	星槎大学教授 阿部　利彦
4	11月12日	金	15:00～16:30	区役所	就学に係る相談の進め方等について （相談実施の留意点、関係法令について）	児童・家庭支援センター 発達支援係長

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月26日	火	15:00～16:30	401	千代田区の特別支援教育について 特別支援教育コーディネーターの役割 関係機関との連携、教育支援シートの活用 「アセスメントを活用した指導・支援について」	指導主事 特別支援教育担当係長 巡回アドバイザー 伊藤　先生
2	6月23日	木	15:00～16:30	教育委員会室	特別支援教育の理解のために	東京都教職員研修センター指導主事
3	8月2日	火	10:00～12:00	オンライン （教育委員会室）	講演「保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築」 （オンライン（保護者合同））	創価大学教職大学院　渡辺　秀貴　教授（仮）他 保護者代表
4	11月10日	木	15:00～16:30	区役所	特別支援教育の充実に向けて	久我山青光学園 丹野　哲也　校長

研修名	学校マネジメント講座

令和3年度担当	統括

令和3年度 状況（成果・課題）	特記事項なし

令和4年度 方針（ねらい）	学校マネジメント能力の向上を図り、教育管理職候補者のキャリア形成に資する。 （中央区、港区、新宿区と連携）

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月26日	月	全日	新宿区	○教育委員会の施策 ○学校のリーダーに期待すること ○人材育成 ○関係諸機関との連携	千代田、中央、 港、新宿 教育委員会 統括指導主事　等

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月25日	月	全日	新宿区	○教育委員会の施策 ○学校のリーダーに期待すること ○人材育成 ○関係諸機関との連携	千代田、中央、 港、新宿 教育委員会 統括指導主事　等

研修名	保幼小合同研修会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	「幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び～円滑な接続を意識して～」をテーマに、神田地区、麹町地区とも研修が実施できた。研修を実施するに当たり、人数を制限し、オンラインでも視聴できるようにした。

令和4年度 方針（ねらい）	文科省で架け橋特別委員会が行われ、幼児教育と小学校教育の接続がが議題に上がっている。区としても引き続き、「幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び～教育課程での円滑な接続を意識して～」をテーマに、各校園の連携の意識向上や実践の推進を図っていく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月23日	水	13:30~16:30	いずみこども園 和泉小学校	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	白梅学園大学名誉教授 無藤　隆　先生
2	11月17日	水	13:30~16:30	麹町幼稚園 麹町小学校	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 齋藤　博伸　先生

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月22日	水	13:30~16:30	九段幼稚園 九段小学校	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	学習院大学教授 秋田　喜代美先生
2	11月9日	水	13:30~16:30	お茶の水幼稚園 お茶の水小学校	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 齋藤　先生

研修名	専任園長・副園長連絡会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	専任園長と副園長が各担当事業の情報を交換することを通して、区立園の連携を図ることができた。2回ともオンラインで実施したが、音声が出ない、画面がロックされてしまうなど、機器の操作面での課題は残った。

令和4年度 方針（ねらい）	協議する内容については、担当園長に確認する。 引き続き、園運営や各事業推進について必要な情報交換を行う。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月14日	月	15:30~16:30	オンライン	意見交換、協議会	
2	1月28日	金	15:30~16:30	オンライン	意見交換、協議会	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月2日	木	15:30~16:30	404	意見交換、協議会	
2	1月23日	月	15:30~16:30	区役所	意見交換、協議会	

研修名	保幼合同園長会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	事前に園長会長と議題について話をし、円滑に会の運営を行うことができた。「千代田区就学前プログラム」についても、進捗について報告をしながら、次年度につなげていくことができた。

令和4年度 方針（ねらい）	園運営や各事業推進について、必要な協議・情報交換を行う。「千代田区就学前プログラム」についても、区立園、支援課、指導課と連携して進めていく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月23日	金	15:30~16:30	オンライン	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	
2	2月26日	金	15:30~16:40	オンライン	公開保育、公開授業、交流報告、協議会 ※保幼交流研修　報告会	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月25日	月	15:30~16:30	402	公開保育、公開授業、交流報告、協議会	
2	2月27日	月	15:30~16:40	区役所	公開保育、公開授業、交流報告、協議会 ※保幼交流研修　報告会	

研修名	保育士及び幼稚園教諭交流研修	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	幼稚園と保育園、職員相互の理解と協力を深める。連絡会や保育参観については、支援課とも連携を図り進めていく。前年度中に今後の見通しや研修生の不安な点等についてもサポートしていく。引き続き大関教育専門員に入ってもらうと良い。

令和4年度 方針（ねらい）	幼稚園と保育園、職員相互の理解と協力を深める。 連絡会や保育参観については、支援課とも連携を図り進めていく。 前年度中に今後の見通しや研修生の不安な点等についてもサポートしていく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
0	前年度 3月５日	金	前年度3月	教育委員会室	交流研修　情報交換会（各園訪問）　教育委員会室、各園（3/16,3/23）	
1	5月25日	火	15:30~16:30	オンライン	第１回　交流研修連絡会（オンライン）	
2	7月28日	水	15:30~16:30	オンライン	第２回　交流研修連絡会（オンライン）	
3	8月23日	月	10:00～12:00	四番町保育園	第３回　交流研修連絡会（四番町保育園）	
4	10月25日	月	10:00～12:00	千代田幼稚園	第４回　交流研修連絡会（千代田幼稚園）	
5	12月27日	木	15:30~16:30	教育委員会室	第５回　交流研修連絡会	
6	2月21日	月	16:20~16:40	401会議室	保幼交流研修成果報告会	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
0	前年度3月		前年度3月	区役所　各園	交流研修　情報交換会（各園訪問）	
1	５月		15:30~16:30	区役所	第１回　交流研修連絡会	
2	８月		15:30~16:30	区役所	第２回　交流研修連絡会	
3	９月		10:00～12:00	該当園	第３回　交流研修連絡会（園訪問）	
4	１１月		10:00～12:00	該当園	第４回　交流研修連絡会（園訪問）	
5	１２月		15:30~16:30	区役所	第５回　交流研修連絡会	
6	2月27日	月	16:20~16:40	区役所	保幼交流研修成果報告会	

研修名	人権教育推進委員会（研修会）	令和3年度担当	牧田

令和3年度 状況（成果・課題）	ＬＧＢＴｓについて、千代田区男女共同参画センター（ＭＩＷ）と連携して講演会を実施することを通して、理解を深めることができた。お肉の情報館の現地研修を通して、人勧に関する理解を深めることができた。千代田小学校が人尊校の発表校でもあったので、千代田小学校の取組を中心に、

令和4年度 方針（ねらい）	コロナ禍の先の見えない状況が続いている中、人権の基本に立ち返り、改めて差別・偏見のない社会づくりについて考えていく。また、社会の多様性を受け入れていく土壌を育んでいく必要があるため、令和３年度も「ＬＧＢＴ」に関する研修を行っていく。さらに、各校園における人権教育の取組（特色）について、Ａ４一枚程度にまとめ、共有を図っていきたい。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		（研修会）各校園から1名ずつ	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月22日	木	15:00-16:30	402	年間予定の確認、テーマ決め 国や都における取組の説明	
2	8月4日	水	14:00-16:30	401	【第1回研修会】人権擁護委員との懇談　講義「LGBT」	ＭＩＷより派遣
3	9月13日	月	13:30-16:30	中央区	第1ブロック連絡会（1年次の中間発表　2年次の最終案内）	東京都
4	12月10日	金	15:00-16:30	人権啓発センター	【第2回研修会】人権啓発センター 体験会又は現地研修会	お肉の情報館
5	2月18日	金	13:30-16:30	千代田区	【第3回研修会】第１ブロック人権教育推進校研究発表会（千代田区立千代田小学校）	東京都

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月17日	火	15:00-16:30	403	年間予定の確認、テーマ決め 各校園における取組の取りまとめについて確認	
2	8月3日	水	14:00-16:30	401 402 403	【第1回研修会】 人権擁護委員との懇談・講義「LGBTs」	ＭＩＷより派遣
3	9月12日	月	13:30-16:30	中央区	第1ブロック連絡会 （1年次の中間発表　2年次の最終案内）	東京都
4	12月9日	金	13:30頃から	新宿区	【第3回研修会】 第１ブロック人権教育推進校研究発表会 （新宿区立西新宿小学校）	東京都
5	2月24日	金	13:30-16:30	人権プラザ	現地研修	人権プラザ

研修名	教育課題調査研究部会	令和3年度担当	塚田

令和3年度 状況（成果・課題）	コロナ禍におけるオンライン研修の割合が多い中、令和の日本型学校教育の趣旨を踏まえ、委員自らが研究を進め授業実践を行い、成果についてリーフレットにまとめ、研究報告会を開催することができた。

令和4年度 方針（ねらい）	自らの授業実践だけでなく、各校の好事例を区内に広げていくための手立てについて検討し、計画・実践・検証・改善の繰り返しを通じて、情報共有システムの構築と持続可能な運営を目指す。（働き方改革の実践と授業改善の連携）

令和3年度	出席者構成及び人数の実績					
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月13日	火	15:00～16:30	教育研究所	研究内容の確認、研究主題・方向性の確認	教育研究専門員
2	5月24日	月	15:00～16:30	教育研究所	分科会ごとに研究主題・方向性の確認、調査内容の提案	教育研究専門員
3	6月22日	火	15:00～16:30	教育研究所	分科会ごとに（指導の工夫、指導案検討）	教育研究専門員
4	8月3日	火	10:00～16:30		1学期の（中間報告）リーフレット作成準備	創価大学教職大学院 渡辺 秀貴
5	9月30日	木	14:30～16:30	区内中学校	授業研究、リーフレット内容検討	教育研究専門員
6	11月16日	火	14:30～16:30	区内小学校	授業研究、リーフレット内容検討	教育研究専門員
7	12月7日	火	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	２月の研究授業に向けての準備、リーフレット最終確認	教育研究専門員
8	1月21日	金	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	２月の研究授業、報告会、講演準備	教育研究専門員
9	2月7日	月	13:00～16:30	区内学校	研究授業、研究報告会、講演	創価大学教職大学院 准教授 渡辺 秀貴

令和4年度	出席者構成及び人数の予定				委員15名（通常級11名+特支４名）	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月10日	火	14:30～16:30	麹町中学校	学校見学・Teams活用状況を観察・研究内容の確認	教育研究専門員
2	6月20日	月	9:00～15:30	みどりの学園義務教育学校	みどりの学園義務教育学校視察（依頼中）	教育研究専門員
3	7月5日	火	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	システムの計画・設計・分担（分科会）	教育研究専門員
4	8月4日	木	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	システムの作成・修正（分科会）	教育研究専門員
5	9月6日	火	14:30～16:30	九段中等教育学校	学校見学・システムの作成・修正	創価大学教職大学院 教授　渡辺 秀貴
6	11月15日	火	14:30～16:30	富士見小学校	学校見学・システムの作成・修正	教育研究専門員
7	12月1日	木	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	オンラインセミナーの計画・案内	教育研究専門員
8	1月24日	火	15:00～16:30	千代田区立教育研究所	オンラインセミナー準備	教育研究専門員
9	2月22日	水	13:30～16:30	区内学校	千代田区教材共有システム活用セミナー（教員向け）	創価大学教職大学院 教授　渡辺 秀貴

研修名	体育健康教育推進委員会	令和3年度担当	野津

令和3年度 状況（成果・課題）	オリンピック・パラリンピック教育と関連付け、ボッチャ体験を行った。このようなスポーツ体験を体育の教育課程上、どのように位置付けるか、委員の中で活発な意見交換ができた。 今後の体育健康推進の取組についても触れることができたが、がん教育など、外部講師の活用については進んでいない。

令和4年度 方針（ねらい）	区事業としてのコオーディネーショントレーニングの推進のため、第１回をそのための研修とする。また、コオーディネーショントレーニング事業実施、都推進計画、コロナ禍を踏まえ、平成30年策定の千代田区基礎体力向上プランを改定する必要がある。そのため、今年度課題だったがん教育も含め、プラン改訂に向けても進めていく必要がある。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		各学校の体育健康教育推進委員　計11名＋担当校長	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月7日	金	15:00-16:30	区立千代田小	「ボッチャ体験・ビデオ協議」	発表者 九段中等　岩崎　鉄也　教諭
2	10月28日	木	15:00-16:30	教育委員会室	がん教育について	日本女子体育大学 助友　裕子　教授
3	1月18日	火	15:00-16:30	オンライン （404会議室）	「各学校の体育健康推進の取組について」	多摩教育事務所 美越　英宣　統括指導主事
	6月7日	月	15:00-16:30	オンデマンド （各学校）	体育安全講習会（水泳・熱中症事故防止・組体操・ＭＴＢＩ等）	都教委 体育部

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		各学校の体育健康教育推進委員　計11名＋担当校長	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月13日	金	15:00-16:30	未定 （区立学校）	講義・演習 「コオーディネーショントレーニングについて」（対象を各学校３名程とし、全校園から募る）	ＪＡＣＯＴ （調整済み）
2	11月1日	火	15:00-16:30	区役所	基礎体力向上プラン改訂に向けて がん教育について	日本女子体育大学 助友　裕子　教授
3	1月19日	木	15:00-16:30	区役所	「各学校の体育健康推進の取組について」 基礎体力向上プラン改訂	
	5月31日	火	15:00-16:30	オンデマンド （各学校）	体育安全講習会（水泳・熱中症事故防止等） 都教委のオンデマンドの配信	都教委 体育部

研修名	若手教員育成研修（1年次）研修会	令和3年度担当	山本

令和3年度 状況（成果・課題）	新型コロナウイルス感染症のまん延状況に応じて対面・オンラインを適宜使い分け、コロナ禍であっても若手教員に必要な資質・能力を身に付ける研修を実施することができた。幼稚園・こども園の教員も異校種の授業研究に参観するなど、より広い視野で学ぶ機会の設定が必要である。

令和4年度 方針（ねらい）	令和３年度同様教育研究所と連携を深めながら、研修生が主体的に課題解決することができるよう、協議・演習を中心とした研修計画を作成していく。また、幼稚園・こども園の異校種の授業研究参加について、園長の意向を踏まえながら検討していく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		幼・小・中における１年次教員、期限付任用教員	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月15日	木	13:30~16:30	教育委員会室	・開講式 ・新任教員に期待すること ・教育公務員としての在り方 ・新任教員としての心構え ・教員に求められる力	・指導課長 ・教職員管理係長 ・担当：霜田校長 ・教育研究専門員
2	5月17日	月	13:20~16:30	富士見小学校	模範授業参観（富士見小　座間味教諭） ・指導、助言	・富士見小座間味教諭 ・教育研究専門員
3	6月10日	木	13:30~16:30	オンライン	・食物アレルギーへの理解と対応【逓信病院　中澤医師】 ・いじめ防止、体罰の禁止 ・情報モラル教育	・逓信病院（中澤医師） ・教育研究専門員 ・担当指導主事
4	7月8日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・人権教育・学校教育と教員の在り方 ・生活指導の充実と問題行動への対応 ・不登校、中退、自殺防止 ・外部関係との連携	・教育研究専門員 ・SSW ・児家セン係長 ・担当指導主事
特	8月2日	月	8:30~12:00	千代田区立 教育研究所	区内巡り（緊急事態宣言中のため中止）	・担当指導主事
5	8月7日	月	13:30~16:30	オンライン	・メンタルヘルスセミナー ・学級経営の意義と指導と学級づくりの実際 ・キャリア教育の充実 ・集中研修オリエンテーション	・東京都教職員互助会 ・教育研究専門員 ・担当指導主事
特	8月20日	金	8:30~16:30	オンライン 千代田区立 教育研究所	夏期集中研修「子どもの力を伸ばす確かな『保育力』『授業力』を身に付ける！」 午前中：オンラインによる研修 午後：分科会ごとのグループ協議（指導案検討）	・教育研究所長 ・教育研究専門員 ・指導主事
6	10月21日	木	13:30~16:30	東京都立江東特別支援学校	特別支援教育の基礎・基本（東京都立江東特別支援学校	・江東特別支援学校教員
7	11月11日	木	13:30~16:30	区内学校	授業研究（小学校）	・教育研究専門員
8	11月25日	木	12:30~16:30	区内園	授業研究（幼稚園・こども園）	・教育研究専門員
9	1月20日	木	13:05~16:30	区内学校	授業研究（中学校）	・教育研究専門員
10	2月3日	木	13:30~16:30	教育委員会室	・閉講式　・１年間の成果と課題について ・これからの教員に求められる力について ・これからの教員に望むこと	・統括指導主事 ・教育研究専門員 ・担当：村田校長

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		幼・小・中における１年次教員、期限付任用教員	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月19日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所 （予定）	・開講式 ・新任教員に期待すること ・教育公務員としての在り方 ・新任教員としての心構え ・教員に求めらる力	・指導課長 ・教職員管理係長 ・担当校長 ・教育研究専門員
2	5月19日	木	14:00~16:30	区内学校	模範授業参観（番町小横田教諭　or　千代田小浅沼教諭） ・指導、助言	・模範授業者 ・教育研究専門員
3	6月14日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・食物アレルギーへの理解と対応【逓信病院　中澤医師】 ・いじめ防止、体罰の禁止 ・不登校、中退、自殺防止 ・情報モラル教育	・逓信病院（中澤医師） ・教育研究専門員 ・SSW ・担当指導主事
4	7月8日	金	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・人権教育・学校教育と教員の在り方 ・生活指導の充実と問題行動への対応 ・外部関係との連携	・教育研究専門員 ・児家セン係長 ・担当指導主事
特	8月1日	月	8:30~12:00	千代田区役所	区内巡り	・担当指導主事
5	8月1日	月	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・メンタルヘルスセミナー ・学級経営の意義と指導と学級づくりの実際 ・キャリア教育の充実 ・集中研修オリエンテーション	・東京都教職員互助会 ・教育研究専門員 ・担当指導主事
特	8月25・26日	木 金	2日間	千代田区立 教育研究所	夏期集中研修	・教育研究所長 ・教育研究専門員 ・指導主事
6	10月20日	木	13:30~16:30	東京都立江東特 別支援学校	特別支援教育の基礎・基本（東京都立江東特別支援学校）	・江東特別支援学校教員
7	11月8日	火	13:30~16:30	区内学校	授業研究（小学校）	・教育研究専門員
8	11月24日	木	12:30~16:30	区内園	授業研究（幼稚園・こども園）	・教育研究専門員
9	1月17日	火	13:05~16:30	区内学校	授業研究（中学校）	・教育研究専門員
10	2月7日	火	13:30~16:30	千代田区役所 （予定）	・閉講式　・１年間の成果と課題について ・これからの教員に求められる力について ・これからの教員に望むこと	・統括指導主事 ・教育研究専門員 ・担当校長

研修名	若手教員育成研修（2年次）研修会	令和3年度担当	塚田

令和3年度 状況（成果・課題）	授業研究において、教育研究所の先生方に進めていただくことが多くあり、事前の確認をしっかりと行っていく。受講生が主体的に取り組めるよう演習を取り入れた研修が実施できた。

令和4年度 方針（ねらい）	受講生がさらに主体的に取り組める研修にするため、演習やグループ協議を取り入れて進めるようさらに教育研究所と連携を深めていく。授業力向上のため、指導案検討の時間を確保する工夫をしていく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		小・中における2年次該当者	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月22日	木	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・授業研究（模範授業の参観） ・指導、助言	・会沢主任教諭 （和泉小） ・教育研究専門員
2	8月2日	月	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・特別支援教育の理解	「自閉症の僕が飛び跳ねる理由」執筆者 東田　直樹
3	2月14日	月	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・SDGsと学校教育 ・特別活動と学級活動 ・3年次研修に向けて	・教育研究専門員

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		小・中における2年次該当者	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月2日	月	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・授業研究（模範授業の参観） ・指導、助言	・横田朋教諭 （番町小）
2	8月2日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・指導案検討 ・特別支援教育の理解	・教育研究専門員 ・特別支援担当指導主事
3	1月31日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・SDGsと学校教育 ・特別活動と学級活動 ・3年次研修に向けて	・教育研究専門員

研修名	若手教員育成研修（3年次）研修会	令和3年度担当	塚田

令和3年度 状況（成果・課題）	児童・家庭支援センターより家庭相談係長と発達支援係長の講話をオンラインにて３グループに分けて実施したため、質疑応答が活発になり主体的な研修をすることができた。

令和4年度 方針（ねらい）	「外部との連携・折衝能力」「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決力の伸長を図るため、教育研究所、児童・家庭支援センターとの連携をさらに深め、主体的な研修にするため研修方法を精査していく。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月27日	火	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・外部との連携・折衝の在り方と課題	・教育研究専門員 ・SSW ・児家セン係長
2	2月24日	木	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・学校経営への参画・組織貢献のあり方 ・若手教員育成研修の修了と今後に向けて ・閉講式	・指導課長 ・教育研究専門員

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月12日	木	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・外部との連携・折衝の在り方と課題	・教育研究専門員 ・SSW ・児家セン係長
2	3月2日	木	13:30~16:30	千代田区立 教育研究所	・学校経営への参画・組織貢献のあり方 ・若手教員育成研修の修了と今後に向けて ・閉講式	・指導課長 ・教育研究専門員

研修名	中堅教諭等資質向上研修	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況(成果・課題)	授業研究をする受講者が８名いたので、役割分担をすることができた。講師に、教育研究所の教育研究専門員の協力も得て、指導助言をいただいた。教職員研修センターへの登録がスムーズにいかないことがあり、副校園長会で周知が必要。

令和4年度 方針(ねらい)	受講者の人数により、授業研究の方法を検討する必要がある。引き続き、教育研究専門員の指導・助言があるとよい。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月28日	水	14:30~16:30	港区 オンライン	千代田区、中央区、港区の3区合同で実施 ・開講式 ・服務等に関する研修	
2	6月18日	金	13:30~16:30	富士見小学校 オンライン	・授業研究に関する研修・講義 【模範授業】区内　指導教諭	
3	7～8月		13:30~16:30	オンライン	・事例に基づく研修（生活指導）	
4	7～9月		13:30~16:30	オンライン	・事例に基づく研修（進路指導）	
5	9～12月		13:30~16:30	富士見小 オンライン	・授業研究に関する研修	
6	9～12月		13:30~16:30	麹町小学校	・授業研究に関する研修	
7	9～12月		13:30~16:30	区内学校	・授業研究に関する研修	
8	1月13日	木	14:00~16:30	千代田区 オンライン	・法規に関する研修　・閉講式	
9	8月4日	水	14:00~16:30	区役所 オンライン	・人権に関する研修	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月28日	金	14:30~16:30	区役所	千代田区、港区の２区合同で実施 ・開講式 ・服務等に関する研修	
2	6月27日	月	13:30~16:30	区内学校	・授業研究に関する研修・講義 【模範授業】区内　指導教諭	和泉小学校 中川指導教諭
3	7月22日	金	13:30~16:30		・事例に基づく研修（生活指導）	中学校長（中学校長会長に相談）
4	7月22日	金	13:30~16:30		・事例に基づく研修（進路指導）	中学校長（中学校長会長に相談）
5	9～12月		13:30~16:30	区内学校	・授業研究に関する研修	
6	9～12月		13:30~16:30	区内学校	・授業研究に関する研修	
7	9～12月		13:30~16:30	区内学校	・授業研究に関する研修	
8	1月12日	木	14:00~16:30	港区	・法規に関する研修　・閉講式	
9	8月3日	水	14:00~16:30	神田一橋中	・人権に関する研修	

研修名	評価者訓練	令和3年度担当	統括

令和3年度 状況（成果・課題）	特記事項なし

令和4年度 方針（ねらい）	会場については要確認（研究所含む）

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月17日	月	午前	千代田区	小中学校の副校長への評価者訓練	指導課長、 統括指導主事
2			午後		小中学校の校長への評価者訓練	
3	5月22日	金	午後	教育委員会室	幼稚園、こども園長への評価者訓練	教育研究専門員

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月12日	木	午前	港区	小中学校の副校長への評価者訓練	指導課長、 統括指導主事
2			午後		小中学校の校長への評価者訓練	
3	5月20日	金	午後	区役所	幼稚園、こども園長への評価者訓練	教育研究専門員

研修名	主幹教諭任用時研修会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	主幹教諭として、管理職と連携し、学校経営を支える役割を果たせるように、千代田区の重点目標１１項目について協議する。ICTを使用した研修を行ったことで、学校に還元できる力を身に付けることができた。

令和4年度 方針（ねらい）	主幹教諭として、管理職と連携し、学校経営を支える役割を果たせるように、千代田区の重点目標１３項目について協議する。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月11日	金	15:30-16:30	教育相談室 オンライン	千代田区の重点目標１１項目についての協議演習	指導主事・研究所

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	6月21日	火	15:30-16:30	教育研究所	千代田区の重点目標１３項目についての協議演習	指導主事・研究所

研修名	主任教諭任用時研修会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	主任教諭として、管理職と主幹教諭等と連携し、学校のミドルリーダー的な役割を果たせるように、千代田区の重点目標１１項目について協議する。

令和4年度 方針（ねらい）	主任教諭として、管理職と主幹教諭等と連携し、学校のミドルリーダー的な役割を果たせるように、千代田区の重点目標１３項目について協議する。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月24日	月	15:00-16:30	教育委員会室	千代田区の重点目標１１項目について協議・演習する。	指導主事

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月1日	金	15:00-16:30	区役所	千代田区の重点目標１３項目について協議・演習する。	指導主事

研修名	区費講師・部活動指導員研修会

令和3年度担当	山本

令和3年度 状況（成果・課題）	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度は書面にて開催。勤務時間が職種によって異なることから、出張扱いで研修を実施することが難しく、これまでも任意による参加であった。オンラインでの実施も難しいことから、開催方法については今後も検討していく必要がある。

令和4年度 方針（ねらい）	区職員の身分や職務、服務について理解するとともに、千代田区における重点教育目標（新学習指導要領への対応、特別支援教育等）について理解を深める。 令和４年度も配布資料にて千代田区の教育施策について学び、気が付いたこと、感じたことをFormsにて回答、集約する形で実施したい。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		区非常勤講師・部活動指導員	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月14日	金	ー	書面開催	服務、千代田区の重点教育目標について 部活動の現状	

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		区非常勤講師・部活動指導員	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	5月18日	水	ー	書面開催	服務、千代田区の重点教育目標について 部活動の現状	

研修名	スクールライフサポーター研修会	令和3年度担当	山本

令和3年度 状況（成果・課題）	ケースを通じた協議や各校の情報交換を通して、スクールライフ・サポーターの資質・能力の向上を図ることができた。いじめの未然防止及び早期発見・早期対応並びに不登校児童の社会的自立の促進という当該職の設置目的に沿った運用をしているか、新規採用のサポーターについては早めに確認できるとよい。

令和4年度 方針（ねらい）	２回の情報交換及び学校訪問は今年度ベースで実施する。また、新規採用のスクールライフ・サポーターについては１学期のうちに学校訪問（研究所主体）が実施できるよう、年度初めに研究所担当者と確認を実施する。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績		【小】スクールライフ・サポーター8名	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月9日	金	14:20～15:20	教育研究所	スクールライフサポーターの役割の研修会 学校の状況、情報交換等	スクールソーシャルワーカー 教育研究専門員
2	3月15日	火	14:20～15:20	教育研究所	学校の状況、情報交換、次年度に向けた手続き	スクールソーシャルワーカー 教育研究専門員

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		【小】スクールライフ・サポーター8名	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月12日	火	14:20～15:20	教育研究所	スクールライフサポーターの役割の研修会 学校の状況、情報交換等	スクールソーシャルワーカー 教育研究専門員
2	3月15日	水	14:20～15:20	教育研究所	学校の状況、情報交換、次年度に向けた手続き （次年度継続研修会）	スクールソーシャルワーカー 教育研究専門員

研修名	特別支援教育連絡会	令和3年度担当	牧田

令和3年度 状況（成果・課題）	さくらキッズの見学は、緊急事態宣言により2回延期をしたが、施設長の講話や施設を見学は有効であった。

令和4年度 方針（ねらい）	校内における連携力の向上 専門的な取組を理解し、指導につなげる

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月２日	金	10:00~12:00	401	千代田区の特別支援教育について 各職の役割及び活動内容について 関係機関との連携、教育支援シートの活用	【オンライン】
	8月2日	火	10:00～12:00	教育委員会室	講演「人的環境のユニバーサルデザイン～子どもたちが安心できる学級づくり」	星槎大学教授 阿部　利彦
2	(1学期) 10月27日	水	13:30-15:30	教育委員会室	さくらキッズについて さくらキッズ見学	さくらキッズ 施設長
3	12月1日	水	13:45-14:45 15:00-16:00	教育委員会室	2部制で実施 ①講師　②専門員	【対面】
4	１月12日	水	14:00-15:15	区役所	講師（特別支援教育）、特別支援教育専門員、特別支援教室専門員で今年度の取組を振り返り、今後の実践につなげられるようにする。	【オンライン】

令和4年度			出席者構成及び人数の予定		講師（特別支援教育）・専門員・教室専門員	
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	4月13日	水	13:30-15:30	オンライン 教育委員会室から配信	千代田区の特別支援教育について 各職における役割分担の確認 講演「各障害に応じた支援の工夫」（仮）	巡回アドバイザー 宗形先生
2	7月6日	水	13:30-15:30	さくらキッズ	さくらキッズ見学、さくらキッズについて （Ｒ４年度　新規採用者） （Ｒ３年度までまだ見学をしていない方）	さくらキッズ 施設長
	8月2日	火	10:00～12:00	オンライン （教育委員会室）	講演「保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築」 （オンライン（保護者合同））	創価大学教職大学院　渡辺　秀貴 教授（仮）他保護者代表
3	11月2日	水	13:30-15:30	教育委員会室	講演「各障害に応じた支援の工夫」（仮） ～園から小学校への接続・連携～	明星大学 小貫　悟　先生
4	1月11日	水	13:30-15:30	区役所	講師（特別支援教育）、特別支援教育専門員、特別支援教室専門員で今年度の取組を振り返り、今後の実践につなげられるようにする。	指導主事

研修名	幼稚園講師(会計年度）研修会	令和3年度担当	戸栗

令和3年度 状況（成果・課題）	日程調整がつかず未実施　次年度に実施

令和4年度 方針（ねらい）	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。 各園の取組について知り、自園での実践につなげる。（情報交換含む） 短時間／長時間・預かりの2グループに分かれて実施する。

令和3年度			出席者構成及び人数の実績			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月を予定		1時間30分	区役所	・服務・人権について ・教材の工夫（各園の情報交換）等	未実施
2	12月を予定		1時間30分	区役所	幼児理解、記録の工夫について ・教材の工夫（各園の情報交換）等	未実施

令和4年度			出席者構成及び人数の予定			
回	月日	曜日	時間	場所	研修内容等	講師等
1	7月21日 候補	木	1時間30分	区役所	・服務・人権について ・教材の工夫（各園の情報交換）等	教育研究所 大関　邦子先生 他
2	7月25日 候補	月	1時間30分	区役所	幼児理解、記録の工夫について ・教材の工夫（各園の情報交換）等	教育研究所 大関　邦子先生 他

別紙２

令和4年度　教員研修回数について

研修名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考（増減等について）
副校園長会	8回	8回	6回	6回	6回	－2回
教務主任会	5回	5回	4回	4回	4回	－1回
生活指導主任会	9回	5回	5回	5回	5回	－4回
進路指導主任会	3回	2回	2回	2回	2回	－1回
情報教育主任会	5回	4回	4回	4回	4回	－1回
幼稚園主任会	7回	7回	6回	6回	6回	－1回
道徳教育研究協議会	5回	4回	4回	3回	3回	－2回
国際教育推進協議会	5回	4回	3回	3回	3回	－2回
通級担当教員研修会	3回	3回	3回	3回	3回	±0（1時間⇒1時間30分）
特別支援教育コーディネーター研修会	5回	4回	4回	4回	4回	－1回
学校マネジメント講座	1回	1回	1回	1回	1回	±0
保幼小合同研修会	2回	2回	2回	2回	2回	±0
専任園長・副園長連絡会	2回	2回	2回	2回	2回	±0
保幼合同園長会	2回	2回	2回	2回	2回	±0
保育士及び幼稚園教諭交流研修会	5回	5回	5回	5回	5回	±0
人権教育推進委員会（研修会）	7回	5回	5回	5回	5回	－2回
教育課題調査研究部会	9回	9回	9回	9回	9回	±0（1時間⇒1時間30分）
体育健康推進委員会	3回	3回	3回	3回	3回	±0
体育安全講習会	1回	1回	1回	1回	1回	±0
若手研修1年次	11回	11回	11回	10回	10回	－1回
若手研修2年次	3回	3回	3回	3回	3回	±0
若手研修3年次	2回	2回	2回	2回	2回	±0
中堅教諭等資質向上研修	8回	8回	8回	8回	8回	±0
評価者訓練	1回	1回	1回	1回	1回	±0
主任教諭任用時研修	1回	1回	1回	1回	1回	±0
主幹教諭任用時研修	1回	1回	1回	1回	1回	±0
区費講師・部活動指導員研修会	2回	1回	1回	1回	1回	－1回
スクールライフサポーター研修会	2回	2回	2回	2回	2回	±0
特別支援教育連絡会	7回	6回	6回	4回	4回	－3回
特別支援教育研修会	1回	1回	1回	1回	1回	±0
幼稚園講師（会計年度職員）研修会	0回	0回	0回	0回	1回	＋1回
主幹教諭研修	3回	2回	0回	0回	0回	－3回（廃止） 任用時および都で開催される2年次を対象としたスキルアップ研修をもって、主幹教諭の研修としたため。
教員研修（夏季）	1回	1回	0回	0回	0回	－1回（廃止） プログラミングについて一定の研修が完了したため
研修回数合計	130回	116回	108回	104回	105回	－25回

令和元年度以降、各種研修会の回数の削減もしくは研修会の終了をすることで、教員の負担軽減を図った。
一方で、各回の研修内容の精査をすることで充実を図った。
新型コロナウイルス感染症対策の関連で、集合が難しくなった研修もあったが、会議システム（Teams）等を利用して、オンラインでの研修をするなど、実施方法の工夫を図っている。

資料４　有識者会議資料（第２回）

学童クラブについて

１　放課後子どもプラン

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省の連携の下、総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」が平成 19 年度に創設されたことに伴い、千代田区においても、全小学校の全児童を対象とした「放課後子どもプラン」を実施している。「放課後子どもプラン」は「学童クラブ」と「放課後子ども教室」から構成される。

２　学童クラブの概要

（１）目的

保護者の就労等の理由により、小学校の放課後等に適切な保育を受けられない小学生を対象に、遊びと生活の場を提供するため学童クラブを設置し、児童の健全育成及び子育て家庭の支援を図ることを目的としている。

（２）概要

①　保育時間

	時間	備考
基本保育	（平日） 下校時 ～ 17時	区内全ての学童クラブが実施。土曜日および学校休業日は、施設により保育時間が異なる。
延長保育 （夕方保育）	17時 ～ 19時	区内全ての学童クラブが実施。基本保育時間を超えて利用する必要がある場合には、延長保育（夕方保育）の利用が可能。（区立の学童クラブは土曜日未実施。）
夜間延長保育 （一部のクラブ）	19時 ～ 21時	「私立学童クラブ」（P4参照）では、夜間延長保育を実施。
早朝保育 （一部のクラブ）	７時 ～ ８時	「私立学童クラブ」（P4参照）のうち１箇所を除き、学校長期休業期間に早朝保育を実施。

②　休業日

日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

③　利用にかかる費用

●育成料　月額 4,000 円（ただし、当分の間 2,000 円）
●早朝・夜間延長保育育成料　（通常の育成料に加え）月額 3,000 円
●おやつ代　月額 1,500 円
●夕食代　1 回 500 円程度（利用する場合実費負担）

（３）学童クラブの類型

① 児童館併設学童クラブ

児童館に併設されているため、遊ぶ環境が充実している。各種の行事、体操や工作などのクラブ活動に参加することも可能。

名　称	所在地	定員	保育時間詳細	運営主体
西神田学童クラブ （区立西神田児童センター）	西神田2-6-2 西神田コスモス館3F	50人	**＊基本保育** 平日：放課後～17時 土曜：　９時～17時 学校休業日： 8時15分～17時 **＊夕方保育（月～金）** 17時～19時	千代田区 （区立）
神田学童クラブ （区立神田児童館）	外神田3-4-7 昌平童夢館5F	50人		
四番町学童クラブ （区立四番町児童館）	四番町5-8	47人		
一番町学童クラブ （区立一番町児童館）	一番町10	42人		
富士見わんぱくひろば学童クラブ・第二学童クラブ （富士見わんぱくひろば内）	富士見1-10-3 富士見みらい館5F	110人	**＊基本保育** 平日：放課後～17時 土曜：　８時～17時 学校休業日： ８時～17時 **＊夕方保育** 17時～19時	(株)ポピンズ
いずみ学童クラブ1・学童クラブ２ （いずみこどもプラザ内）	神田和泉町1 ちよだパークサイドプラザ6Ｆ	88人	**＊基本保育** 平日：放課後～17時 土曜：8時15分～17時 学校休業日： 8時15分～17時 **＊夕方保育** 17時～19時	(株)日本デイケアセンター

② 学校内に設置されている学童クラブ

<u>設置されている小学校に通っている児童のみ入会することが可能。</u>

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易である。各学童クラブが工夫して行事や活動を行っている。

名　称	所在地	定員	保育時間詳細	運営主体
アフタースクール こうじ町 （麹町小学校内）	麹町2-8	50人	**＊基本保育** 平日：放課後～17時 土曜：8時15分～17時 学校休業日： 8時15分～17時 **＊夕方保育** 17時～19時	社会福祉法人 共生会
番町小学校アフター スクール第一・第二 （番町小学校内）	六番町8	76人		(株)日本保育 サービス
九段小学校 アフタースクール （九段小学校内）	三番町16	50人		NPO法人 放課後NPO アフター スクール
アフタースクール お茶の水 （お茶の水小学校 仮校舎内）	富士見1-1-6	60人		(株)エデュ ケーショナル ネットワーク
アフタースクール さくら・さくら第二 （千代田小学校内）	神田司町2-16	110人		社会福祉法人 共生会

③　私立学童クラブ

21時までの夜間延長保育を実施。各学童クラブが工夫して行事や活動を行っている。また、一部のクラブを除き、学校長期休業期間のみ、早朝保育を実施。

名　称	所在地	定員	保育時間詳細	運営主体
麹町こどもクラブ	麹町3-2-3 エヌワンビル2F・3F	45人	（★） **＊基本保育** 平日：放課後～17時 土曜：８時～17時 学校休業日： ８時～17時 **＊夕方保育** 17時～19時 **＊夜間保育** 19時～21時 **＊早朝保育** **学校長期休業期間のみ** ７時～８時	(株)日本保育サービス
ポピンズアフタースクール一番町	一番町10-8 ウエストビル2F	50人		(株)ポピンズ
二番町こどもクラブ	二番町2-1 二番町TSビル4F	70人		(株)日本保育サービス
グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ・第二学童クラブ	富士見2-14-36 富士見ウエスト4F	110人		(株)グローバルキッズ
キッズクラブ神田	内神田1-10-9 MⅡビル1F	50人		NPO法人三楽
東神田らる学童クラブ	東神田1-6-4 ロイジェント東神田1F	40人		(株)日本デイケアセンター
学童保育じゃんぷ九段クラブ	九段南4-1-10 グランドメゾン九段南2F	40人		NPO法人子ども支援ホーム
ベネッセ万世橋学童クラブ	外神田1-1-13 万世橋出張所・区民館4F	40人	**＊基本保育** **＊夕方保育** **＊夜間保育**　（★）に同じ （早朝保育未実施）	(株)ベネッセスタイルケア

（４） 区内学童クラブ案内図

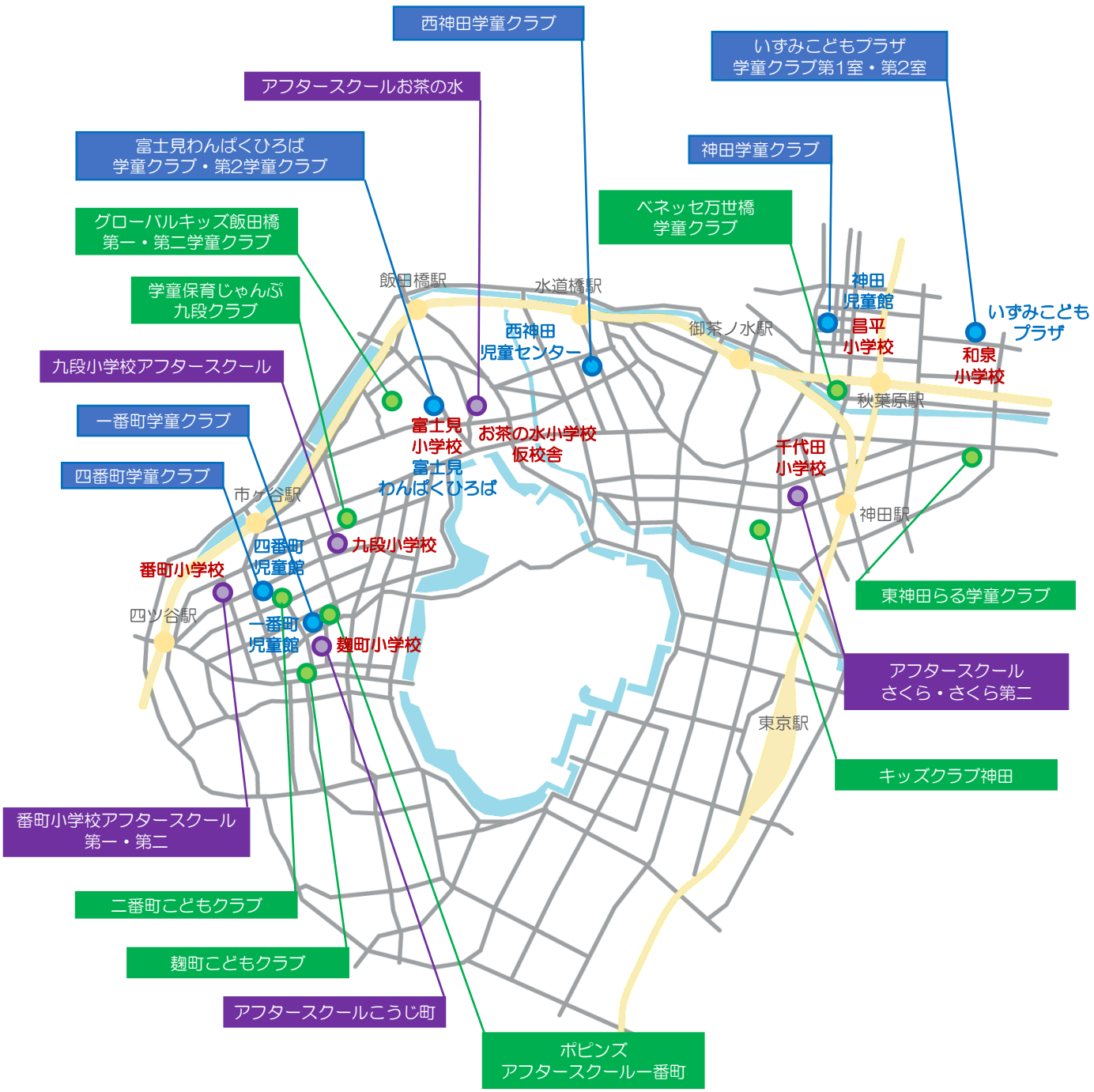

３　学童クラブの現況

（１）令和４年度学童クラブ学年別在籍状況（令和４年５月１日現在）

（単位：人）

	児童館併設学童クラブ									学校内学童クラブ						
		昌平小				和泉小		富士見小		千代田小		麹町小	番町小		お茶の水小	九段小
	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学童クラブ１	いずみ学童クラブ２	富士見わんぱくひろば学童クラブ	富士見わんぱくひろば第二学童クラブ	ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙさくら	ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙさくら第二	ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙこうじ町	番町小学校ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙ第一	番町小学校ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙ第二	ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙお茶の水	九段小学校ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙ
１年生	15	24	2	7	48	21	22	30	11	16	9	24	18	17	14	31
２年生	29	15	10	12	66	11	11	29	15	22	15	27	11	9	13	20
３年生	14	12	24	27	77	0	28	16	8	13	11	1	9	12	10	1
１～３年生合計	58	51	36	46	191	32	61	75	34	51	35	52	38	38	37	52
４年生	3	8	8	15	34	0	0	1	0	11	8	0	2	1	9	0
５年生	0	1	5	0	6	0	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0
６年生	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
４～６年生合計	3	9	15	15	42	1	0	1	0	14	10	0	2	1	12	0
在籍人数合計	**61**	**60**	**51**	**61**	**233**	**33**	**61**	**76**	**34**	**65**	**45**	**52**	**40**	**39**	**49**	**52**
定員（R4.4.1時点）	50	50	47	42	189	34	54	70	40	65	45	50	38	38	60	50
令和3年5月1日現在在籍人数	61	58	47	63	229	34	60	76	34	64	48	56	40	42	40	56
【備考】	私立3	私立0	私立5	私立1	私立9	私立0	私立0	私立6	私立2	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0

	私立学童クラブ										
	二番町こどもクラブ	ポピンズアフタースクール一番町	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｷｯｽﾞ飯田橋第一学童クラブ	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｷｯｽﾞ飯田橋第二学童クラブ	麹町こどもクラブ	キッズクラブ神田	東神田らる学童クラブ	学童保育じゃんぷ九段クラブ	ベネッセ万世橋学童クラブ	民営合計	**学年合計**
１年生	11	8	8	7	7	4	9	5	5	277	**325**
２年生	10	11	8	9	9	4	13	4	12	263	**329**
３年生	19	15	12	12	3	2	8	14	2	196	**273**
１～３年生合計	40	34	28	28	19	10	30	23	19	736	**927**
４年生	15	11	19	16	4	6	9	13	2	127	**161**
５年生	11	4	4	8	7	1	1	1	3	47	**53**
６年生	6	1	3	2	1	0	1	3	1	20	**22**
４～６年生合計	32	16	26	26	12	7	11	17	6	194	**236**
在籍人数合計	**72**	**50**	**54**	**54**	**31**	**17**	**41**	**40**	**25**	**930**	**1,163**
定員（R4.4.1時点）	70	50	55	55	45	50	40	40	40	989	**1,178**
令和3年5月1日現在在籍人数	70	50	50	52	33	18	33	24	10	890	**1,119**
【備考】	私立19	私立3	私立7	私立2	私立2	私立3	私立1	私立0	私立4	私立49	私立58

（２）学童クラブ類型別在籍児童数の推移と学童クラブの開設状況

年度	児童館併設	学校内	私立	合計	開設クラブ名　　（　）は定員
平成24年度	382	225	47	654	
平成25年度	372	222	58	652	ポピンズアフタースクール一番町（40人）
平成26年度	363	249	80	692	富士見わんぱくひろば第二学童クラブ（40人）
平成27年度	374	266	117	757	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ（60人） 九段小学校アフタースクール（50人）
平成28年度	392	315	170	877	
平成29年度	440	349	186	975	アフタースクールさくら第二（50人）
平成30年度	435	383	201	1,019	麹町こどもクラブ（43人）
平成31年度	441	361	281	1,083	キッズクラブ神田（60人） 東神田らる学童クラブ（40人） グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ（50人）
令和2年度	455	356	319	1,130	
令和3年度	433	346	340	1,119	学童クラブじゃんぷ九段クラブ（40人） ベネッセ万世橋学童クラブ（40人）
令和4年度	437	342	384	1,163	

※各年5月1日時点の在籍児童数

４　学童クラブ運営補助

安全・安心で充実した保育環境の創出と指導員の確保、資質向上を目的として、民間の運営事業者に対して補助金を交付し、運営を行っている。

《主な補助内容》

運営に要する経費	
	（ア）教材費
	（イ）活動費
法人奨励費	
	（ア）定員割れ時の補償
	（イ）緊急対応宿泊費
	（ウ）人材確保のための求人等にかかる経費
	（エ）指導員の資質向上にかかる研修経費
※施設維持管理経費	
	（ア）賃借料
	（イ）光熱水費
	（ウ）小破修繕経費
	（エ）固定資産税
保険料	
障害児指導加算	
マスク・消毒液等の購入経費	
指導員の人件費	
常勤職員の処遇改善に要する経費（区制度）	
特例処遇改善経費（国制度）	

※は私立学童クラブのみ

５　放課後子ども教室

放課後の学校施設を活用した、在校する全ての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくり事業を区立全８小学校において実施。委託事業として「遊び」「学び」「体験」活動を各小学校の実情にあわせて実施している。

（１）放課後子ども教室（学び・遊び）実施状況　　※延べ利用人数および実施日数

学校名	内訳	令和３年度	令和２年度	令和元年度	備考
麹町小学校	学び	5,289人(173日)	3,292人(140日)	5,006人(153日)	小学校長期休業期間(夏)も数日程度「学び」を実施。
	遊び	11,551人(162日)	7,800人(134日)	9,854人(146日)	
	内、ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙこうじ町在籍者	7,197人(162日)	6,015人(134日)	7,319人(146日)	
九段小学校	学び	9,772人(193日)	6,844人(161日)	8,064人(163日)	小学校長期休業期間も実施。
	遊び	18,288人(241日)	13,276人(196日)	13,669人(237日)	
	内、九段小学校ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙ在籍者	8,565人(241日)	6,280人(196日)	5,592人(237日)	
番町小学校	学び	10,216人(188日)	7,628人(159日)	5,546人(169日)	
	遊び	13,642人(171日)	11,918人(153日)	12,834人(169日)	
	内、ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙ番町在籍者	5,391人(171日)	7,397人(153日)	10,083人(169日)	
富士見小学校	学び	3,570人(181日)	2,087人(146日)	3,987人(165日)	小学校長期休業期間(夏)も数日程度「学び」を実施。
	遊び	7,015人(170日)	4,306人(135日)	7,626人(155日)	
	内、富士見わんぱくひろば学童クラブ在籍者	3,197人(170日)	2,592人(135日)	3,237人(155日)	
お茶の水小学校	学び	3,884人(197日)	3,348人(197日)	4,909人(174日)	令和元年9月から仮校舎で実施。小学校長期休業期間も実施。
	遊び	8,315人(245日)	5,088人(197日)	6,574人(174日)	
	内、ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙお茶の水在籍者	5,873人(245日)	2,794人(197日)	2,367人(174日)	
千代田小学校	学び	7,674人(203日)	6,977人(168日)	6,600人(182日)	小学校長期休業期間も実施。
	遊び	22,598人(242日)	18,555人(194日)	21,550人(218日)	
	内、ｱﾌﾀｰｽｸｰﾙさくら在籍者	12,308人(238日)	10,440人(194日)	12,377人(218日)	
昌平小学校	学び	5,828人(199日)	4,225人(163日)	4,026人(176日)	小学校長期休業期間(夏)も数日程度「学び」を実施。
	遊び	5,963人(192日)	5,897人(163日)	6,076人(170日)	
	内、神田学童クラブ在籍者	3,563人(192日)	4,176人(163日)	3,473人(170日)	
和泉小学校	学び	5,551人(200日)	4,749人(164日)	7,203人(180日)	小学校長期休業期間(夏)も数日程度「学び」を実施。雨天時の「遊び」は中止。
	遊び	7,593人(175日)	5,481人(140日)	7,116人(137日)	
	内、いずみ学童クラブ在籍者	1,070人(175日)	1,257人(140日)	1,692人(137日)	

（２）令和３年度放課後子ども教室（体験活動）実施状況

体験活動	実施校	総実施回数
囲碁教室	麹町小学校、九段小学校、番町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校	50回
ドッヂビー教室	麹町小学校、九段小学校、番町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校、和泉小学校	52回
ミニバスケット	麹町小学校、お茶の水小学校	36回
一輪車教室	和泉小学校	３回
初級スイミング	昌平小学校	９回

６　課題

千代田区では、人口の急増や保護者の就労形態の多様化に伴い、放課後の居場所が必要な児童の数も増加している。近年、私立学童クラブの新規開設により、受け入れ数を増やして対応してきたが、小学校の在籍児童数の増加もあり、学校内学童クラブや放課後子ども教室は飽和状態に近い状況になっている。今後も、需要に応じて私立学童クラブの新設を検討するとともに、学校内スペースのさらなる有効活用を図ることにより、子どもたちがのびのびと放課後の時間を過ごすことのできる環境を確保する必要がある。

７　参考

○千代田区放課後子どもプラン実施要綱

平成19年４月５日19千教指発第７号

改正

平成25年４月１日25千子児家発第116号

千代田区放課後子どもプラン実施要綱

１　目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するため、学校や児童館などで個別に取り組んでいる放課後関連事業に関して、子どもの視点から全事業の連携を図り、一体的に取り組んでいく必要がある。

国においても、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的或いは連携して実施する「放課後子どもプラン」を打ち出したところである。

この要綱は、千代田区として、全小学校の全児童を対象とした「放課後子どもプラン」を推進することを目的とする。

２　定義

区が「放課後子どもプラン」として実施する放課後対策事業は、「放課後子ども教室」及び「学童クラブ」で構成される。

３　実施校

区立小学校全８校で実施する。

４　実施内容

（１）　項目

放課後から午後５時までを基本とし、全児童を対象に、自由遊び、学習（補充・発展等個別の学習）、スポーツ、体験など地域の実情に併せ、幅広い活動を行う。

（２）　実施日

学校に児童が登校する日で、月曜日から金曜日の週５日

５　実施体制

（１）　小学校内における実施等

「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、可能な限り余裕教室等

の利用や小学校敷地内での実施を考慮する。

また、校庭、体育館、図書室の使用など、学校諸施設の弾力的な運用を図ることとする。

なお、現に既存の児童館など小学校以外の施設で放課後対策事業を行っている場合、特段の支障が生じていない場合、引き続き当該施設においても放課後対策事業を行うことや、小学校内に余裕教室がない等の理由により、新たに小学校外で実施することは差し支えないものとする。

さらに、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更に対応できるように、学校関係者と「放課後子どもプラン」関係者との間で、迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めることとする。

（２） コーディネーターの配置

「放課後子どもプラン」の実施にあたっての総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、事業の円滑な実施を図ることとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

（３） 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、自由遊びや学び、スポーツ、体験或いは地域住民等との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際、学童クラブ在籍児童に対しても、その機会が提供できるように、コーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において十分な調整に努めるものとする。

（４） 学童クラブ対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、学童クラブの対象児童に対しては、東京都が策定した「学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱」に基づき、「東京都放課後子どもプラン実施要綱」に示されているサービスを提供し、そのサービスの質の向上及び適正な運営を確保するものとする。

（５） 運営委員会の設置

「放課後子どもプラン」の実施にあたって、効果的な放課後対策事業の運営を検討する観点から、教育委員会、学校関係者、学童クラブ関係者、ＰＴＡ関係者、青少年委員、民生委員・児童委員（主任児童委員）等で構成される運営委員会を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

上記運営委員会においては、事業計画、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等について検討する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日25千子児家発第116号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

教育委員会資料６－１
令和５年２月１７日

子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について

１　背　景

国は、平成６年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准した。この条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していこうとするものである。この条約をもとに、児童福祉法の改正など、子どもの権利に関する国内法が整備された。

２　検討経過

令和４年５月、千代田区内の児童・生徒が安心して生活できているか等、児童・生徒を取り巻く状況を把握するため、区立小学校４～６年生、区立中学校１～３年生及び九段中等教育学校前期課程を対象としてアンケートを実施した。

アンケート結果やこども基本法の制定等を踏まえ、子どもの権利に関する啓発及び子どもに関わる相談窓口の周知強化を図ることとした。

３　啓発・周知方法

子どもの権利及び子どもに関わる相談窓口に関する冊子（小学生向け・中学生以上向け）を作成する。

冊子はイラスト等を用い、子どもの権利をわかりやすく説明するとともに、保護者に向けたメッセージも掲載し、家庭等で子どもの権利について考えてもらうきっかけとする。また、漫画等を用いてケース別に区等が設置している様々な相談窓口を子どもたちにわかりやすく周知する。

４　今後のスケジュール（予定）

令和５年４月　　区立学校配布・区ホームページ掲載

令和５年度
- 区立学校において、当該冊子を活用し、子どもの権利についての授業を実施予定
- 子どもたちにとってより良い区政を実現していくため、区政情報の提供、参画する機会や意見を聞く仕組みについて、効果的な手段・方法を検討

小学生向け

教育委員会資料６－２
令和５年２月17日

「子どもの権利」について

みんな元気に生きる権利がある！

あなたはひとりじゃないからね。

千代田区は、皆さんをとても大切な存在として考えています。
皆さんときちんと向き合い、守っていきますので、
自分の夢や希望をもって、
未来に向けて元気にすくすくと育ってください。

千代田区

「子どもの権利」とは、子どもが、自分のしたいことをできたり
ほかの人に自分がしてほしいことを求めたりできることを言うんだよ。
大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の
4つがあるよ。すべての子どもには、生まれたときからこの権利があるんだよ。
それは、世界中どこでも守られていることなんだ!

世界の人たちで決めた

「子どもの権利条約」って何かな?

みんなは、いまはまだ成長している途中だけれど、ひとりの人間として、とても大切な存在なんだ。でも世界の中には大人から守ってもらえなくて、いじめられたり、小さい時から働かされたりして、つらい目にあっている子どもがたくさんいる。年齢やどこの国で生まれたか、男の子か女の子かなどに関係なく、すべての子どもを大切に守っていかなければいけない、と考える大人たちが世界中から集まって、「子どもを守るための決まり」を作ったんだ。それが「子どもの権利条約」なんだよ!

「権利」は、自分がしたいことを自由にできたり、自分にどうしてほしいかを、家族や他の大人に言えることだよ。
「条約」は、決めた約束ごとを文章にしたもののことだよ。

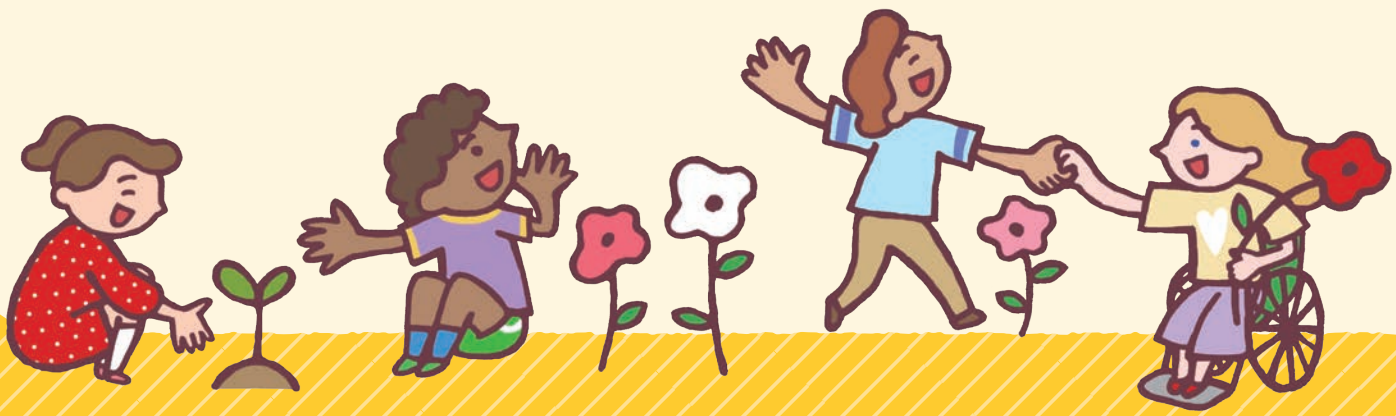

わたしたちが説明するよ！

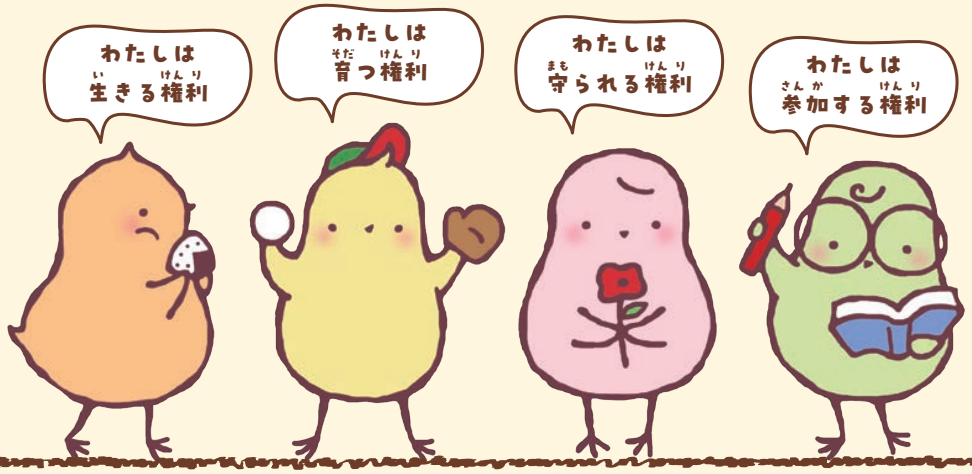

次のページから
「子どもの権利」を
詳しく見てみよう！

「子どもの権利条約」は、4つのきまりがあるよ。

このきまりは条約に書かれていて、権利とあわせて考える必要があるよ。

きまり1　命を守られ成長できること

子どもの命は守られるよ。病気になったら病院でみてもらったり、学校で勉強できたり、毎日安心して生活できるように支えてもらうことが決められているんだ。

きまり2　子どもにとって最も良いことを考えること

子どもは自分のことを自分で決められるよ。また、子どもに関して何かをするときは、“その子にとって一番良いこと”を考えることが決められているんだ。

きまり3　自分の意見を言って参加できること

子どもは自分のことについて、“こうしてほしい”“ああしてほしい”と自由に言うことができるよ。大人はその意見について考えることが決められているんだ。

きまり4　差別をされないこと

世界中の子ども全員がおなじように守られるよ。年齢やどこの国で生まれたか、男の子か女の子かなどに関係なく、守られると決められているんだ。

生きる権利

みんなは、すべての人から大切にされ、しっかり食べ、安心して眠り、
元気にくらすことができるよ。
また、病気やケガをしたときは、病院などで治してもらえる。
体や心が苦しくなったときは、近くの大人にすぐ相談しよう。

保護者のみなさまへ	親(保護者)は、子どもの心や体の成長に合わせて適切な指導をする必要があります。子どもの指導については親の意見は尊重されます(子どもの権利条約第5条より)。また、子どもも日々さまざまなストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃さないように気を付けることが大切です。

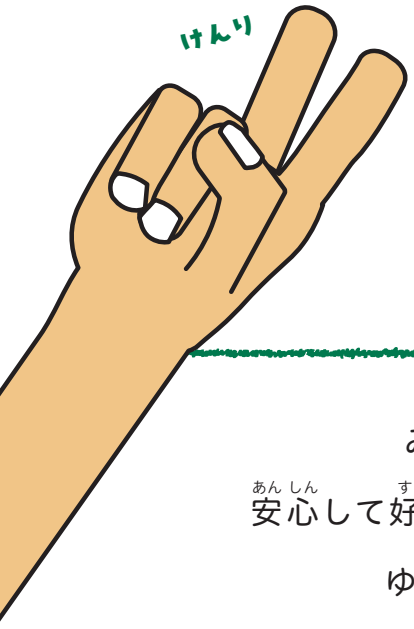

育つ権利

みんなは、すくすくと大きく育つことができるんだ。
安心して好きなことを勉強したり、友だちと遊んだり、音楽を聞いたり、
ゆっくり休んだり、自由な時間をもつことができるよ。

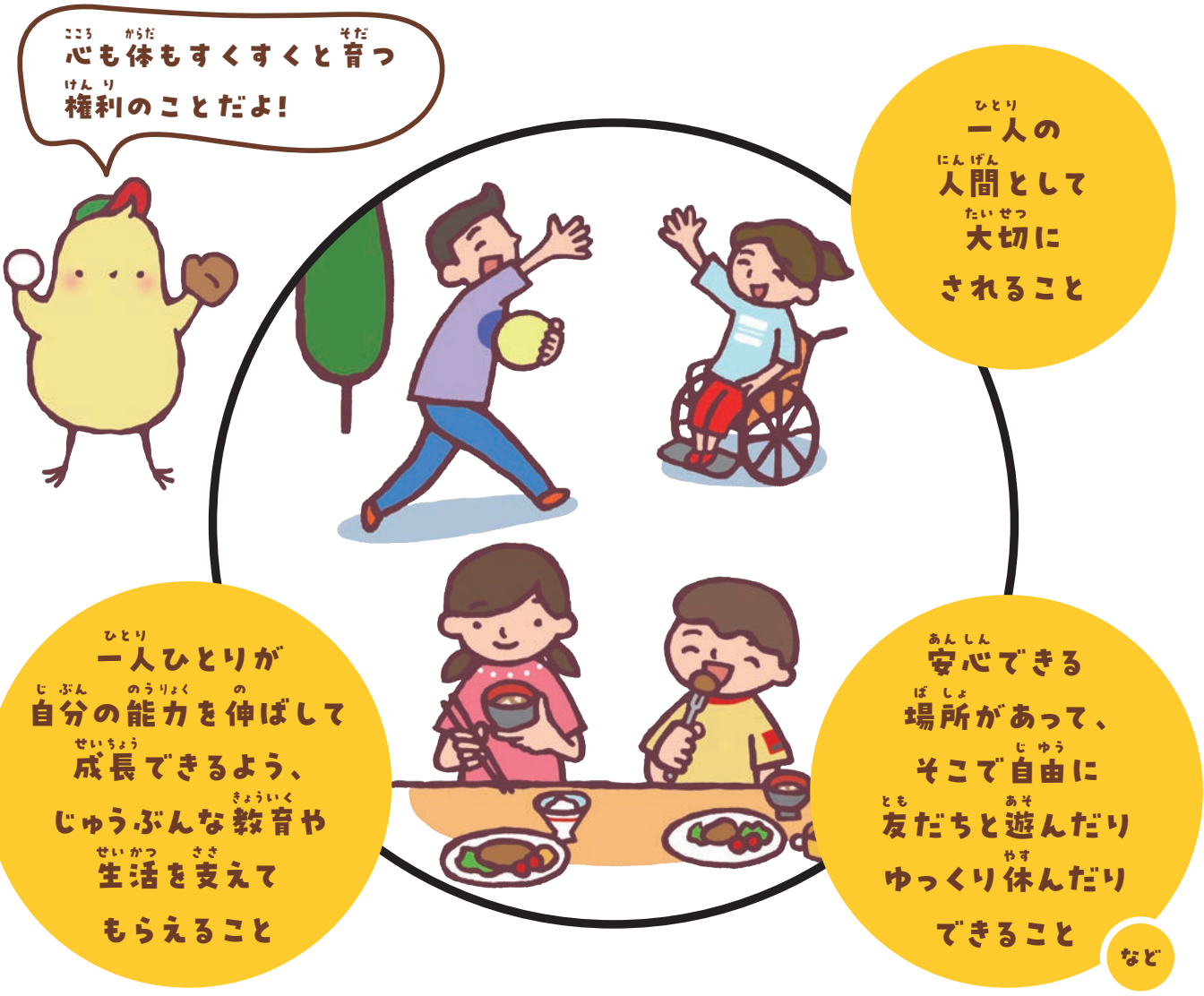

保護者のみなさまへ	子どもとたくさん話をして、子どもが何をやりたいのか、知ることが大切です。自分の子どもと他の子どもを比較するのではなく、一人ひとりの個性を尊重して育ててあげましょう。

守られる権利

みんなは、いじめられたり、苦しめられたりしないよう、
守られることが決められているよ。世の中には、生活や考え方の違う人がいるけれど、
その違いを理由に差別することもできないんだ。
自分やお友だちがいじめられていたり、悩んだり、困ったりしたときは、相談してね。

保護者のみなさまへ	すべての子どもは、大人と同じように人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。虐待や危険な目にあうことなく、安心してのびのびと暮らせるよう、周囲の大人が目を配り、守ってあげる必要があります。

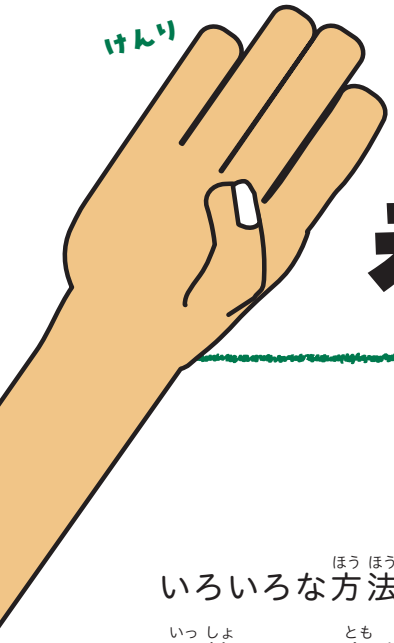

参加する権利

みんなは、自分の考えやしたいことが大切にされ、
自由に意見を言うことができるんだ。
いろいろな方法で自由に表現することができるけれど、相手の話をよく聞くことや、
一緒にいる友だちやまわりの人が困るようなことのないようにするのも大切だよ。

保護者のみなさまへ	子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの年齢や精神の成長に応じて話をじっくり聞き、子どもの意思を尊重することが大切です。同時に、人を傷付けることや周囲に迷惑をかけてはいけないことを、しっかり教えてあげましょう。

こんなときはどうすればいい!?

おうちの人から嫌なことをされていたら

こんなこと身に覚えある？

たたく、ける、なぐるなど、
痛いことを
されることがある

部屋に閉じ込められる、
追い出される、
食事をさせてもらえない

無視する、みたくない物を
見せられるなど、
嫌な気分になることをされる

おうちの人から、いつもイヤなことを
されている。そんなときは相談してみてね。

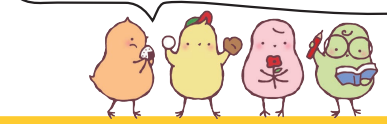

相談窓口

【千代田区】子どもと家庭に関わる総合相談／千代田っこホットライン（24時間）

電話番号 **03-3256-8150**

【東京都】子供の権利擁護専門相談 話してみなよ -東京子供ネット-

電話番号 **0120-874-374**

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

【全国】児童相談所共通ダイヤル いちはやく（24時間無料）

電話番号 **189**

【東京都】児童虐待防止のためのLINE相談
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

LINE

※ 月～金 9時～23時、土・日・祝・年末年始 9時～17時

★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。（10円玉1枚でだいたい1分話せるよ）

こんなときはどうすればいい!?

まわりの人と違い不安な気持ちがある

こんなこと身に覚えある？

男の子は男の子らしくと
趣味や服装を
押しつけられる

女の子は女の子らしくと
スカートを
無理にはかされる

自分が男の子か、
女の子なのか、
わからなくなることがある

自分はまわりの人と違うのに
自分らしさが認められない。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】千代田区男女共同参画センター MIW LGBTs相談（要予約）

予約電話番号 **03-5211-4316**

【東京都】Tokyo LGBT相談

電話番号 **050-3647-1448**

※ 火・金 18時～22時

LGBT相談@東京 **LINE**

※ 月・水・木 17時～22時

★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。（10円玉1枚でだいたい1分話せるよ）

こんなときはどうすればいい!?

いじめにあっていたら

こんなこと身に覚えある？

友だちから
いじめられている

つい、だれかに
いじわるをしてしまう

クラスのなかで
いじめをみた

つらくても、ひとりじゃないよ。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】いじめ・悩み相談ホットライン（24時間）

電話番号 03-3264-4397

【東京都】いじめ相談ホットライン（24時間）

電話番号 0120-53-8288

【全国】児童相談所共通ダイヤル いちはやく（24時間無料）

電話番号 189

相談ほっとLINE@東京 LINE

※ 毎日 15時～23時

★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。（10円玉1枚でだいたい1分話せるよ）

こんなときはどうすればいい!?

学校に行きたいのに、行けない

こんなこと身に覚えある？

学校に行くのが不安、
学校に行っていない

朝起きられない、
学校で友だちに会うのが不安

友だちがいない、
クラスや学校に居場所がない

クラスになじめない、なんとなく
不安で学校に行きたいのに行けない。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】児童・家庭支援センター 教育相談専用電話

電話番号 **03-3256-8140**

※ 月～金 10時～18時、土 9時～17時

【東京都】東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談

電話番号 **03-3366-4152**

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

相談ほっとLINE@東京 LINE

※ 毎日 15時～23時

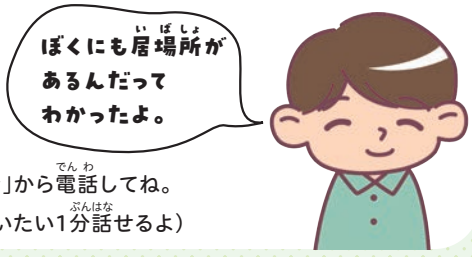

★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。（10円玉1枚でだいたい1分話せるよ）

困った時は、
これを読めばきっと大丈夫！

千代田区

教育委員会資料６－３
令和５年２月17日

Rights of the Child

「子どもの権利」について

みんな幸せに生きる権利がある！

一人ひとりかけがえのない存在である皆さんは、未来を担う千代田区の宝です。
千代田区では、皆さんが様々な経験を重ね、
夢や希望をもって健やかに成長できるよう、サポートを行っていきます。
皆さんは一人の人間として
尊重されるとともに、基本的人権が保障されています。

千代田区

世界中のすべての子どもは
子どもの権利条約で
守られている！

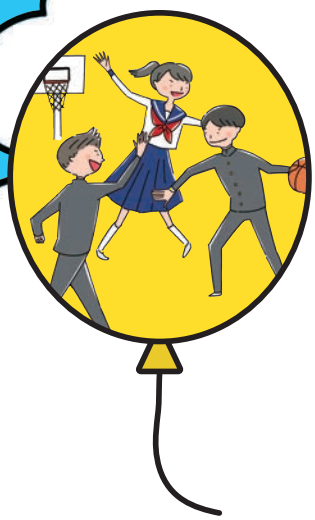

「子どもの権利条約」って何？

**「子どもの権利条約」は、
世界の人たちで決めた、児童の権利に関する条約です。**

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を、国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを権利のある主体と位置付け、大人と同様に“一人の人間としての人権”を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、大きく分けて4つの原則があります。これらの原則は、それぞれの条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められている他の権利と常に合わせて考えることが重要です。

原則 1

命が守られ、成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

原則 2

子どもにとって最も良いこと

子どもに関することが決められる、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えることと定められています。

原則 3

意見を表明し参加できること

自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することが定められています。

原則 4

差別が行われないこと

子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。大切なのは、お互いの違いを認め、尊重し合うことです。

この原則をもとに、子どもの権利が定められています。「子どもの権利4つ」については、次のページを見てください。

Rights of the Child 1

生きる権利

［安心して生きる権利］

みなさんには、すべての人から大切にされ、健康で安全に生活を送る権利があります。
心や体が苦しくなったときは、一人で抱え込まず、周りの大人や友達に相談しましょう。
必ずあなたの力になってくれる人がいます。

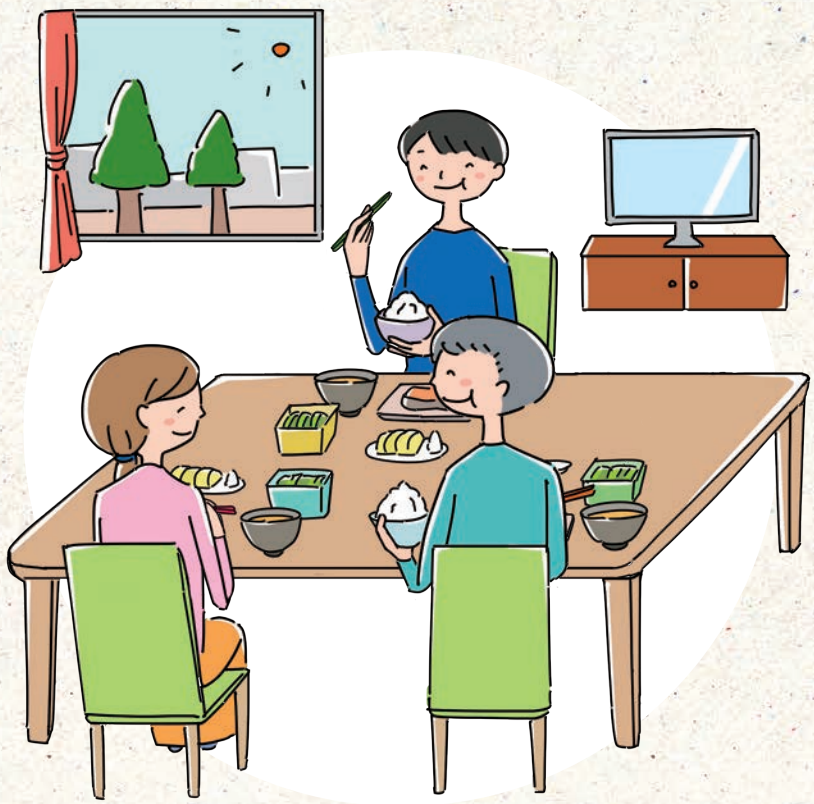

命が守られ、
みんなから愛され
大切に育てられること

病気やけがを
したときに、
病院で医療を
受けられること

差別を
受けないこと

など

中学生 高校生の 皆さんへ	子ども一人ひとりに「生きる権利」があります。すべての人から大切にされ、病気やケガをしたときは、病院などで治療してもらえます。体や心が苦しくなったときは、一人で抱え込まないで近くの大人や友達にすぐ相談しましょう。
保護者の 皆さまへ	子どもの心や体の成長に合わせて適切な指導を行うことが求められます。子どももストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃がさないように注意することが大切です。

Rights of the Child 2

育つ権利

［心も体も豊かに育つ権利］

みなさんには、元気に育ち、教育をうけたり、友達と遊んだり、
時には休んだりする権利があります。また、自分の考えや信じることの
自由が守られ、自分らしく成長することができます。

**一人の人間として
どこでも大切にされること**

**一人ひとりが
もって生まれた能力を
伸ばして成長できるよう、
十分な教育や生活の
支援を受けられること**

**安心できる場所が与えられ
ゆっくり休めたり、
遊んだりすることで
心身ともに成長できること**

など

中学生 高校生の 皆さんへ	学校も一つの社会です。みんなが楽しく学校生活を送れるように、協力しましょう。さまざまなことに興味をもち、積極的に学ぶことは、よりたくましく成長する力を身に付けることにつながります。
保護者の 皆さまへ	子どもとたくさん話をして、子どもが何をやりたいのか、知ることが大切です。自分の子どもと他の子どもを比較するのではなく、一人ひとりの個性を尊重して育ててあげましょう。

Rights of the Child 3

守られる権利

［自分を守る・守られる権利］

みなさんには、保護者や大人や友達から暴力を受けたり、心を傷付けられたり、
家族に放ったらかしにされることなどがないよう、守られる権利があります。
自分や友達がそのようなことで困ったり悩んだりしているときは、信頼できる大人に知らせましょう。

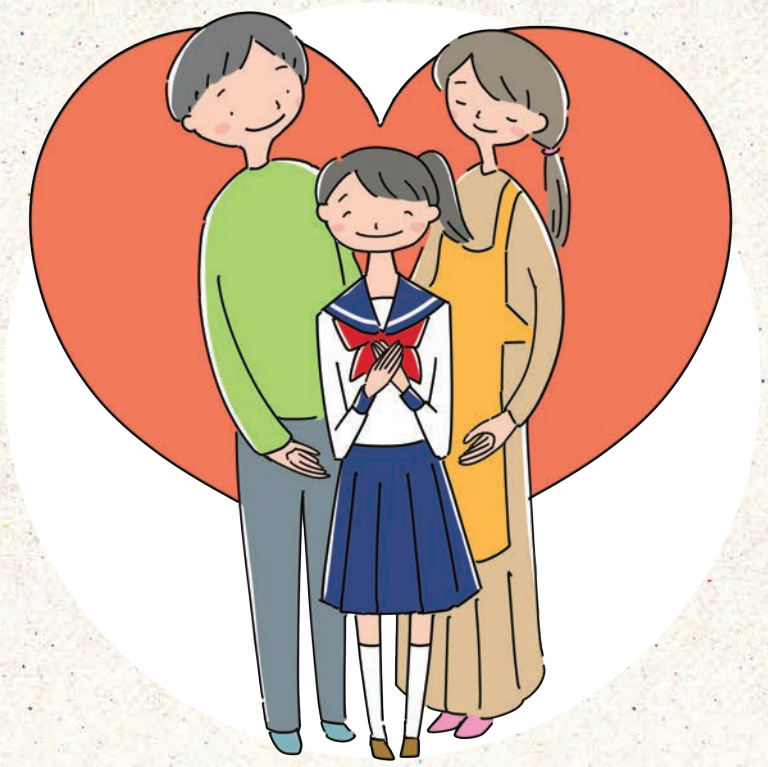

- いじめや体罰から守られること
- 暴力を受けることや虐待から守られること
- 人には知られたくない自分の秘密を守られること

など

中学生 高校生の 皆さんへ	みなさんは、いじめや暴力を受ける、虐待されるなどの被害を受けないよう、子どもの権利条約で守られています。もし、自分や友達がそのようなことで困ったり悩んだりしているときは、すぐに助けを呼びましょう。
保護者の 皆さまへ	すべての子どもは、大人と同じように人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。虐待や危険な目にあうことなく、安心してのびのびと暮らせるよう、周囲の大人が目を配り、守ってあげる必要があります。

Rights of the Child 4

参加する権利

［地域や社会に参加する権利］

みなさんには、地域や社会の活動に参加する権利があります。
そのような場所で、自由に自分の意見を言ったり、
いろいろな方法で自分の考えを表現したりすることができます。

わがままや、自分の意見を無理やり通すのではなく、相手の意見を聞き、受け止めることも大切です。

**自分の意見や考え方を
いろいろな場所で
自由に言えること**

**自由に仲間を作ったり
みんなで活動したり
できること**

など

中学生 高校生の 皆さんへ	みなさんも、社会の一員として地域の活動などに参加することができます。生徒会活動などでも積極的に意見を出し合い、地域のイベントやボランティア活動にも積極的に参加し、自分自身の視野を広げましょう。そういう機会が得られない場合は、頼れる大人に相談しましょう。
保護者の 皆さまへ	子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの年齢や精神の成長に応じて話をじっくり聞き、子どもの意思を尊重することが大切です。同時に、人を傷付けることや周囲に迷惑をかけてはいけないこともしっかり教えてあげましょう。

こんな時はどうすればいいですか!?

Case 1

大人から嫌なことをされている

こんなこと身に覚えありませんか？

大人の人（親や知り合いの人、教職員など）から肉体的・精神的な暴力を受けたり、性的なことを要求されたり、大人から性的暴行を受けたことがある。そんな経験がある人はいませんか。他人には言いにくいことでも、一人で悩まず、思いきって下の相談窓口に相談しましょう。やさしく親切に解決策を一緒に考えてくれますよ。

たたく、ける、なぐるなど肉体的な暴力を受けている

性的な嫌がらせを受けている、性的暴行を受けそうになった

過度な期待から勉強を強いられ、成績が伸びないこと等についてプレッシャーをかけられる

相談内容の秘密は守ります。あなたの味方です。

家の人や大人から、いつも
イヤなことをされている。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】子どもと家庭に関わる総合相談／千代田っこホットライン（24時間）

電話番号 03-3256-8150

【東京都】子供の権利擁護専門相談 話してみなよ-東京子供ネット-

電話番号 0120-874-374

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

【東京都】

児童虐待防止のためのLINE相談

子ゴコロ・親ゴコロ相談＠東京

LINE

※ 月～金 9時～23時、土・日・祝・年末年始 9時～17時

こんな時はどうすればいいですか!?

Case 2

周りの人と違い不安感がある

こんなこと身に覚えありませんか？

一人ひとり個性は違うのに、性別でヘアスタイルやファッションを限定される。
あるいは、古い常識や固定観念を無理やり押し付けられる。そんな経験はありませんか。
周囲の人とは違う自分らしさを認めて欲しいと思ったら、下の相談窓口に相談しましょう。

**男の子は男の子らしくと
スポーツや服装を
押し付けられる**

**女の子の制服はスカートと
決まっていたり女の子らしく
無理にスカートをはかされる**

**からだは男なのに
男性用トイレに入るのに
抵抗を感じる**

何でもいいから悩みがあったら教えてね。あなたの味方です。

自分らしさを認めてほしい。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】千代田区男女共同参画センター MIW LGBTs相談（要予約）
予約電話番号 03-5211-4316

【東京都】Tokyo LGBT相談
電話番号 050-3647-1448
※ 火・金 18時～22時

LGBT相談@東京 **LINE**
※ 月・水・木 17時～22時

こんな時はどうすればいいですか!?

Case 3

いじめにあっている

こんなこと身に覚えありませんか？

最近、SNSによる相手を誹謗中傷する事件が増加し、大きな社会問題になっています。
顔が見えないためにエスカレートしてしまいがちともいわれています。
自分がされた場合を想像し、被害者にも加害者にもならないように気を付けましょう。

友達から
いじめられている

つい、誰かに
いじわるをしてしまう

クラスの中や学校で
いじめを見た

相談内容の秘密は守ります。

つらくても、ひとりじゃないよ！
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】いじめ・悩み相談ホットライン（24時間）
電話番号 03-3264-4397

【東京都】いじめ相談ホットライン（24時間）
電話番号 0120-53-8288

【全国】児童相談所共通ダイヤルいちはやく（24時間無料）
電話番号 189

相談ほっとLINE@東京 LINE
※ 毎日15時～23時

こんな時はどうすればいいですか!?

Case 4

学校に行きたいのに、行けない

こんなこと身に覚えありませんか？

なんとなく学校に行くのが不安、勉強についていけない、友達がいない、クラスになじめない。
さまざまな理由で、不登校になっている子どもが多くいます。あなたはどうですか。
不安や苦痛を感じていたら、話しやすい下の相談窓口に相談しましょう。

学校に行くのが不安、学校に行っていない

朝起きられない、学校に行って友達に会うのが不安

友達がいない、クラスや学校に居場所がない

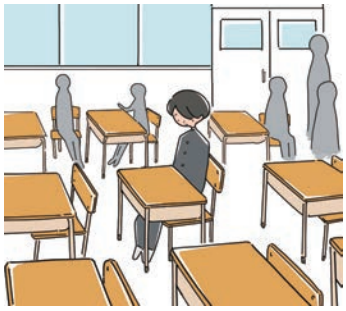

何でもいいから悩みがあったら教えてね。あなたの味方です。

力が出なくて、なんとなく不安で、
学校に行きたいけれど行けないことは？
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】児童・家庭支援センター 教育相談専用電話

電話番号 **03-3256-8140**

※ 月～金 10時～18時、土 9時～17時

【東京都】東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談

電話番号 **03-3366-4152**

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

相談ほっとLINE@東京 **LINE**

※ 毎日 15時～23時

あなたは一人じゃないからね。

千代田区

教育委員会資料７
令和５年２月 17 日

（仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について

１　概　　要

（１）(仮称)まなびの森保育園神保町については、令和５年５月１日開園予定で整備を進めているが、今般、一部資材（防火用シートシャッター）の調達が遅れる見込みとなり、工期内での工事完了が不可能

（２）区において、製造業者あて資材納入状況について聞き取りを実施。結果、昨年 10 月より供給を再開し、納入までは３～４か月程度は必要だが、順次納入できる状態との回答あり

２　入園予定時期

令和５年８月１日

３　利用を希望する方への周知

（１）０～５歳児を養育する保護者あてに別紙案内文を送付

（２）区ホームページ及び３月５日号広報紙への掲載

（３）地元町会への説明、その他関係機関への掲示等

４　今後のスケジュール

（１）令和５年２月下旬～　　利用希望者及び地元町会への周知

（２）令和５年６月上旬　　入園申込開始

（３）令和５年６月末　　入園決定

（４）令和５年８月１日　　入園

開園前には内覧会も実施予定。詳しいことが決まり次第広報などでお知らせ。

５　添 付 資 料

区民への周知文　　別紙のとおり

（仮称）まなびの森保育園神保町の入園を希望される方へ

～　入園時期の再延期のご案内　～

日頃より、千代田区の保育園施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

このご案内は、区内にお住いの０歳から５歳までのお子さんのいらっしゃる世帯の世帯主の方へお送りしております。

（仮称）まなびの森保育園神保町につきましては、令和５年５月１日の入園開始をめざし整備を進めておりますが、昨今の世界的社会情勢不安の煽りを受け、資材の一部に納入の遅れが生じており、納期の具体的な目途が立っていない状況となっております。

そこで、区としても、該当資材の製造業者に納期の状況等について聞き取りを行ったところ、納期が３～４か月程度必要ではあるものの供給は順次可能となる見込みとのことでした。これを踏まえ、再度の開設時期の検討を行い、令和５年８月１日を新たな開設予定時期とさせていただくこととといたしました。

本園を希望される方には、開設予定時期の度重なる変更となってしまい、心よりお詫びを申し上げます。

入園申込み時期等の詳細につきましては、決定次第、区のホームページなどでお知らせいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当あてお問合せください。

○　入園までのスケジュール

（１）令和５年６月上旬　　入園申込開始
（２）令和５年６月末　　入園決定
（３）令和５年８月１日　　入園予定

※ 工事の進捗状況により実施時期は定まりませんが、内覧会を実施する予定です。詳細が決まりましたら、ホームページなどでお知らせいたします。

【問い合わせ先】
千代田区子ども部子育て推進課子育て推進係
電　話：０３-５２１１-３６５３
メール：kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

地域振興部　資料１
令和５年２月17日

千代田区印鑑条例の一部を改正する条例について

１　改正理由

① デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正により、移動端末設備（スマートフォン）にも利用者証明用電子証明書の機能を搭載できるようになるため、移動端末機による印鑑登録証明書の申請について可能とする。
② 個人番号カードのメリットや利便性を高め、非接触型の手続きの活用促進や窓口の混雑緩和を図るため、コンビニに設置してある多機能端末機を、総合窓口課及び出張所に設置する。
③ 多機能端末機の総合窓口課への設置により、窓口受付システムの端末を廃止する。

２　改正内容

多機能端末等による印鑑登録証明の申請等（条例本則第20条）

① 印鑑登録証明の申請について、利用者証明用電子証明書を個人番号カード利用者証明用電子証明書に改め、移動端末設備を追加する。
② 民間事業者が設置する多機能端末機を千代田区又は民間事業者が設置する多機能端末機に改める。
③ 多機能端末機等を多機能端末機に改め、窓口受付システムの端末についての条文を削除する。

３　施行日

改正内容のうち①は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37条）第49条の規定の施行の日から施行する。②及び③は、千代田区規則で定める日から施行する。

４　新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表(抄)

○千代田区印鑑条例

新（改正後）	旧（現　行）
（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等） 第20条　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条において「法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	（多機能端末機等による印鑑登録証明の申請等） 第20条　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機等（千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するもの又は千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された専用の端末機で、証明書等の交付の申請を受ける機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附　則

この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。ただし、「個人番号カード」の次に「及び電気通信事業法第 12 条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備」を加える改正規定及び「第 22 条第１項」の次に「及び第 35 条の２第１項」を加える改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）第 49 条の規定の施行の日から施行する。

地域振興部資料２
令和５年２月 １７日

さくらまつりの開催について

１ 主　催　千代田区 ／ 千代田区観光協会

２ 協　力　千代田区商店街連合会 ／ 千代田区商店街振興組合連合会／
千代田区商工業連合会 ／ 東京商工会議所千代田支部

３ 実施期間　令和５年３月 24 日（金）～４月４日（火）の 12 日間（予定）

４ 内　容

（１）千代田区主催事業

①千鳥ヶ淵ボート場の夜間営業

無休（通常期は月曜日休業）で、通常期より延長して９時～20 時 30 分営業（乗船券の販売は 20 時まで）
混雑回避のため、整理券を発行

②広報 PR

・広報千代田　３月５日号(日)

（２）千代田区観光協会主催事業

①千鳥ヶ淵緑道ライトアップ

日没（18 時頃）から 22 時まで緑道一帯（約 700m）で LED による桜並木のライトアップを実施

②さくら観光案内所

千鳥ヶ淵緑道にガイドを配置し、観光客の案内を行う（英語対応可）

③グッズの販売

緑道販売ブースにて、観光大使リラックマグッズ・さくら入浴料等を販売

④観光協会ウェブサイト「さくら特設サイト」

おすすめの桜スポットや期間中の関連イベントを掲載するほか、ボート場に設置したライブカメラで、さくらの開花状況、緑道の混雑状況、ボート場の混雑状況や休止状況などが見られるようにする（３/３開設）

⑤さくらまつり特設電話　☎03－3556－0393

さくらの開花状況等を自動音声（録音）で案内

⑥春のガイドマップ(ハルメキ)　３月１５日(水)配布開始

配布場所：約 400 駅と区内ホテルや観光案内所約 90 ヵ所
配 布 数：12 万部

【新】⑦人数カウント及び混雑状況の把握

千鳥ヶ淵緑道、九段坂公園内に複数カメラを設置し、来場者の人数を AI カメラでカウントする
撮影したデータは AI が分析し、混雑状況を観光協会のウェブサイトに掲載する

【拡充】⑧安全対策について

昨年約 22 万人の４倍、100 万人の来場を想定し、来場者の誘導、巡回等の安全対策を実施する
対　策：①警備体制は、コロナ前の通常期（来観者延べ 130 万人）と同規模の警備員を配置
②周辺の各駅、武道館で卒業・入学式を実施する各大学と人の移動想定を共有する
③千鳥ヶ淵緑道の車両の通行止め（９時～22 時）を実施
④緑道の混雑状況を観光協会のウェブサイトからリアルタイムで発信（再掲）
⑤傷病者の発生に備え、麹町消防署の職員２名が九段坂公園のテントに常駐

【新】⑨謎解き

さくらまつりの来場者に、千鳥ヶ淵から区内を周遊してもらうため、「謎ときゲーム」を実施　商業施設や文化施設に８スポットを設定し、施設や地域由来のクイズを出題

期　　間：3月17日(金)～4月16日(日)
対　　象：小学生以上
参 加 費：1人500円
景　　品：参加賞と、すべての謎を解いた方には、抽選でオリジナルグッズをプレゼント
キット販売場所：千代田区観光案内所、東京シティアイ、丸の内Happ Stand&Gallery、靖国神社外苑販売ブース

（3）関係団体主催事業≪予定≫

①「千代田さくら祭り公式ガイドMAP2023」の配布（主催：千代田観光まちづくり実行委員会）

内　　容：イベント、さくらの見どころや飲食店の情報を掲載
配布期間：3月10日(金)（予定)から　なくなり次第終了
配布場所：区内公共施設、都営地下鉄／東京メトロ各駅、協賛各店舗
配 布 数：20万部

②さくらフェスティバル（主催：千代田区商店街連合会　共催：千代田区商店街振興組合連合会）

内　　容：公式ガイドマップに台紙を添付し、スタンプラリーを開催
　　スタンプラリーの最後のスポットを靖国神社に設定
実施時期：3月24日（金）～3月26日（日）　※さくらの開花状況により日程変更する場合あり

③無料シャトルバスの運行（主催：千代田観光まちづくり実行委員会）

内　　容：大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する「丸の内シャトル号」のコースを延長し、さくら祭り号を運行
コ ー ス：和泉橋船着場前→日本橋→東京サンケイビル→竹橋毎日新聞前→千代田区役所前→神保町→小川町スポーツ店街→お茶の水駅前→神田明神前→マーチエキュート→和泉橋船着場前
運行日時：3月25日（土）10時～18時　3月26日（日）10時～17時
　　※さくらの開花状況により日程変更する場合あり
運行間隔：20分～25分

【新】④丸の内ダイレクトシャトル(無料シャトルバス)の運行(主催:大丸有エリアマネジメント協会、協力:(株)JTB)

内　　容：千鳥ヶ淵と大丸有エリア間で人を行き交わすことを目的に直行便を運行する。
コ ー ス：千鳥ヶ淵戦没者墓苑駐車場 ⇔ 丸の内ビルディング横（行幸通り側）
運行日時：3月31日（金）～4月2日（日）　11時～19時40分（予定）
運行間隔：40分（定員による乗車規制あり）

⑤さくらクルーズの運行（主催：NPO法人ちよだの水辺を魅力ある都市空間に再生する会）

内　　容：①扇橋閘門-水のエレベーター体験&隅田川 - 深川桜回廊お花見クルーズ
　　4月2日(日)、3日(月)、4日(火)10時30分～12時
　　②神田川 - 桜並木&日本橋川観覧クルーズ
　　3月29日(水)30日(木)、31日(金)、4月1日(土) 10時30分～12時
　　③夜桜ミステリー&隅田川ライトアップクルーズ
　　3月28日(火)、29日(水)、30日(木)、31日(金)、4月1日(土)18時～19時30分
共　　通：(対象) 小学生以上（未就学児の参加はできません。）
　　(定員) 各便35名（申込順/最少催行人数25名）
　　(費用) 大人4,000円、小人2,000円
　　(申込) 主催者ＨＰから

⑥さくら美守り隊

千鳥ヶ淵緑道でのごみ拾い及びごみの持ち帰りを呼びかけ、またさくら再生募金活動を行う。
※道路公園課の事業で千代田区さくら基金クラウドファンディングを実施
　(2月20日の常任委員会で道路公園課から報告予定)

地域振興部資料３－１
令和５年２月１７日

新産業振興の方向性について

１　調査の目的

・調査業務は区の特性を活かした産業の振興についての調査を依頼。
　依頼した業務内容は以下の２点。
　　・新しい産業の振興についての調査
　　・イノベーション創出を促すためのスタートアップ支援についての調査

２　スタートアップ企業の立地状況

・千代田区に立地するスタートアップは渋谷区、港区に次いで多い。
・大丸有・永田町地域には約 30%のスタートアップが立地するものの、通信関連のスタートアップを中心に各地域に幅広く立地。
・従業員 100 名以上規模の大きなスタートアップが多く立地するのは神保町地域や大丸有・永田町地域。

３　地域の方々が求めている支援形態に対する考慮

・新産業振興については、既存の産業集積を踏まえ、親和性の高い、成長余力の大きな産業の候補について、顔の見える関係性を構築し試行するものと定義したが、新規の産業集積だけではなく、個性的に光を放つ既存企業の変革や磨き上げなどについても新産業振興と改めて定義し、新産業を幅広く捉える事とする。
・新産業振興に関しては、例えば、区内の商工関係団体に所属する事業者の魅力発掘や SNS 発信などについて、連携大学との協力などによる既存事業者の認知度や魅力向上についても新たな取組みとして今後検討する。
・また、ｅスポーツについても地域振興の１つの手段として捉えることにより、地域の方々に喜んでいただけるような形についても今後検討する。

新産業振興の方向性について　スタートアップ立地状況

地域振興部資料３－２
令和５年２月１７日

１．東京都内におけるスタートアップの立地状況

	東京都	区部	市部
総数	7,250	7,032	218
2013年以降設立	4,436	4,340	96

	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区
総数	1,015	747	1,503	555	216	144	60	81
2013年以降設立	623	459	922	306	151	73	27	49
	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区
総数	354	210	70	166	1,558	55	38	145
2013年以降設立	212	133	30	96	1,063	33	18	80
	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	
総数	22	19	18	17	17	10	12	
2013年以降設立	15	13	11	8	9	2	7	

※株式会社ユーザベースのスタートアップデータベース「INITIAL」に収録された企業情報　2022年12月2日アクセス結果

※株式会社ユーザベースのスタートアップの定義

・日本国内の未公開企業

・ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い事業成長に取り組んでいる企業

・これまでの世界を覆し、新たな世界への変革にチャレンジする企業

・その他イニシャルが対象と判断した企業

地域振興部　資料４
令和５年２月 17 日

独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力について

独立行政法人日本芸術文化振興会が管理運営する、国の伝統芸能の拠点である国立劇場及び国立演芸場は、開場から 55 年以上が経過し、施設の老朽化が著しいため、令和５年 11 月から令和 11 年度末ごろまで建替工事を行います。

その間、独立行政法人日本芸術文化振興会と区との共催で、内幸町ホールを使用し、「区民等が優れた伝統芸能に身近に親しむことができる事業（以下、「区民還元事業」という。）」を実施することで、区民等が伝統芸能に触れる機会を創出し、区民等への伝統芸能の普及に寄与するため、連携協力に関する協定書を締結しました。

１　「連携協力に関する基本協定書」の概要

（１）連携協力事項

ア　区民等を対象とした伝統芸能の鑑賞及び体験機会の充実を図るためのチケット特別割引その他の区民還元事業に関すること。

イ　区内の小中学生を対象とした夏休み期間等における伝統芸能に触れる機会の提供に関すること。

ウ　内幸町ホールの施設利用に関すること。

エ　共催で実施する事業の広報に関すること。

（２）内幸町ホール優先利用

千代田区立内幸町ホール条例（平成 10 年千代田区条例第 47 号）第５条の規定に基づき、共催事業の実施について、内幸町ホールを優先利用できるものとする。

（３）締結日

令和５年１月 30 日

２　令和５年度共催事業実施予定

（１）日時

令和６年２月 20 日（火）～25 日（日）

（２）演目

落語等

地域振興部　資料5-1
令 和 5 年 2 月 17 日

文化財に関する計画策定の進捗状況について

1．国指定史跡「常盤橋門跡」保存活用計画

（1）計画策定の背景

① 国指定史跡「常盤橋門跡」は、平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災し、令和 2 年度にかけて修理工事を実施した。

② 常盤橋周辺で大規模な再開発事業や首都高の地下化事業が計画されており、今後、史跡周辺の環境が大きく変化することが想定されている。

③ 平成 30 年に文化財保護法が改正され、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用計画の策定が推奨されている。

（2）進捗状況

常盤橋門跡の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承していくことを目的に、平成 30 年 9 月「国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

これまで 9 回の策定委員会を開催し、史跡の本質的価値やそれに準ずる価値を再整理し、それに基づく保存・活用・整備に関する基本方針などをまとめている。現在、令和 5 年度上半期の策定を目指している。

2．国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画

（1）計画策定の背景

周辺地域で計画されている再開発事業や首都高地下化工事の進捗状況を踏まえ、史跡を含めた常盤橋公園及びその周辺の整備方針を明らかにする必要がある。

（2）進捗状況

常盤橋門跡を顕在化し、史跡としての文化的・歴史的価値を高め、さらなる活用の機会を生み出すことを目的として、令和 2 年 10 月に「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」を設置した。

これまで 4 回の策定委員会を開催し、計画策定の論点を整理し、計画の構成等について検討を行ったほか、作業部会において、公園整備の具体案について検討を行っている。現在、令和 5 年度の策定を目指している。

３．江戸城外堀跡保存活用計画

（１）計画策定の背景

国指定史跡「江戸城外堀跡」は、平成 20 年 3 月に千代田区、新宿区、港区の 3 区で「江戸城外堀跡保存管理計画」を策定し、史跡の保存・管理に努めてきた。以下の課題に対応するため、「保存管理計画」を改定する必要がある。

①保存管理計画策定から 14 年が経過し、現状検証が必要になっている。

②平成 30 年に文化財保護法が改正され、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用計画の策定が推奨されている。

③史跡内に所在する建築物等の現状変更許可の条件として存置期限が 2028 年前後となっている。

（２）進捗状況

「江戸城外堀跡保存活用計画」を策定するため、本年 2 月 1 日付けで関係 3 区による協定書を締結した。現在、同計画策定委員会の設置に向けた調整を行っており、今年度内に第 1 回策定委員会を開催する予定である。

４．文化財保存活用地域計画

（１）計画策定の背景

平成 30 年に文化財保護法が改正され、文化財に関する考え方が「保存管理」から「保存活用」に移行するとともに、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等を図るための地域計画の策定が推奨されている。

（２）進捗状況

千代田区における文化財の保存・活用に関する基本方針を策定することにより、文化財をまちづくりや観光などに活かしつつ、地域が一体となって文化財の保存・活用・継承に取り組むことを目的に、令和 3 年 8 月「文化財保存活用計画策定委員会」を設置した。

これまで区における文化財の現状を把握するための総合調査と意識調査を実施したほか、3 回の策定委員会を開催し、課題の洗い出しを行いながら計画の構成や記載内容について検討を進めている。現在、令和 5 年度の策定を目指している。

令和4年度　文化財に関する計画策定の進捗状況

地域振興部　資料5－2
令和 5 年 2月 17日

		令和3年度	令和4年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常盤橋関係	「常盤橋門跡」保存活用計画	（3/29）第8回策定委員会					（8/1）第9回策定委員会							（4月）第10回策定委員会	保存活用計画策定 / 文化庁提出		
		文化庁・東京都・庁内との調整															
	常盤橋公園整備計画	（12/20）第1回作業部会		（5/12）第2回策定委員会					（10/4）第3回策定委員会		（12/2）第4回策定委員会			（3月）第5回策定委員会	公園整備計画策定		
									（10/28）第2回作業部会	（11/15）第2回作業部会		（1/19）第3回作業部会					
		文化庁・東京都・庁内・再開発事業者・首都高との調整															
	公園整備										暫定整備工事						
江戸城外堀関係	「江戸城外堀跡」保存活用計画	新宿区・港区との協議											関係3区による協定書 / 策定委員会設置	（3月）第1回策定委員会	策定委員会（年4回程度）	策定委員会（年4回程度）	保存活用計画策定 / 文化庁提出
		庁内・東京都・文化庁との調整															
文化財全般	文化財保存活用地域計画		（4/8）有識者会議				（8/19）有識者会議	（9/15）第3回策定委員会				（1/12）有識者会議		（3/2）有識者会議	策定委員会（年4回程度）	地域計画策定 / 文化庁提出	
		文化庁・東京都・庁内との調整															
		令和3年度	令和4年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度	令和6年度	令和7年度

地域振興部　資料５－３
令和５年２月１７日

国指定史跡常盤橋門跡

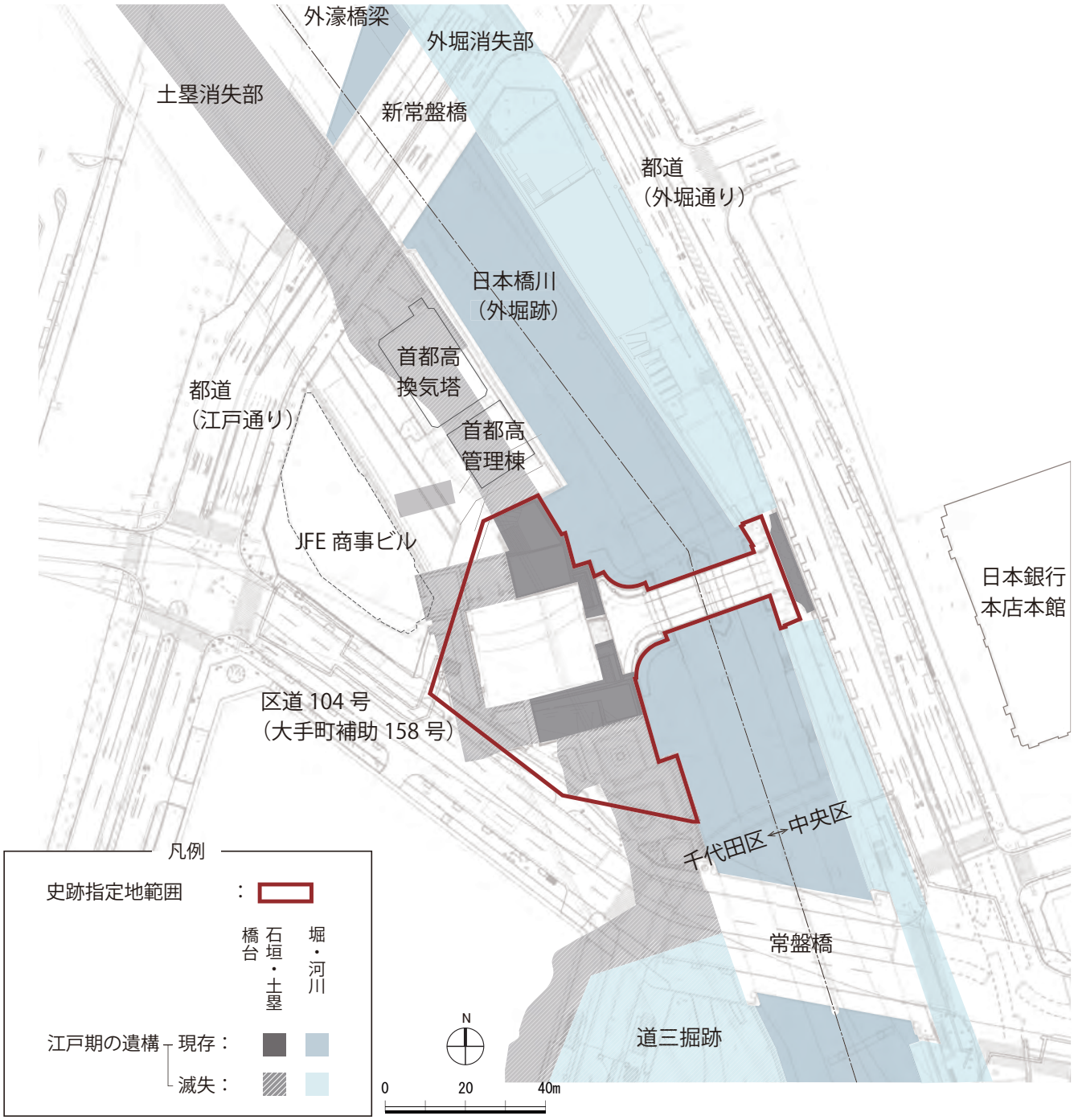

地域振興部　資料5－4
令和　5年　2月17日

撤去・搬出計画図

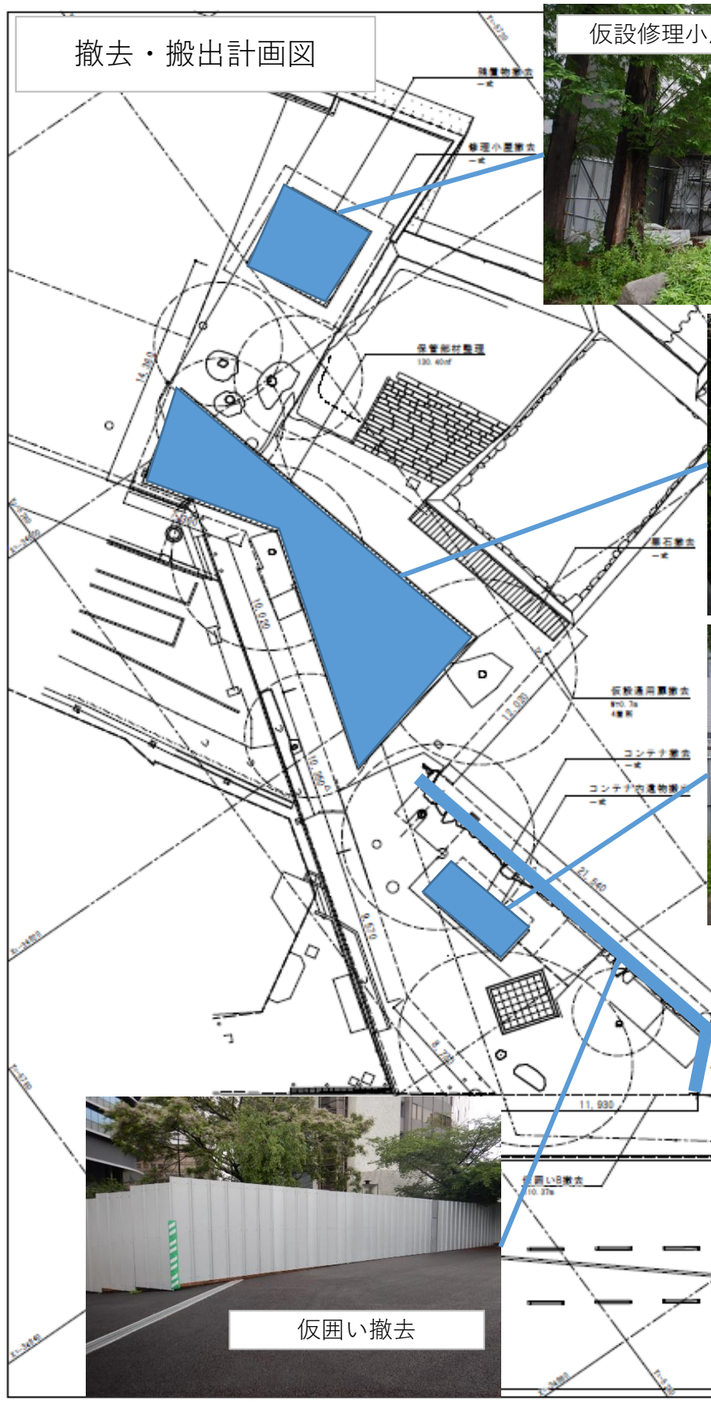

仮設修理小屋撤去

小屋内残置物廃棄

数量表

凡例	項目
----	仮囲いA撤去
----	仮囲いB撤去
----	仮設通用扉撤去
□	修理小屋撤去
▨	コンテナ撤去

コンテナ内遺物搬出

残置物整頓

栗石（舗装活用）

通気口部

コンテナ撤去

段差部

仮囲い撤去

仮囲い撤去、舗装

仮囲い撤去

地域振興部資料６
令和５年２月17日

千代田区民体育大会の見直し検討会 中間の取りまとめについて

第１章　千代田区民体育大会について　（本編１ページ）

- 昭和 38 年から継続して開催
- 区民体育の振興と区民相互の親睦を図り、もって区民福祉を増進させることを目的
- 外濠公園総合グラウンドを会場
- ８連合町会による対抗戦の形式
- 参加者数は約８千人（区民の１割以上が一堂に会する）
- 民踊連盟や海洋少年団などの日頃の活動成果のお披露目の場
- 町会未加入者が参加しにくい、競技参加者が固定化されるなどの課題も
- 平成 29 年度から令和元年度まではグラウンドコンディション不良、令和２年度から４年度はコロナ禍により中止

⇨ 平成 27 年度に「千代田区民体育大会のあり方検討会」にて見直しを検討し、提言書が取りまとめられたが、その後の相次ぐ中止により令和３年度に「千代田区民体育大会の見直し検討会」を設置し、改めて見直しの検討を行ってきた。

第２章　見直し検討会での議論について

第１節　体育大会の課題　（本編２ページ）

体育大会に関して意見交換を行う中で、以下の事項が重要課題として挙げられた。

- 会場に関する課題
- 幅広い区民の参加
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止

第２節（１）　会場に関する課題の検討について　（本編２～３ページ）

会場	外濠公園	日本武道館	東京ドーム	国立競技場	東京体育館	国立代々木競技場	上智大学真田堀運動場
	総合グラウンド	武道館	グラウンド	国立競技場	メインアリーナ	第１体育館アリーナ	グラウンド
所在区	千代田区	千代田区	文京区	新宿区	渋谷区	渋谷区	千代田区
競技・運営スペース	○	△	○	○	△	○	○
座席数		○	○	○	△	○	
雨天対応	×	○	○	×	○	○	×
飲食	○	×	△	△	△	△	×
飲酒	○	×	△	△	×	×	×
飲食店・ブースの設営	○	×	○	△	×	○	×
施設利用料金		約2,000万円	約3,000万円	約160万円	約70万円	約110万円	
土日の予約可否		×	×	△	×	×	×

委員からは外濠公園総合グラウンドの優位性について多くの意見があり、記念大会等、将来の国立競技場での開催を見据えた検討を継続するとともに、外濠公園総合グラウンドで大会を試行して課題を明らかにする方策が示された。

第２節（２）　幅広い区民の参加について　（本編３ページ）

これまでの体育大会における親睦に加え、スポーツ体験コーナーやキッチンカーの設置等、幅広い区民がふらっと立ち寄り、自由に参加でき、区民の親睦が図れる場にできるよう、今後も検討が必要である。

第２節（３）　新型コロナウイルス対策について　（本編３～４ページ）

区民体育大会の開催を前提としながらも、新型コロナウイルスの流行状況、国及び東京都の動向を注視し、時勢を踏まえた適正な判断を行う必要がある。

第３章　その他委員からの意見　（本編４～５ページ）

（１）　体育大会の認知度について

⇨　口コミや区報では届かない区民に対する周知の方法を

（２）　新たな競技・種目について

⇨　外濠公園総合グラウンドの人工芝化や、新型コロナ対策といった環境の変化を踏まえた競技種目の検討を

（３）　弁当提供・飲食について

⇨　飲食は、新型コロナウイルスをはじめ、諸般の状況を鑑み判断を

（４）　大会に彩りを添える“勝ち負け”について

⇨　体育大会の趣旨の再確認を

⇨　必要に応じて賞金の再検討を

（５）　客席をはじめとしたレイアウトについて

⇨　安全な大会運営を実現できるようレイアウトに工夫を

第４章　終わりに　（本編５ページ）

- これまで顕在化していた課題に加え、新型コロナウイルスへの対応など新たな課題も発生
- 体育大会は 23 区において唯一、区民の１割以上が一堂に会するスポーツイベントであり、いわば区の文化・伝統との意見も
- 中止による空白期間が長く続いたことにより、新たな課題が発生されることも予想される
- 今後さらに親しみが持て、誰でも参加できる体育大会へ、これまでの千代田区の文化・伝統を引き継ぐとともに、新たな区民イベントとして、さらに発展させることを期待

参考　見直し検討会における検討過程

回	開催日	検討事項
1	令和３年12月16日	・ 千代田区民体育大会の意向調査結果の報告 ・ 千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
2	令和４年３月29日	・ 千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
3	令和４年７月26日	・ 23区で行われる大規模スポーツイベントに関する報告 ・ 千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見 （新型コロナウイルス対策）
4	令和４年10月21日	・ 大規模施設利用に関する調査の報告 ・ 千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見 （幅広い区民の参加）
5	令和４年11月15日	・ 千代田区民体育大会の見直し検討会　中間の取りまとめ（素案）について

⇨ 令和５年度の大会開催後、必要に応じて見直しを行うため、当見直し検討会では「中間の取りまとめ」とした。

地域振興部資料６ 別紙
令和５年２月 17 日

千代田区民体育大会の見直し検討会
中間の取りまとめ

令和５年１月

千代田区民体育大会の見直し検討会

目次

第１章　千代田区民体育大会について
　第１節　検討までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　第２節　これまでの体育大会について　・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　見直し検討会での議論について
　第１節　体育大会の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　第２節　課題への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　　（１）　会場に関する課題の検討について　・・・・・・・・　２
　　（２）　幅広い区民の参加について　・・・・・・・・・・・　３
　　（３）　新型コロナウイルス対策について　・・・・・・・・　３

第３章　その他委員からの意見
　　（１）　体育大会の認知度について　・・・・・・・・・・・・　４
　　（２）　新たな競技・種目について　・・・・・・・・・・・・　４
　　（３）　弁当提供・飲食について　・・・・・・・・・・・・・　４
　　（４）　体育大会に彩りを添える“勝ち負け”について　・　５
　　（５）　客席をはじめとしたレイアウトについて　・・・・　５

第４章　終わりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

【参考資料】
千代田区民体育大会の見直し検討会
　１　設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　２　開催経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　３　委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第１章　千代田区民体育大会について

第１節　検討までの経緯

千代田区（以下、「区」という。）では、昭和 38 年から、区民体育の振興と区民相互の親睦を図り、もって区民福祉を増進させることを目的に「千代田区民体育大会」（以下、「体育大会」という。）を、外濠公園総合グラウンドを会場とし、８連合町会による対抗戦の形式で実施してきた。参加者数は約８千人であり、区民の１割以上が一堂に会する大規模イベントであるとともに、千代田区スポーツ振興基本計画（令和３年度）においては、「区民スポーツ大会を活用した地域の活性化」の施策として、「区民が集い、交流・親睦を深めることにより、地域の活性化を図る」ものとして位置づけられている。

一方、区の人口が増加する中、多岐にわたる課題も発生してきたことから、平成 27 年度に「千代田区民体育大会のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）が設置され、区に対して、「千代田区民体育大会今後の方向性について（提言）」（以下、「提言書」という。）が提出された。

これを受けて、一般観覧席の増設や弁当の提供なしなどの検討を行ったが、平成 29 年度から３年連続で、雨天によるグラウンドコンディション不良により、また令和２年度からは新型コロナウイルス感染症による影響により、令和４年度までさらに３年連続で中止となっている。

こうしたことから、改めて今後の体育大会の方向性について検討を行うため、令和３年度に「千代田区民体育大会の見直し検討会」（以下、「見直し検討会」という。）が設置された。

第２節　これまでの体育大会について

従前、体育大会は、外濠公園総合グラウンドで、一日を通じて、連合町会対抗の得点種目（玉入れ、リレーなど）と、区民が広く参加できるオープン種目（まとあて競争など）を中心に競技が行われてきた。

また競技だけではなく、民踊連盟や海洋少年団などの日頃の活動の成果をお披露目する場とするなど、観客を飽きさせない構成により、観客は会食を楽しみながら、競技や各団体の活動等を応援する光景が見られた。

その一方、体育大会は連合町会の対抗戦として行われてきたこともあり、町会未加入者が参加しにくい、競技参加者が固定化されるなどの課題も顕在化していた。

第２章　見直し検討会での議論について

第１節　体育大会の課題

検討会において、従前までの体育大会に関して意見交換する中で、体育大会における課題を抽出し、特に以下の事項が重要課題として挙がった。

・会場に関する課題
  ✧　会場の収容人員数
  ✧　グラウンドコンディション不良による大会の中止
・幅広い区民の参加
  ✧　町会未加入者等の参加
  ✧　大会の認知度
・新型コロナウイルスの感染拡大防止
  ✧　客席の混雑
  ✧　飲食時の感染防止対策

第２節　課題への対応

前節の課題について、見直し検討会で対応を協議し、以下のとおりの方向性とされた。

（１）　会場に関する課題の検討について

会場に関する課題については、平成 27 年度の提言書では「区内にこだわることなく、天候の影響を受けにくい屋内施設で開催すべきである。」とされていた。その一方、屋内施設だけでは、会場の収容人員や安定的な確保に懸念があることなどから、屋外の大規模施設も含めた調査、検討を行った。

８千人以上の観客を収容でき、かつ体育大会の競技スペースを確保できる施設として、日本武道館、東京ドーム、国立競技場、東京体育館、代々木競技場第一体育館、上智大学真田堀運動場を検討の俎上に載せた。

これらの会場を調査した結果、体育大会を日曜日とし、前日に設営するこれまでの日程で開催する場合、国立競技場にわずかに可能性があることから、国立競技場での体育大会実施を見直し案の一つとして検討を行った。見直し検討会において、客席が６万人以上の国立競技場で、８千人のイベントを実施した場合、一体となって盛り上がるためには、施設規模が大きすぎることや、競技場内の芝生ゾーンが使えないことなどを問題とする意見があった。

一方で、国立競技場での開催は、電光掲示板などの資機材の利用など、これまでの体育大会にはない新たな要素を盛り込んだ大会にできる可能性もあることから、記念大会の開催なども含め、将来における開催を見据えた検討を継続したいとの意見も出された。

さらに議論を進めた結果、人工芝生化により降雨に対して一定の改善が見込まれ、かつ多くの経験が蓄積していることなどから、外濠公園総合グラウンドの優位性について、委員の多くから意見が出され、体育大会を本格的に再開する前に、外濠公園総合グラウンドで試行して課題を明らかにするステップを踏むのも方策として考えてはどうかという意見も出された。

（２） 幅広い区民の参加について

会場である外濠公園総合グラウンドは、例年かなり混雑しており、体育大会をより幅広く区民が楽しめるものとするためには、限られたスペースを有効に活用しなくてはならない。そのため、プログラムの分割による参加者の分散を行いながら、スポーツ体験ブース等の設置をし、会場の混雑を防ぎながら、広く区民の参加を図る案について検討した。

各委員からは、例えば午前・午後で得点種目とオープン種目とを分けた場合や、午前もしくは午後に種目を集中させて実施する場合は、人の入れ替えの問題やオープン種目に対する参加者が集まるのか、また参加者の“一体感”が感じられないといった意見が出された。

また他区のスポーツイベントの特徴については、「他区はオリンピックなどの競技が多いが、千代田区は親睦を図れるような競技が多いと感じた。」との意見があった。

これまでの体育大会における親睦に加え、スポーツ体験コーナーのような区民が広くスポーツに親しめる場、キッチンカーの設置等、幅広い区民が気軽に立ち寄り、自由に参加でき、区民の親睦が図れる場にできるよう、今後も検討が必要である。

（３） 新型コロナウイルス対策について

体育大会では、客席は人と人とが触れ合う密な距離感であり、かつ大声を出しながらの応援が行われる中で、飲食を楽しんでいた。そのため、見直し検討会委員からは、「コロナ禍の中では、これまでのように車座になって飲食することは不可能ではないか」といった意見があった。

令和４年 11 月４日現在、東京都における大規模イベント開催のガイドラインでは、外濠公園総合グラウンドのように定員を設けていない会場で５千人以上のイベントを開催する場合は、感染防止安全対策計画を策定したうえで、人と人とが触れ合わない距離感で実施することが可能とされている。ただし大声を出すイベントの場合、１m以上の距離を要することになる。

そのため現行のガイドラインでは、大声防止のための拍手による応援の励行や、参加者どうしの距離感を確保するため、客席の拡大などを検討する必要がある。また、場内における飲食等についても、原則マスク着用かつ無言での飲食の励行、又は飲食専用の区画を設置する等、一定の措置を図る必要があり、感染防止安全対策

上、現時点でのガイドライン下においては、単純に従来どおりの体育大会を実施することには多くの制約がある。

新型コロナウイルスへの対策として、必要な場合には、縮小して開催するのが良いといった意見も示された。東京都のガイドラインは、感染状況を踏まえ、随時見直されている。そのことから、区及び実施委員会は、体育大会の開催を前提としながらも、新型コロナウイルスの流行状況、国や東京都の動向を注視し、時勢を踏まえた適正な判断を行う必要がある。

第３章　その他委員からの意見

第２章までに挙げた課題以外にも、委員からは多数の意見が挙がった。今後の大会見直しにあたって、区が検討の材料として活用できるよう、委員からの意見だけではなく、検討会としての意見を付記する。

（１）　体育大会の認知度について

体育大会の周知の強化を求める意見に対し、委員からは以下の意見が寄せられた。

- ✧　チラシやＳＮＳは見る人しか見ない
- ✧　周知方法は紙ベースも重要である
- ✧　ＰＴＡでは学校・園を通じて、地域イベントのチラシを配布し、子どもを通じた周知を行っている。

⇨　口コミや区報では届かない区民に対する周知の方法を

（２）　新たな競技・種目について

新しいスポーツ(競技)を取り入れる意見に対し、委員からは以下の意見が寄せられた。

- ✧　駅伝、マラソン大会の実施
- ✧　若い人が活躍しているもの
- ✧　親子が参加できるもの
- ✧　スポーツの体験会など
- ✧　ゴールする時間を指定する、速さを競わない競走

⇨　会場である外濠公園総合グラウンドの人工芝化や、新型コロナウイルス対策といった外的環境の変化を踏まえた競技種目の検討を

（３）　弁当提供・飲食について

弁当の提供を中止する意見に対し、委員からは以下の意見が寄せられた。

- ✧　弁当の提供が止まると、町会としては参加者を募る声をかけにくい
- ✧　飲食ができなければ短縮開催やプログラム組替えも必要ではないか
- ✧　区内飲食店にブース出店してもらったり、チケットを配ったりといったこ

とも可能、単に弁当の中止ではなく代替案も必要ではないか

⇨ **飲食は、新型コロナウイルスをはじめ、諸般の状況を鑑み判断を**

（４） 体育大会に彩りを添える“勝ち負け”について

連合町会対抗であっても、勝敗に関わらず、和やかな大会にしてほしいという意見に対し、委員からは以下の意見が寄せられた。

- ✧ 賞金があることにより、勝負に対する意識が強くなっている
- ✧ 審判への強い抗議など、親睦に水を差す場合がある

⇨ **体育大会の趣旨の再確認を**

⇨ **必要に応じて賞金の再検討を**

（５） 客席をはじめとしたレイアウトについて

会場レイアウトの工夫は必要であるという意見に対し、委員からは以下の意見が寄せられた。

- ✧ 競技スペースを狭くし、連合町会のスペースを広くするのもありかと思う
- ✧ スペースを狭くした場合、リレーなどはカーブがきつくなるおそれがある
- ✧ 応援スペースにもテントがあっても良いのではないか

⇨ **安全な大会運営を実現できるようレイアウトに工夫を**

第４章　終わりに

半世紀以上にわたり、多くの区民が参加してきた体育大会であるが、平成 29 年度以降、６年連続で中止になり、実施に際しこれまで顕在化していた課題に加え、新型コロナウイルスへの対応など、新たな課題も発生している。

見直し検討会では、令和３年 12 月から体育大会のあり方について検討を行ってきたところであるが、体育大会の見直しについて、会場、幅広い区民の参加、新型コロナウイルス対策などの重要課題への対応について、提起された様々な意見も踏まえて取りまとめた。

なお、第２章の課題以外にも、第３章で取りまとめた内容など、より体育大会の魅力を向上させる前向きな意見も委員から多数挙がった。

また、見直し検討会の議論において、「体育大会は、23 区において唯一、区民の１割以上が一堂に会するスポーツイベントであり、いわば千代田区の文化・伝統である」という発言に対し、多くの委員が賛同する場面が見られた。

今後、体育大会を再開する際には、これまで続いた中止による空白期間が長く続いたことにより、新たな課題が発生することも予想される。今後さらに親しみが持て、誰でも参加できる体育大会へ、これまでの区の文化・伝統を引き継ぐとともに、新たな区民イベントとして、さらに発展させるよう、期待するものである。

【参考資料】

１　千代田区民体育大会の見直し検討会設置要綱

（設置）

第１条　区民体育の振興と区民相互の親睦を図り、もって区民福祉の増進と区政の進展を図ることを目的とする千代田区民体育大会の運営方法や会場等を見直し検討するため、千代田区民体育大会の見直し検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）千代田区民体育大会の見直し検討に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めたこと。

（構成）

第３条　検討会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）体育協会の役員

（３）スポーツ推進委員協議会の役員

（４）青少年団体の役員

（５）障害者団体の役員

（６）連合町会長協議会の役員

（７）婦人団体の役員

（８）区内マンション居住者

（９）区立小学校及び中学校のＰＴＡの代表

(10) 千代田区職員（所管部長）

(11) その他区長が必要と認めた者

２　検討会の委員は、12 名以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第５条　検討会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、区長が指名する委員をもって充てる。

３　会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会の招集は、会長が行う。

２　会長は、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させることができる。

（事務局）

第７条　検討会の事務局は、千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課に置く。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　開催経過

開　催　日	主　な　議　題	検　討　事　項
令和３年 12 月 16 日	・「千代田区民体育大会」見直しの経緯・経過について ・千代田区民体育大会の意向調査結果について	・千代田区民体育大会の意向調査結果の報告 ・千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
令和４年３月 29 日	・第１回千代田区民体育大会の見直し検討会意見集約の確認・検討	・千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
令和４年７月 26 日	・23 区「大規模なスポーツイベント等の実施状況に関する調査」結果について ・千代田区民体育大会の見直しについて	・23 区で行われる大規模スポーツイベントに関する報告 ・千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
令和４年 10 月 21 日	・第３回千代田区民体育大会の見直し検討会の課題・意見の確認について ・体育大会あり方検討会の提言（平成 27 年度）について ・大規模会場について ・区民体育大会の見直しについて	・大規模施設利用に関する調査の報告 ・千代田区民体育大会、及び見直しに関する意見
令和４年 11 月 15 日	・千代田区民体育大会の見直し検討会　中間の取りまとめについて	・千代田区民体育大会の見直し検討会　中間の取りまとめについて

３　委員名簿

役　職	氏　　名	所属団体の名称	区　　分
会　長	髙松　与志之	（財）日本体育施設協会 専門委員 順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツマネジメント学科 客員講師	学識経験者
副会長	菅野　豊	千代田区体育協会 会長	体育協会の役員
委　員	植田　浩敏	千代田区スポーツ推進委員協議会　会長	スポーツ推進委員協議会の役員
委　員	井田　洋二	万世橋地区町会連合会	連合町会長協議会の役員
委　員	手塚　順子	千代田区婦人団体協議会	婦人団体の役員
委　員	鈴木　やす代	千代田区障害者共助会	障害者団体の役員
委　員	柿内　健介	千代田区青少年委員会	青少年団体の役員
委　員	上村　友子		区民
委　員	小川　福正	千代田小学校ＰＴＡ	区立小学校ＰＴＡ役員
委　員	令和４年３月31日まで 大矢　栄一 令和４年４月１日より 恩田　浩行	文化スポーツ担当部長	区職員